

坂出市障がい者福祉計画および
第8期障がい福祉計画
(素案)

令和8年〇月〇日

坂出市ふくし課

は じ め に



最終案にて掲載予定

令和9年3月

坂出市長

有福 哲二

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 障がい者福祉制度の変遷（国の動向）	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 計画の対象者	4
6 計画の策定体制	5
第2章 障がい者を取り巻く状況	7
1 人口構造	7
2 障がい者の状況	9
3 障がい児の状況	15
4 サービスの利用状況	18
5 アンケート調査からみる障がい者（児）の現状	25
第3章 計画の基本的な考え方【障がい者福祉計画】	60
1 基本理念	60
2 基本目標	61
3 施策体系	63
第4章 障がい者福祉施策の展開	64
1 理解と交流の促進	64
2 保健・医療の推進	72
3 療育・教育の充実	78
4 自立した生活支援の推進	84
5 雇用・就業支援の推進	92
6 安全・安心な生活環境の整備	97
7 情報提供・相談支援体制の充実	106
8 差別の解消および権利擁護の推進	110
第5章 第8期障がい福祉計画	116
1 令和11年度の成果目標	116
2 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）	124
3 地域生活支援事業の見込量（活動指標）	130
4 その他の対応	136

第6章 計画の推進..... 138

- 1 計画の推進体制 138
- 2 計画の点検・評価および改善 140

資料編..... 141

- 1 坂出市障がい者福祉計画および第8期障がい福祉計画策定経過..... 141
- 2 坂出市障がい者福祉計画および第8期障がい福祉計画について（提言） 142
- 3 坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会設置要綱..... 143
- 4 坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会委員名簿..... 144
- 5 用語解説 145
- 6 相談・支援窓口一覧 152

※「障がい」のひらがな表記について

坂出市において、『坂出市「障がい」ひらがな表記取扱指針』に基づき、法令、その他固有名詞を除き、「害」の字をひらがなに表記し、「障がい」とすることとしています。

※「共働」の表記について

この計画では、市民、民間事業者、行政等がお互いの役割や責任を認め合い、相互に関係を深めながら共に働く、行動する新しい関係を築いていこうという意味を込めて、共に働くという「共働」とすることとしています。

※「健幸のまちづくり」「健幸づくり」「健康」の表記について

本計画では、市民が健やかで幸せに暮らせる地域社会の実現に向けたまちづくりを「健幸のまちづくり」、心身の健康だけではなく、自分らしい生き方を実現するための取り組みを「健幸づくり」、心身の健康については「健康」としています。

※本計画で使用している書体について

本計画では、視認性・可読性の高いUD（ユニバーサルデザイン）フォントを使用しています。（一部を除く。）

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

本市では、平成9年に『坂出市障がい者福祉計画「共に生きる・坂出ふれあいプラン」』を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念を前提とした社会の実現をめざしてきました。

また、平成19年に『坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画』を策定し、「住み慣れた地域で共に豊かに安心してすごせるまち さかいで」を基本理念として、各種施策の展開を図り、平成27年には『坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画』の策定を行うとともに、平成30年には児童福祉法に基づく「第1期障がい児福祉計画」を包含した「坂出市第5期障がい福祉計画」を策定しました。さらに、令和3年には『坂出市障がい者福祉計画および第6期障がい福祉計画（「第2期障がい児福祉計画」を含む。）』を策定し、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保等に努めてきました。令和6年には第7期障がい福祉計画を策定しました。

その間、国では、平成23年に「障害者基本法」が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられ、また、平成25年に、障害者基本法の趣旨を踏まえ、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へ改正施行されるとともに、平成28年に「障害者総合支援法」および「児童福祉法」が改正され、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。直近の令和4年12月の法改正では、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現していくための措置を講ずる（改正障害者総合支援法）とともに、子育て世帯に対する包括的支援のための体制強化（改正児童福祉法）を図っています。

平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国・地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などが定められ、令和3年6月には事業者による合理的配慮の提供の義務化などが定められる改正法が公布され、令和6年4月に施行されました。また障がい福祉計画については令和9年度から令和11年度までの基本方針が令和8年3月に改訂されています。さらに「障害者総合支援法」は令和6年度、「児童福祉法」については令和7年度に改正されています。

このような法制度の改正や障がい者およびその家族のニーズの多様化に対応するとともに、本市における障がい者福祉施策を総合的・計画的な推進と、6年間の計画「坂出市障がい者福祉計画」と3年間の計画「第7期障がい福祉計画」が令和8年度で計画の期間が終了するため現行計画を改訂し、新たに「坂出市障がい者福祉計画および第8期障がい福祉計画」を策定します。

2 障がい者福祉制度の変遷（国の動向）

平成18年4月 「障害者自立支援法」 施行

- 身体・知的・精神の3障がいのサービスを一元化
- 定率負担
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障がい程度区分）の導入 等

平成19年9月 「障害者の権利に関する条約」に署名（未批准）

- 内容（全50条） 障がい者の市民的・政治的権利や教育・労働・雇用などの社会保障に関する権利の保障、アクセス手段の確保。障がいに基づく差別の禁止など。

平成22年6月 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」 閣議決定

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

平成22年12月17日の「障害者制度改革推進会議」にて、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ

「障害者自立支援法」の一部改正

- 平成24年4月1日施行
- 相談支援の充実、障がい児支援の強化

「障害者差別解消法」制定

- 平成25年6月19日 成立
- 平成28年4月1日 施行
- 差別禁止部会の意見に基づき策定
- 差別の禁止、人権被害救済などを規定

「障害者基本法」改正

- 平成23年8月5日 公布・施行
- ※一部は政令で定める日

「障害者総合支援法」制定

- 平成24年6月27日 公布
- 平成25年4月1日 施行
- ※一部は政令で定める日

平成26年2月 「障害者の権利に関する条約」国内発効

「障害者総合支援法および児童福祉法の一部を改正する法律」制定

- 平成28年5月25日 成立
- 平成30年4月1日 施行
- ・自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援の創設
- ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築など

「障害者総合支援法等(※1)および「児童福祉法等(※2)」の一部の法改正

- (※1) 令和6年4月1日 公布
- (※2) 令和7年4月25日 公布
- ※一部は政令で定める日

「障害者差別解消法の一部を改正する法律」制定

- 令和3年6月3日 成立
- 令和6年4月1日 施行
- ・事業者による合理的配慮の提供の義務化など

3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

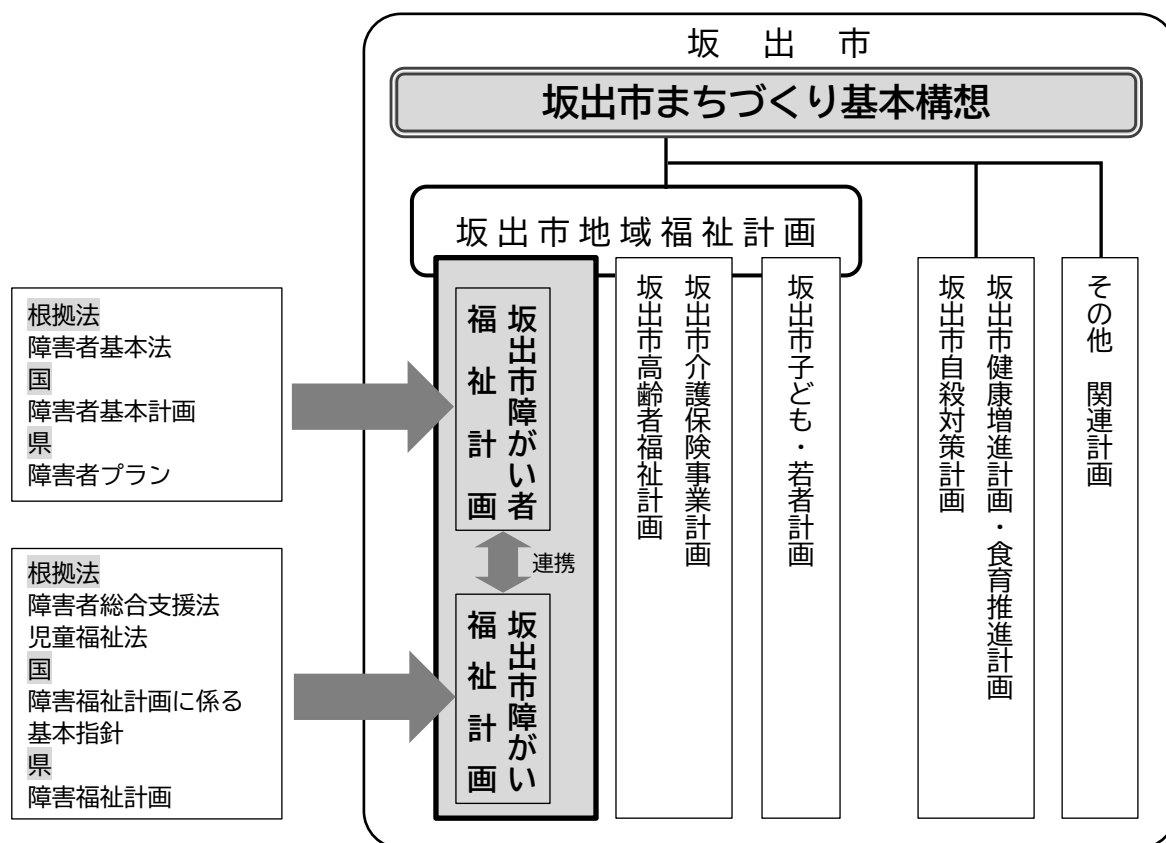
「坂出市障がい者福祉計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める計画であり、「障がい者福祉に関する基本計画」の位置づけになります。

「坂出市第8期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障がい福祉サービスの提供に関する具体的な数値目標などを定める計画であり、「障がい福祉に関する事業計画」の位置づけとなります。また、障がい児通所支援および障がい児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定める、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を包含します。

(2) 市の計画における位置づけ

本計画は、市政の最上位の方針である「坂出市まちづくり基本構想」や福祉分野の上位計画である「坂出市地域福祉計画」に基づいた福祉分野の個別計画です。

計画の推進にあたっては、「坂出市高齢者福祉計画」・「坂出市介護保険事業計画」や「坂出市子ども・若者計画」などの関連計画との連携や調整にも十分配慮するとともに、上位計画との整合を図りつつ、新たな課題などにも柔軟に対応していきます。



4 計画の期間

本計画は2つの計画を一体的に策定しており、「坂出市障がい者福祉計画」については、長期的な展望も視野に入れ、計画の期間を令和9年度から令和14年度までの6年間としています。令和11年度は中間年にあたることから、その中間見直しを行います。

また、「第8期障がい福祉計画」は、国の基本指針において、計画の期間を「3か年を1期」として定めていることから、令和9年度から令和11年度までの3年間とします。

令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度
			中間見直し					
障がい者福祉計画（第4期）								
令和3年から6年間			障がい者福祉計画（第5期）					
			6年間					
第7期障がい福祉計画 （第3期障がい児福祉計画を含む）			第8期障がい福祉計画 （第4期障がい児福祉計画を含む）					
3年間			3年間			第9期障がい福祉計画 （第5期障がい児福祉計画を含む）		
						3年間		

5 計画の対象者

本計画は、障がい者（児）や難病患者およびその家族、介助者を主な対象とします。

「障がい者（児）」とは、障害者基本法第2条で定められているところの、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けている人を総称するものです。

6 計画の策定体制

(1) 策定協議会での審議

計画策定にあたっては、「策定協議会」を設置し、アンケート調査やヒアリング調査結果、障がい福祉サービスの事業の見込量、計画書の内容などについて検討を行います。

(2) アンケート調査の実施

① 調査目的

市民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握し、坂出市障がい者福祉計画を改訂および第8期障がい福祉計画の策定や施策推進に役立てるための基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

② 調査対象

調査種別	調査対象者	抽出方法
当事者調査	坂出市在住の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の所持者	無作為抽出
一般市民調査	坂出市在住の18歳以上の方	無作為抽出

③ 実施期間 令和8年3月9日～令和8年3月31日

④ 調査方法 郵送による配布・回収（WEBによる回答可）

⑤ 配布・回収状況

調査種別	配布数	有効回収数	有効回答率
当事者調査	1,000人	562人	56.2%
一般市民調査	1,000人	474人	47.4%

(3) ヒアリング調査の実施

A. 事業所意向調査

① 調査目的

各法人の今後の障がい福祉サービス・地域生活支援事業に関する意向等を把握し、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料とするために実施しました。

② 実施期間 令和8年4月1日～令和8年4月24日

③ 調査方法 郵送による配布・回収

④ 配布・回収状況

配布数	有効回収数	有効回答率
22事業所	12事業所	54.5%

B. 関係団体意向調査

① 調査目的

障がい者を取り巻くサービスの現状や課題、今後の方向性などに関するご意見をお聞きし、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料とするために実施しました。

② 実施期間 令和8年4月1日～令和8年5月25日

③ 調査方法 聞き取りまたは郵送による配布・回収

④ 対象団体 坂出市身体障がい者団体連合会、坂出市手をつなぐ育成会、坂出市精神障害者家族会、坂出市発達障がい児（者）親の会、特定非営利活動法人中讃聴覚障害者協会、香川県中途失聴・難聴者協会、精神利用者

C. 庁内調査

前回計画に基づく施策の実施状況を検証するために、庁内各課に対し、ヒアリング調査を行いました。

（4）パブリックコメント（意見公募）の実施

市のホームページや窓口等において情報公開を行い、広く市民の方からの意見を求めました。

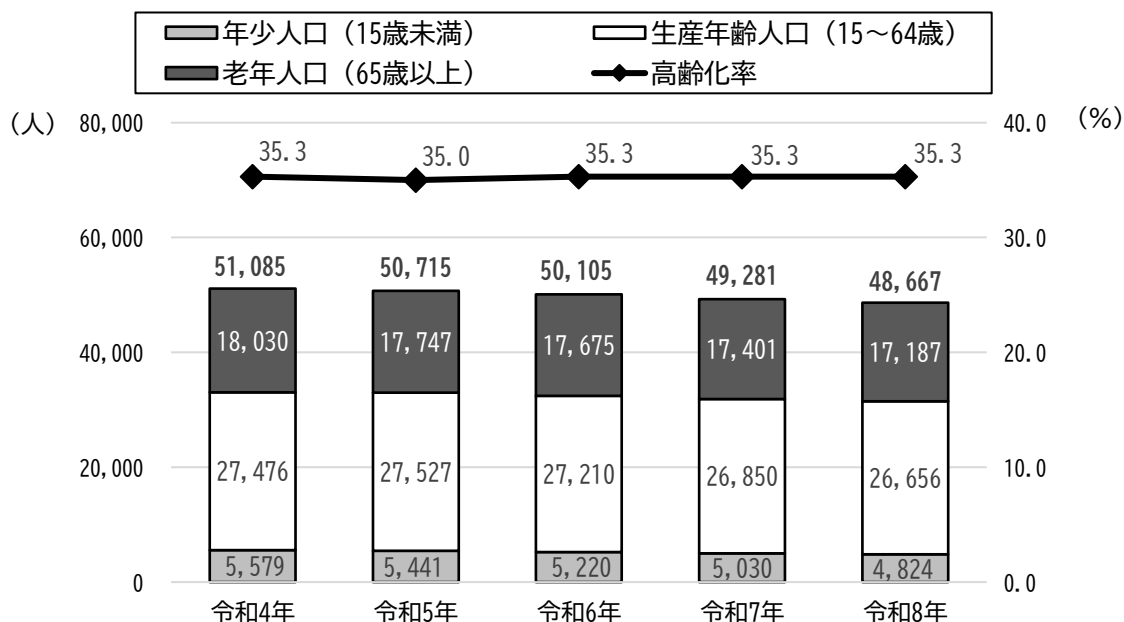
第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口構造

坂出市における総人口は減少傾向となっており、人口構成をみると、年少人口（15歳未満）は減少傾向となります。生産年齢人口（15歳～64歳）は、令和5年に増加に転じたものの令和6年以降は減少傾向となります。一方、老年人口（65歳以上）は、令和4年から減少していますが、総人口比は35%台で推移しています。

【総人口・年齢3区分別人口の推移（各年4月1日現在）】

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
総人口	51,085人	50,715人	50,105人	49,281人	48,667人
年少人口（15歳未満）	5,579人	5,441人	5,220人	5,030人	4,824人
総人口比	10.9%	10.7%	10.4%	10.2%	9.9%
生産年齢人口（15～64歳）	27,476人	27,527人	27,210人	26,850人	26,656人
総人口比	53.8%	54.3%	54.3%	54.5%	54.8%
老年人口（65歳以上）	18,030人	17,747人	17,675人	17,401人	17,187人
総人口比	35.3%	35.0%	35.3%	35.3%	35.3%



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

人口構成比を香川県と比較すると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）は県よりも〇〇、老年人口（65歳以上）は県よりも〇〇なっています。

また、1世帯あたり人員は、県よりも〇〇なっています。

【坂出市と香川県との比較】

	坂出市		香川県	
	令和2年	令和7年	令和2年	令和7年
年少人口（15歳未満）	11.1%		12.1%	
生産年齢人口（15～64歳）	52.9%		56.2%	
老年人口（65歳以上）	36.1%		31.8%	
1世帯あたり人員	2.28人		2.27人	

資料：国勢調査

※調査年の10月1日現在の国勢調査の人口のため、P7の人口とは異なります。

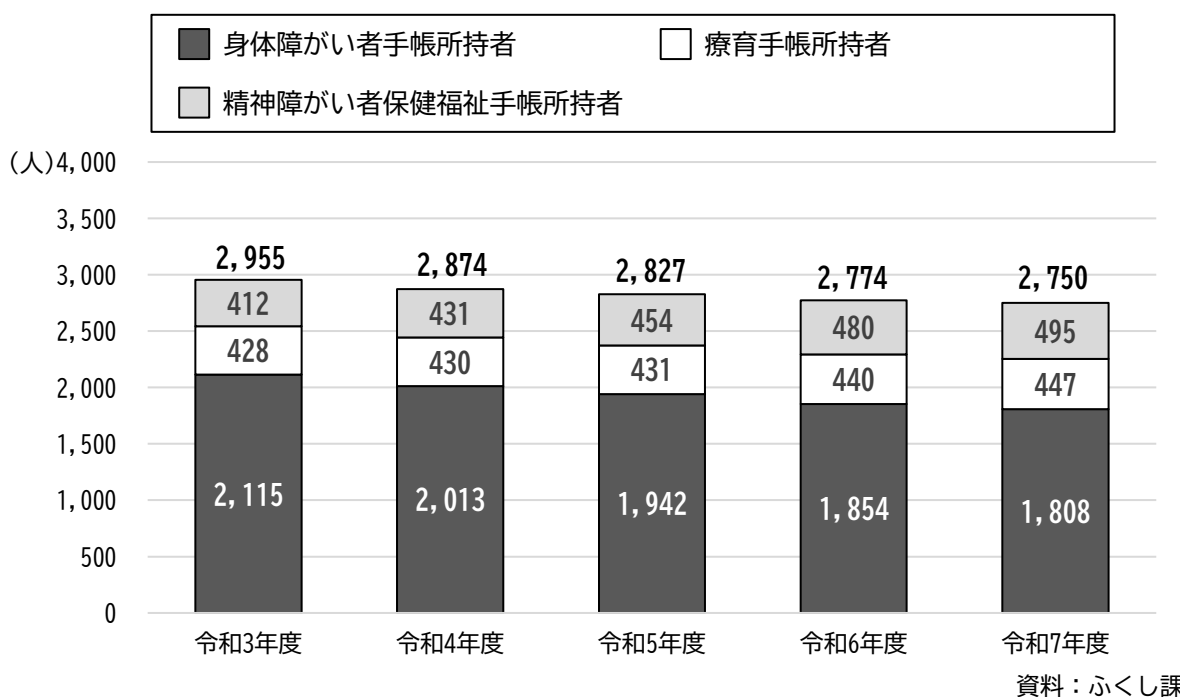
国勢調査結果の公表後に最新データを反映予定

2 障がい者の状況

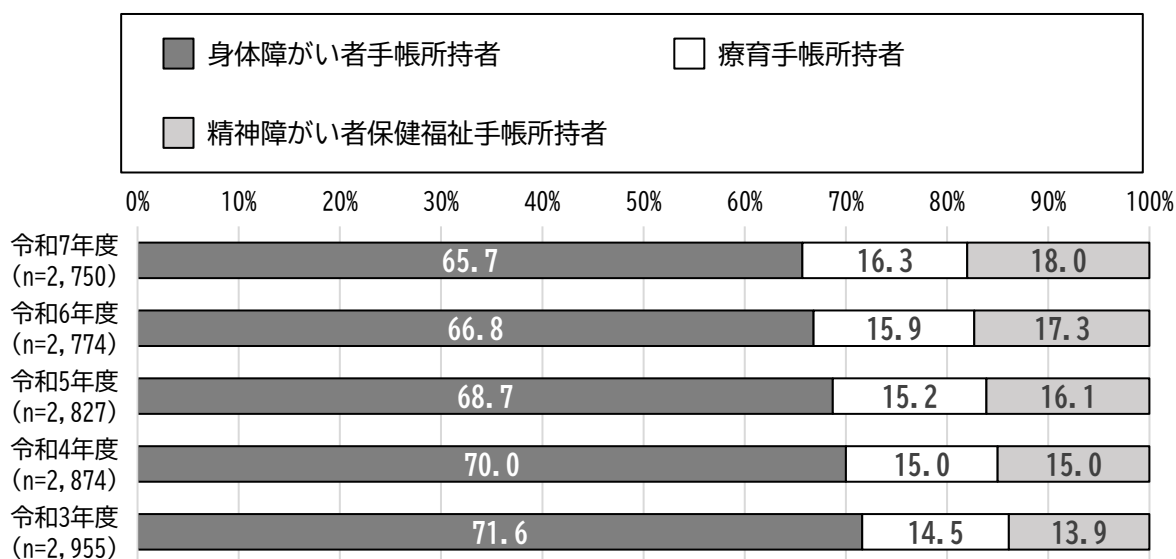
(1) 障がい者手帳所持者の状況

令和3年度から令和7年度の障がい者手帳所持者数をみると、減少傾向にあります。また、手帳別の所持者割合は、身体障がい者手帳所持者が減少傾向にある一方で、療育手帳所持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

【障がい者手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）】



【障がい者手帳所持者の構成比の推移（各年度3月31日現在）】

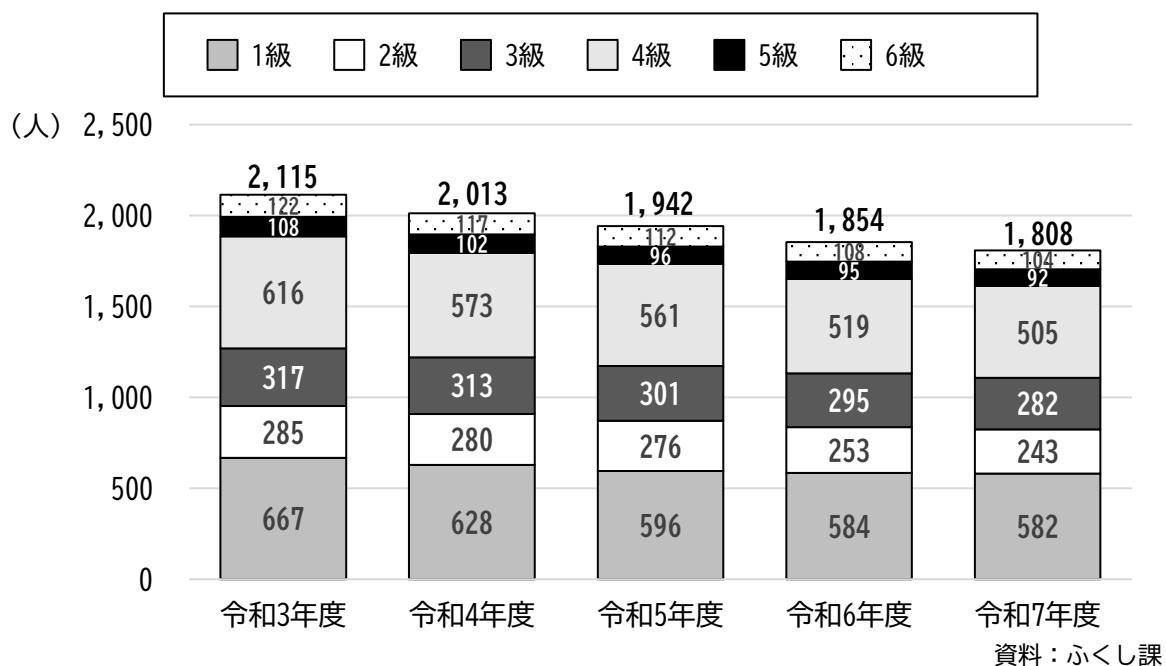


(2) 身体障がい者手帳所持者の状況

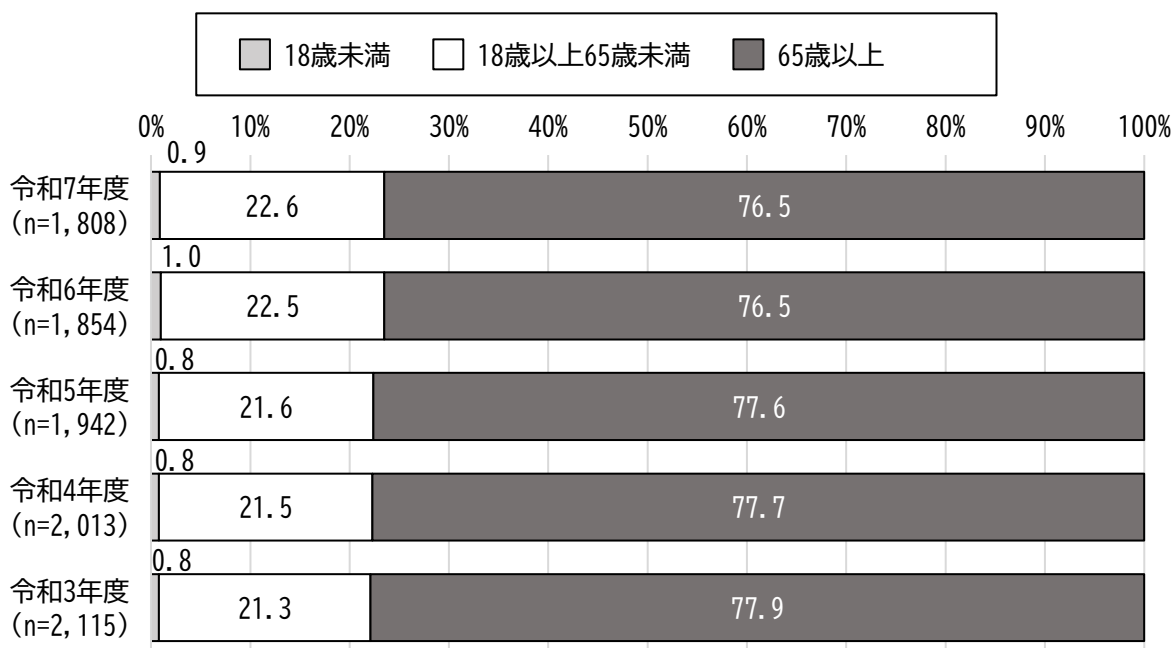
身体障がい者手帳の所持者数は、減少傾向にあります。等級別に見ると、「1級」が最も多く、次いで「4級」となっています。年齢別にみると、「18歳未満」は1%未満にとどまっており、「65歳以上」が7割以上を占めています。

障がいの種類別にみると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」となっています。

【身体障がい者手帳所持者数の障がいの程度別推移（各年度3月31日現在）】

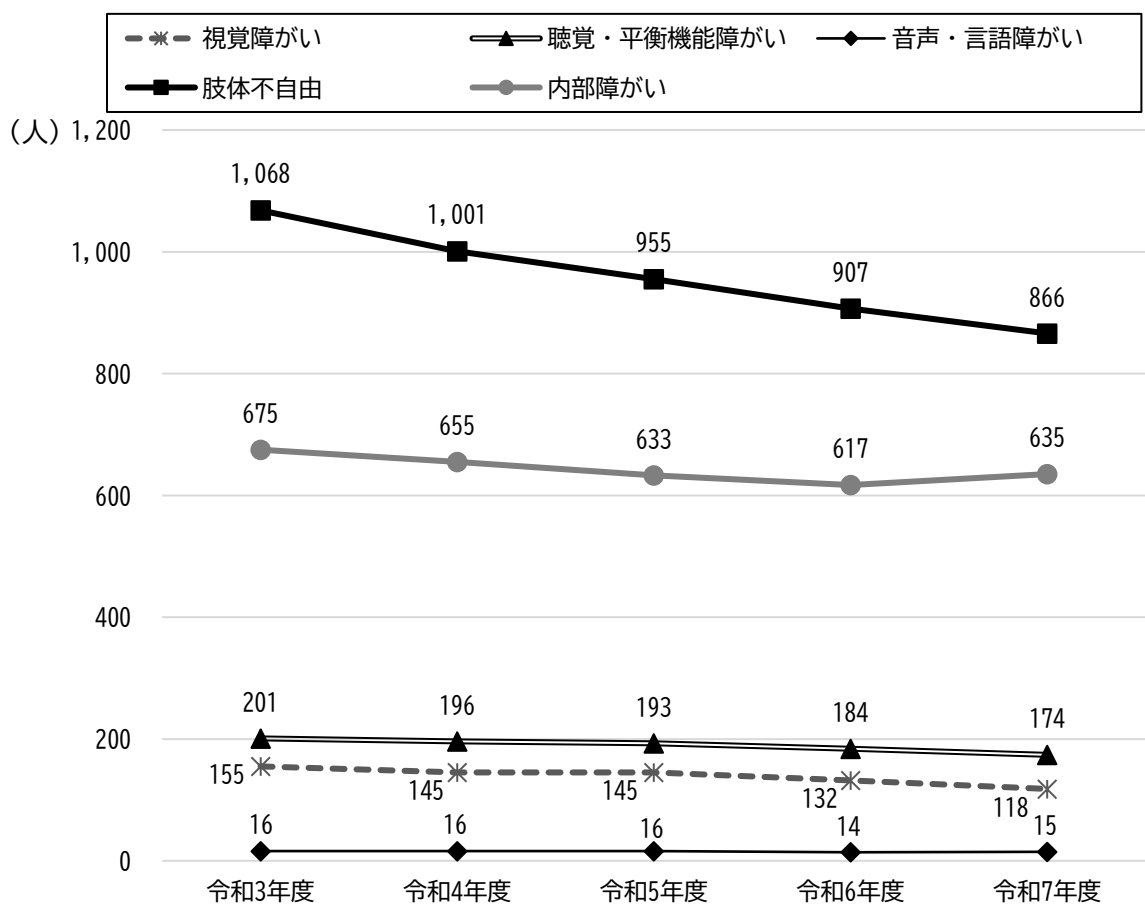


【身体障がい者手帳所持者年齢別の割合の推移（各年度3月31日現在）】



第2章 障がい者を取り巻く状況

【身体障がい者手帳所持者数の主たる障がいの種類別推移（各年度3月31日現在）】

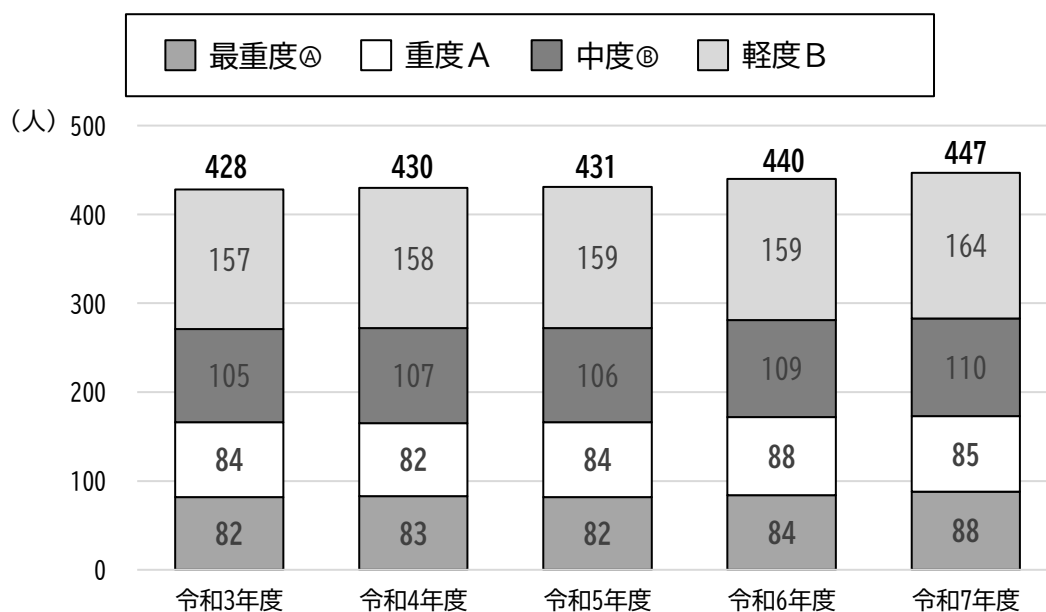


資料：ふくし課

(3) 療育手帳所持者の状況

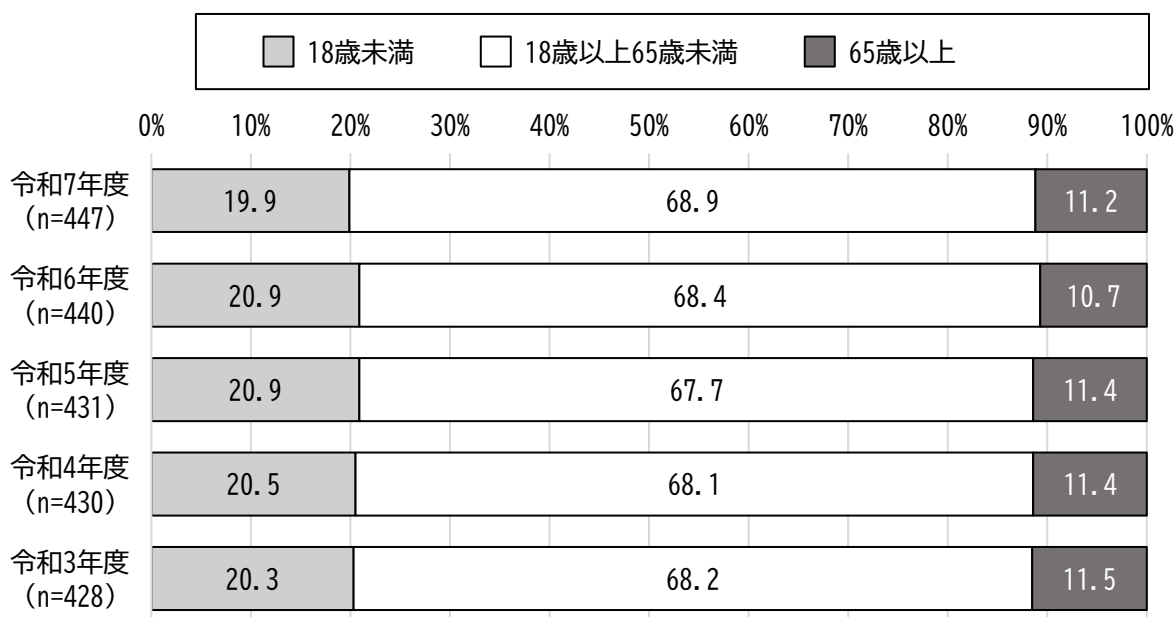
療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和7年度は直近5年間で最も多くなっています。程度別にみると、「軽度B」が最も多く、増加傾向にあります。年齢別にみると、「18歳以上65歳未満」が全体の約7割程度を占めています。

【療育手帳所持者数の障がいの程度別推移（各年度3月31日現在）】



資料：ふくし課

【療育手帳所持者割合の年齢別推移（各年度3月31日現在）】

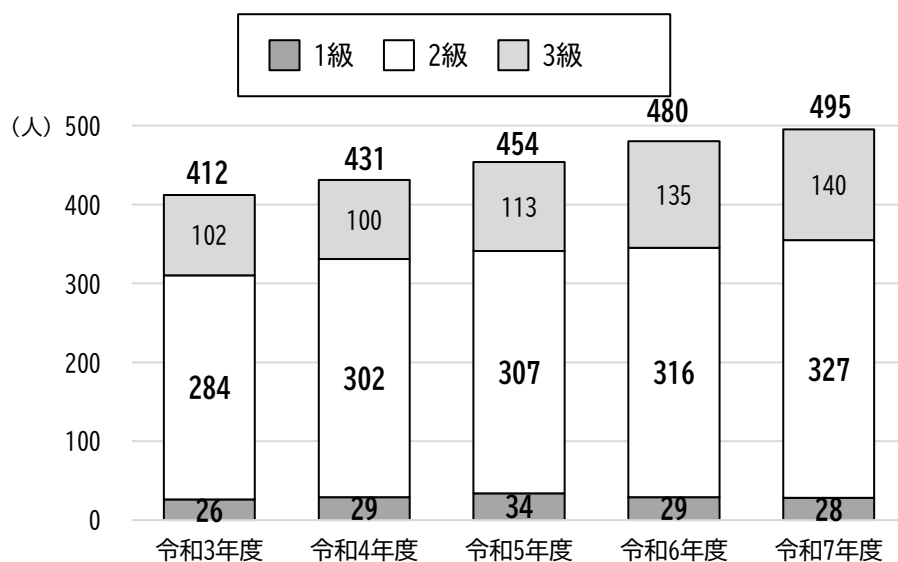


資料：ふくし課

(4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

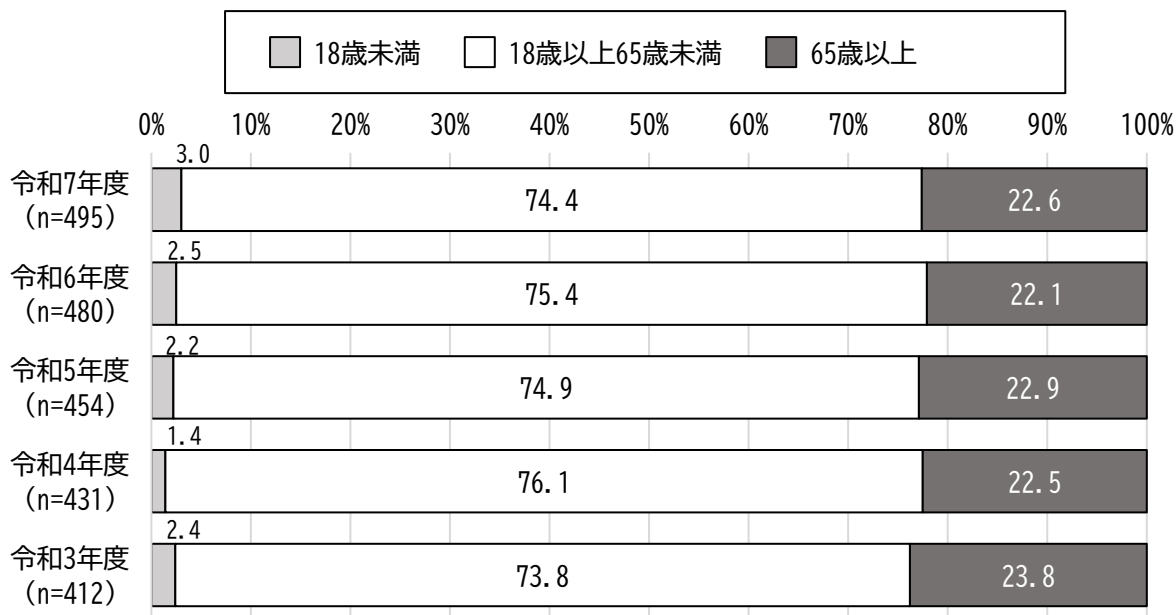
精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、令和3年度から令和7年度まで増加し続けます。令和7年度は、直近5年間で最多となっています。等級別にみると、「2級」が最も多く、年齢別にみると、「18歳以上65歳未満」が全体の7割以上を占めています。

【精神障がい者保健福祉手帳所持者数の障がいの程度別推移（各年度3月31日現在）】



資料：ふくし課

【精神障がい者保健福祉手帳所持者年齢別の割合の推移（各年度3月31日現在）】

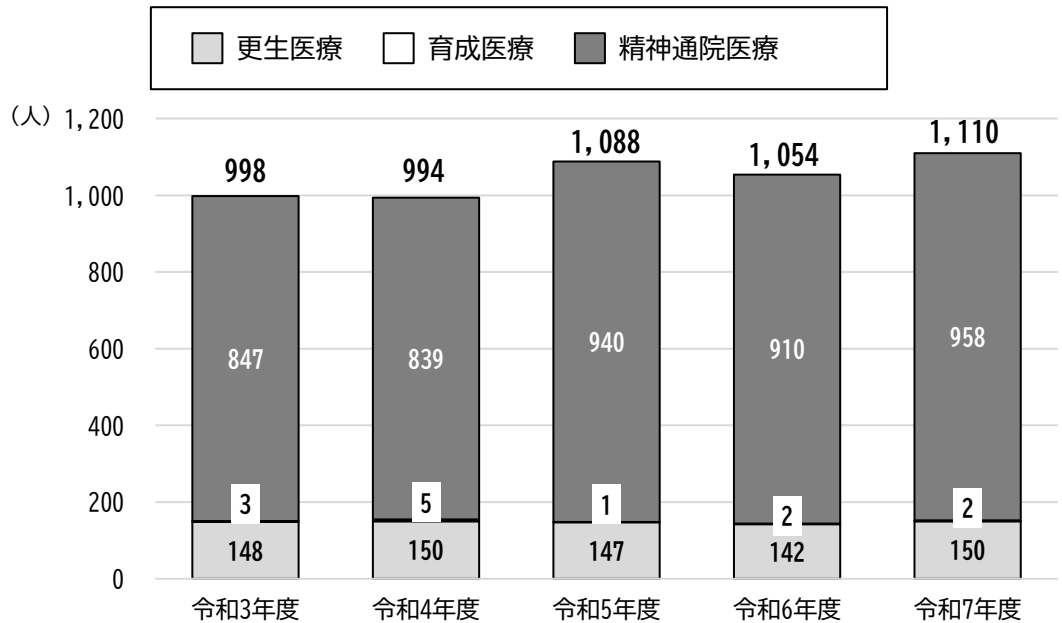


資料：ふくし課

(5) 自立支援医療費受給者の状況

自立支援医療費受給者数は令和3年から令和4年は減少していますが、令和5年度以降1,000人以上で推移しています。その内容をみると、「精神通院医療」が最も多くなっています。

【自立支援医療費受給者数の推移（各年度3月31日現在）】

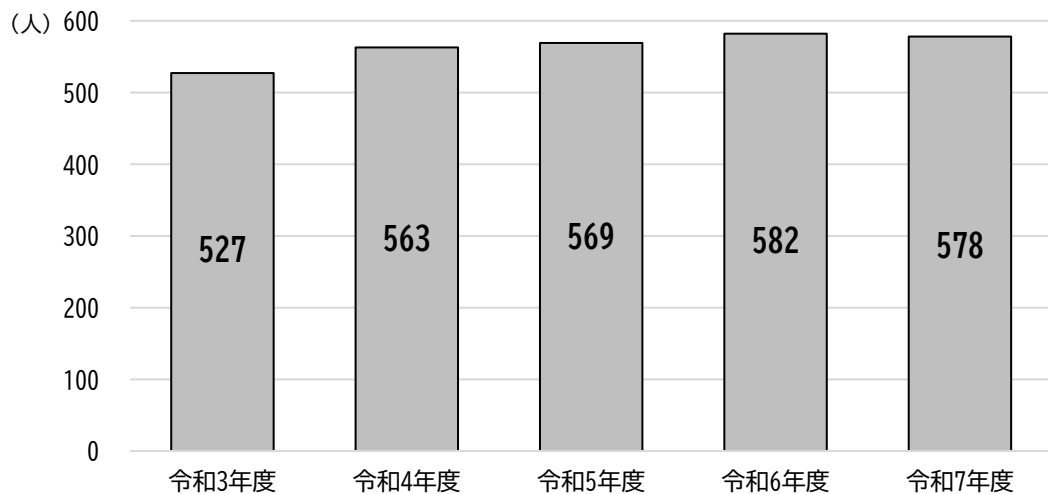


資料：ふくし課

(6) 指定難病医療費受給者の状況

令和3年度から令和7年度の指定難病医療費受給者数をみると、令和3年度以降増加傾向にありますが、令和7年度は減少に転じています。

【指定難病医療費受給者数（香川県指定難病も含む）（各年度3月31日現在）】



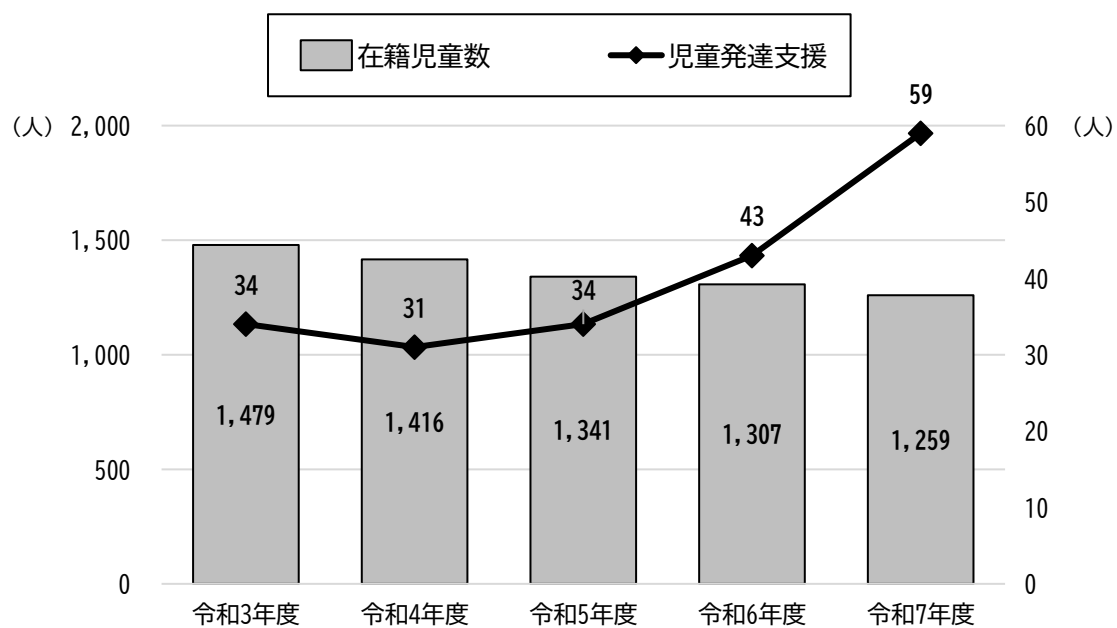
資料：ふくし課

3 障がい児の状況

(1) 保育施設等在籍児童の状況

保育施設等在籍児童数は、令和3年度以降減少傾向です。児童発達支援利用者数は、令和4年度以降増加傾向であり、令和7年度には59人まで増加しています。

【保育施設等在籍児童数と児童発達支援利用者数の推移（各年度4月1日現在）】

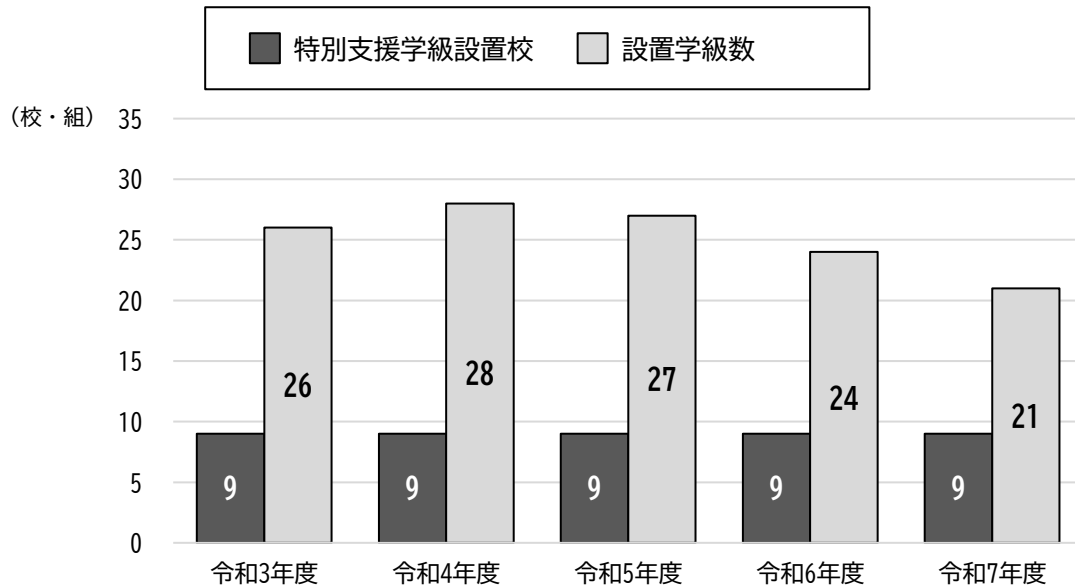


資料：ふくし課・こども課

(2) 特別支援学級・特別支援学校の状況

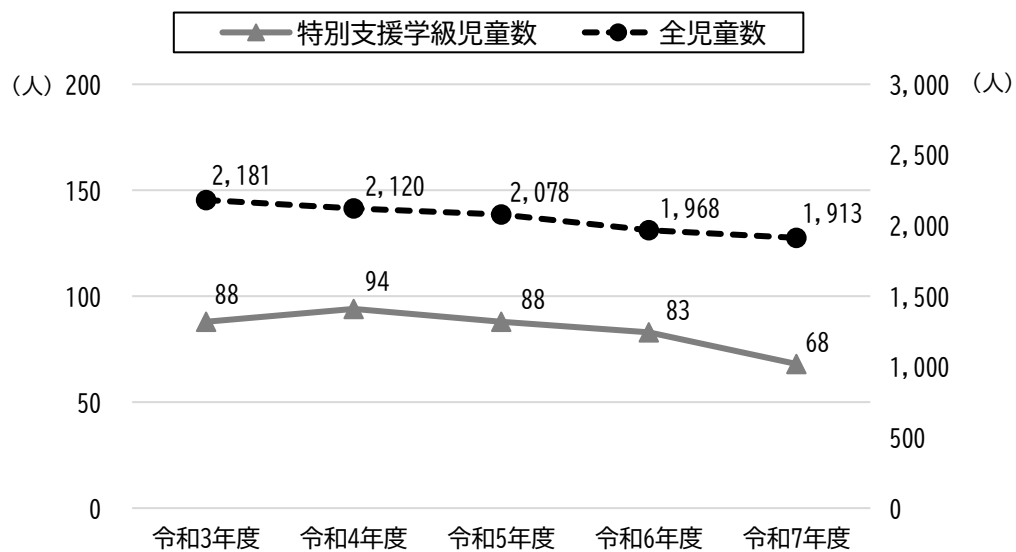
令和3年度から令和7年度の特別支援学級・特別支援学校の状況をみると、小学校では、全児童数が減少傾向にあり、特別支援学級児童数についても令和4年度を境に減少傾向にあります。中学校でも、全生徒数は減少傾向にあり、特別支援学級児童数は、令和4年度から令和5年度は増加していますが、令和6年度には減少し、また令和7年度には増加しています。また、特別支援学校在籍児童数は60人程度で推移しています。

【市立小学校における特別支援学級の設置校数、学級数の推移（各年度5月1日現在）】



資料：学校基本調査、香川の特別支援教育要覧

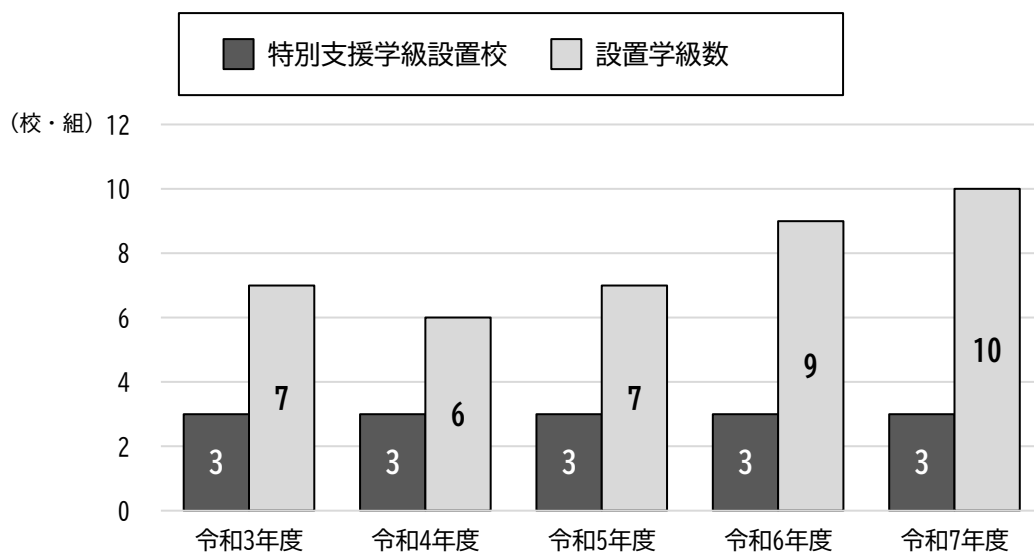
【市立小学校における特別支援学級の児童数と全児童数の推移（各年度5月1日現在）】



資料：学校基本調査

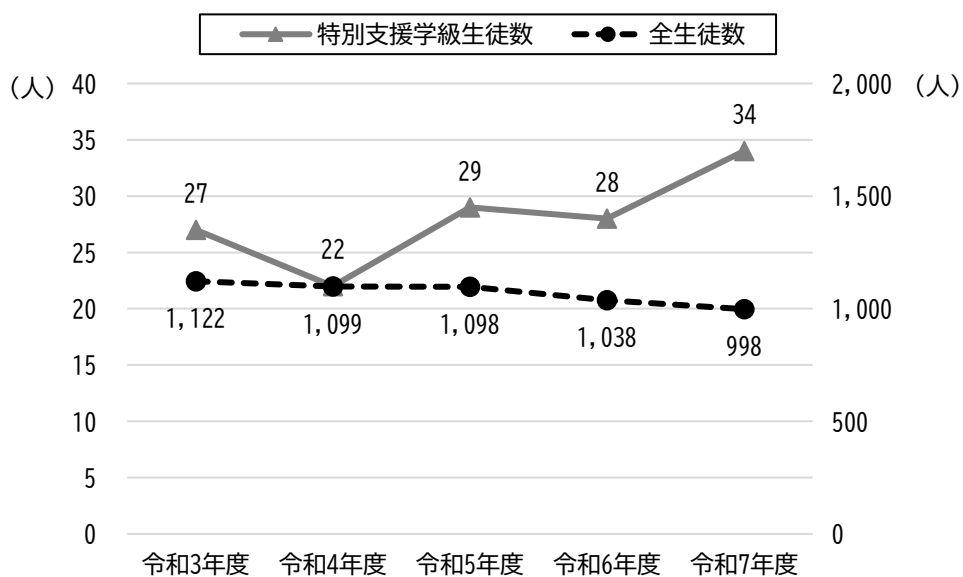
第2章 障がい者を取り巻く状況

【市立中学校における特別支援学級の設置校数、学級数の推移（各年度5月1日現在）】



資料：学校基本調査、香川の特別支援教育要覧

【市立中学校における特別支援学級の生徒数と全生徒数の推移（各年度5月1日現在）】



資料：学校基本調査

【特別支援学校在籍児童・生徒数の推移（各年度5月1日現在）】

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
在籍児童・生徒数	57	61	58	57	57

資料：香川の特別支援教育要覧

4 サービスの利用状況

(1) 障がい福祉サービス等

第7期坂出市障がい福祉計画における見込量（計画値）に対する利用実績（実績値）は、次の通りです。（令和5年度は参考の数値です。）

① 訪問系サービス

訪問系サービスは、総利用時間数が計画値を上回りました。実利用者数について令和5年度は計画値を下回りましたが、令和6年度以降は計画値を上回りました。

【計画値と実績値（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問系サービス （居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援）	総利用時間数 （時間）	1,657	1,659	1,657	1,870	1,807	2,035
	実利用者数 （人）	99	97	99	105	100	105

② 日中活動系サービス

就労移行支援は、令和5年度の延利用日数において計画値を下回りました。また、就労継続支援（A型）は、計画値を上回りました。

【計画値と実績値（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	延利用日数 （日）	2,630	2,379	2,650	2,435	2,670	2,608
	延利用者数 （人）	131	126	132	127	133	134
自立訓練 （機能訓練）	延利用日数 （日）	0	0	20	0	20	0
	延利用者数 （人）	0	0	1	0	1	0
自立訓練 （生活訓練）	延利用日数 （日）	12	15	12	41	24	10
	延利用者数 （人）	1	1	1	3	2	1
就労選択支援	延利用日数 （日）						0
	延利用者数 （人）						0
就労移行支援	延利用日数 （日）	58	21	62	69	66	74
	延利用者数 （人）	3	2	3	5	4	4

第2章 障がい者を取り巻く状況

サービス名	単位	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
就労継続支援（A型）	延利用日数（日）	322	357	342	470	362	469
	延利用者数（人）	15	18	16	25	17	24
就労継続支援（B型）	延利用日数（日）	2,657	2,744	2,857	2,697	3,057	2,804
	延利用者数（人）	151	170	161	166	171	175
就労定着支援	延利用者数（人）	3	2	3	1	4	2
療養介護	延利用者数（人）	17	17	17	18	17	17
短期入所（福祉型）	延利用日数（日）	137	154	149	207	161	166
	延利用者数（人）	27	32	29	35	31	35
短期入所（医療型）	延利用日数（日）	0	3	3	4	3	0
	延利用者数（人）	0	1	1	1	1	0

③ 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援ともに令和6年度以降計画値を上回りました。

【計画値と実績値（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
共同生活援助（グループホーム）	利用者数（人）	102	99	105	108	108	120
施設入所支援	利用者数（人）	66	64	65	67	64	65
自立生活援助	利用者数（人）	0	0	1	0	2	0

④ 相談支援

計画相談支援は、計画値を上回りました。また、地域移行支援と地域定着支援の利用はありませんでした。

【計画値と実績値（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
計画相談支援	利用者数 (人)	472	485	477	498	482	497
地域移行支援	利用者数 (人)	0	0	1	0	1	0
地域定着支援	利用者数 (人)	0	0	1	0	1	0

⑤ 障がい児通所支援

児童発達支援および障がい児相談支援は、令和6年度以降計画値を上回りました。また、放課後等デイサービスは、延利用日数が令和7年度に計画値を下回り、医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーターは、計画値を下回りました。

【計画値と実績値(1か月あたり)】

サービス名	単位	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
児童発達支援	延利用日数 (日)	304	297	312	361	320	500
	延利用者数 (人)	32	34	33	43	34	59
放課後等デイサービス	延利用日数 (日)	990	1,010	1,010	1,087	1,030	1,020
	延利用者数 (人)	91	103	93	101	95	97
障がい児相談支援	利用者数 (人)	144	149	149	162	154	177
保育所等訪問支援	延利用日数 (日)	1	0	1	0	1	0
	延利用者数 (人)	1	0	1	0	1	0
居宅訪問型児童発達支援	延利用日数 (日)	8	0	8	0	8	0
	延利用者数 (人)	2	0	2	0	2	0
医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーター※	配置人数 (人)	2	1	2	1	2	1

※年度末時点の配置人数

(2) 地域生活支援事業（必須事業）

① 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、令和5年度から令和7年度でいずれも計画値を下回りました。

【計画値と実績値（年間の数値）】

事業名	単位	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
理解促進研修・啓発事業	事業数 (件)	3	2	3	2	3	2

② 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、令和5年度から令和6年度でいずれも計画値を下回りましたが、令和7年度では計画通り実施されています。

【計画値と実績値（年間の数値）】

事業名	単位	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自発的活動支援事業	委託等事業所数 (事業数)	2	1	2	1	2	2

③ 障がい者相談支援事業

障がい者相談支援事業は、令和5年度は計画通り実施され、令和6年度以降は計画値を下回りました。

【計画値と実績値（年間の数値）】

事業名	単位	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障がい者相談支援事業	委託等事業所数 (か所)	11	11	11	10	11	10

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、令和5年度から令和6年度は計画通り実施されていますが、令和7年度は計画値を下回りました。

【計画値と実績値（年間の数値）】

事業名	単位	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
成年後見制度利用支援事業	利用件数 (件)	1	1	2	2	2	1

⑤ 意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者の派遣は、計画値を下回りました。また、手話通訳者設置事業は、計画通り実施されています。

【計画値と実績値（年間の数値）】

事業名	単位	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話通訳者・要約筆記者の派遣	利用件数(件)	18	7	18	8	18	7
手話通訳者設置事業	配置人数(人)	1	1	1	1	1	1

⑥ 日常生活用具給付等事業

介護・訓練支援用具、排泄管理支援用具は、計画値を下回りました。在宅療養等支援用具は、令和7年度で計画値を上回りました。自立生活支援用具は、令和5年度から令和6年度は計画値を下回りました。情報・意思疎通支援用具は令和5年度で計画値を上回りました。住宅改修費については計画通り実施されています。

【計画値と実績値（年間の数値）】

事業名	単位	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護・訓練支援用具	利用件数(件)	5	0	5	2	5	2
自立生活支援用具	利用件数(件)	6	2	6	4	6	7
在宅療養等支援用具	利用件数(件)	5	3	5	3	5	8
情報・意思疎通支援用具	利用件数(件)	18	22	18	16	18	17
排泄管理支援用具	利用件数(件)	1,284	1,222	1,294	1,205	1,304	1,164
住宅改修費	利用件数(件)	1	1	1	1	1	1

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、令和7年度は計画値を下回りました。

【計画値と実績値（年間の数値）】

事業名	単位	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話奉仕員養成研修事業	利用件数(件)	9	10	9	10	9	7

第2章 障がい者を取り巻く状況

⑧ 移動支援事業

総利用時間数は、令和5年度で計画値を上回りました。実人員数においては、計画値を下回りました。

【計画値と実績値（年間の数値）】

事業名	単位	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
移動支援事業	総利用時間数 (時間)	4,870	4,879	5,010	4,629	5,150	4,430
	実人員数 (人)	74	71	76	65	78	65

⑨ 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターⅠ型、地域活動支援センターⅡ型は実人員数が計画値を下回りました。地域活動支援センターⅢ型は、令和6年度は実人員数が計画値を下回りました。他の年度では計画通り実施されています。

【計画値と実績値（年間の数値）】

サービス名	単位	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
地域活動支援センターⅠ型	実人員数 (人)	53	39	53	40	53	37
	施設数	4	4	4	4	4	4
地域活動支援センターⅡ型	実人員数 (人)	30	28	30	27	30	23
	施設数	2	2	2	2	2	3
地域活動支援センターⅢ型	実人員数 (人)	3	3	3	1	3	3
	施設数	1	1	1	1	1	1

(3) 地域生活支援事業（任意事業）

① 福祉ホーム

福祉ホームは、令和7年度においては、計画値を上回りました。

【計画値と実績値（1か月あたりの数値）】

事業名	単位	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
福祉ホーム	実人員数 (人)	2	2	2	2	2	3

② 訪問入浴サービス

訪問入浴サービスは、令和5年度の延利用回数においては、計画値を下回りました。

【計画値と実績値（年間の数値）】

サービス名	単位	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問入浴サービス	延利用回数 (回)	102	96	102	213	102	302
	実人員数 (人)	1	2	1	3	1	3

③ 日中一時支援

日中一時支援は、令和7年度の延利用日数においては、計画値を下回りました。

【計画値と実績値（年間の数値）】

サービス名	単位	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
日中一時支援	延利用日数 (日)	432	516	476	485	520	448
	実人員数 (人)	17	20	19	25	21	27

5 アンケート調査からみる障がい者（児）の現状

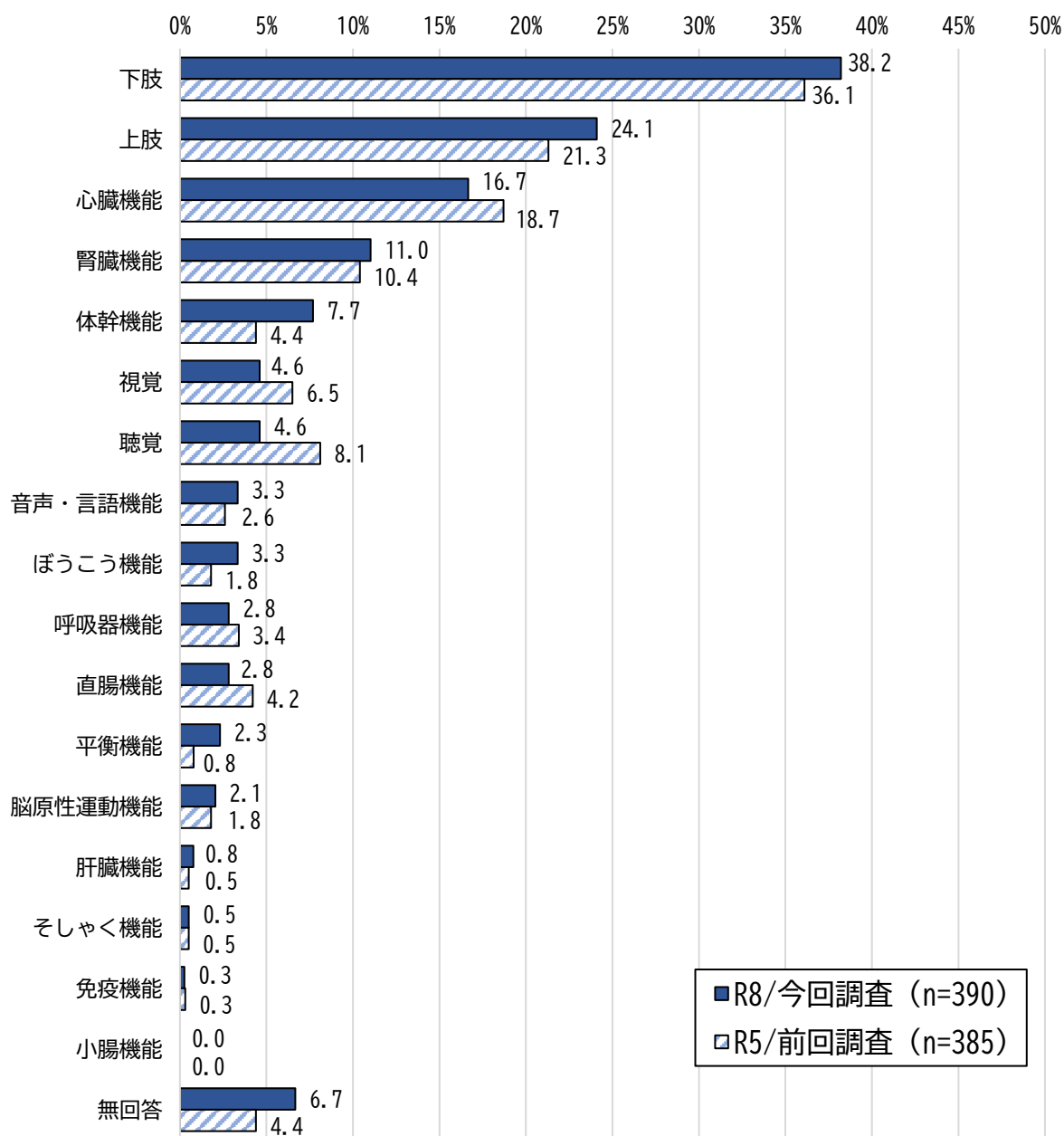
《当事者調査》

【1. 障がいの種類・部位について】

※身体障がい者手帳をお持ちの方

問 身体障がい者手帳に記載された障がいの種類・部位は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

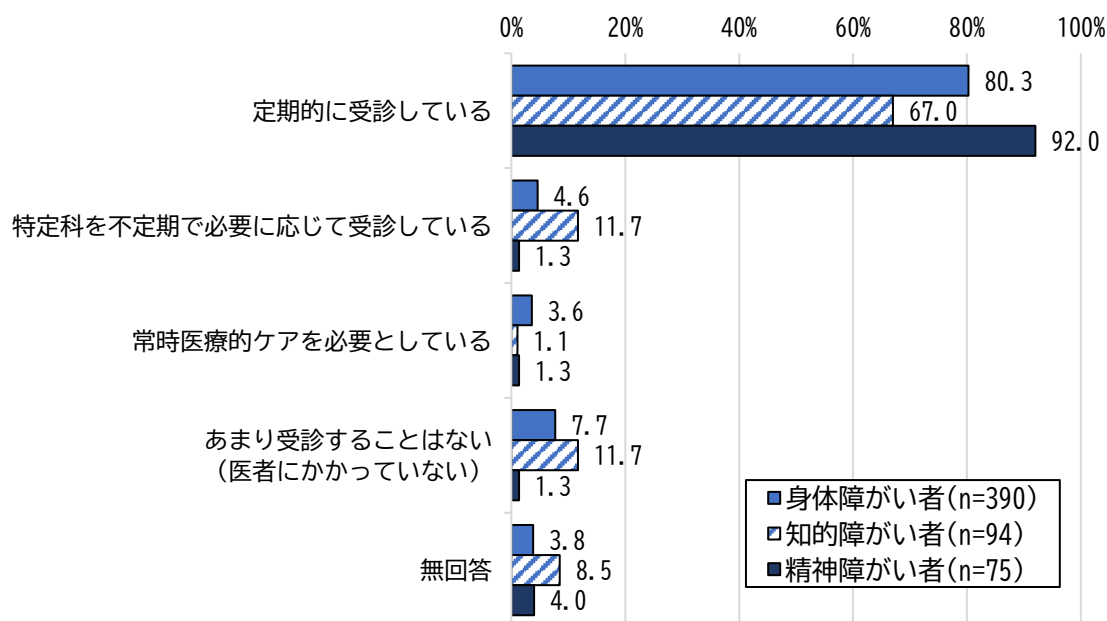
図表 1 障がいの種類・部位について（全体、前回比較／複数回答）



【2. 医療について】

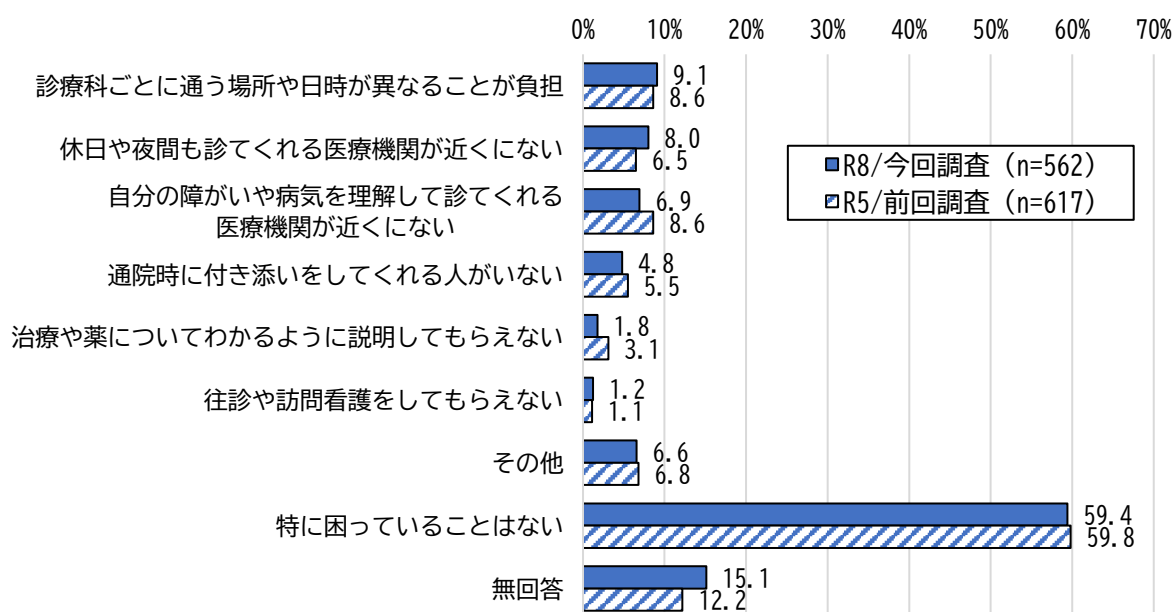
問 あなたは、定期的に医療機関での受診をしていますか。(あてはまるものすべてに○)

図表 2 定期的な医療機関の受診について(障がい別/複数回答)



問 あなたが、医療について困っていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

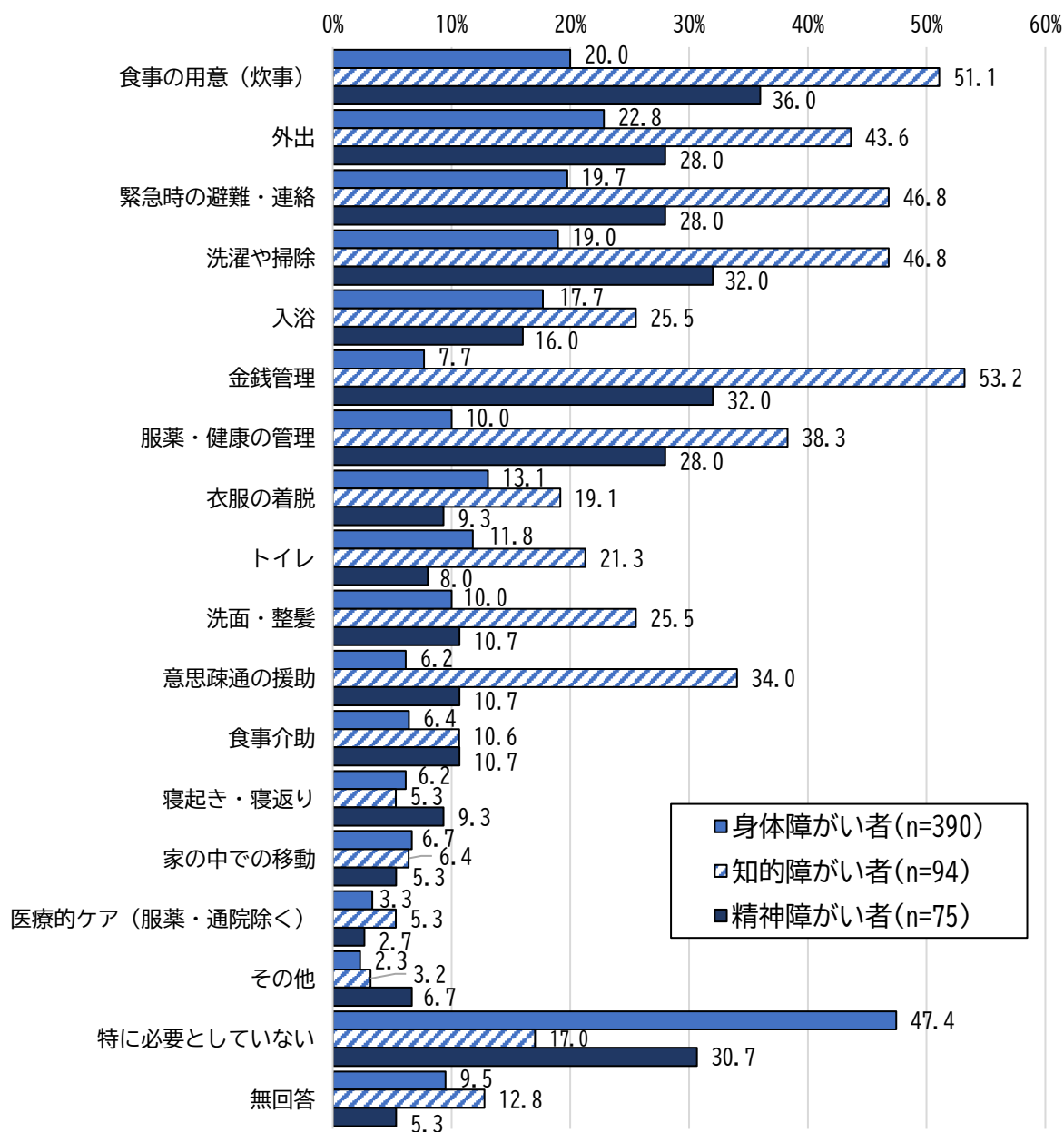
図表 3 医療について困っていること(全体、前回比較/複数回答)



【3. 支援について】

問 あなたが支援を必要とすることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

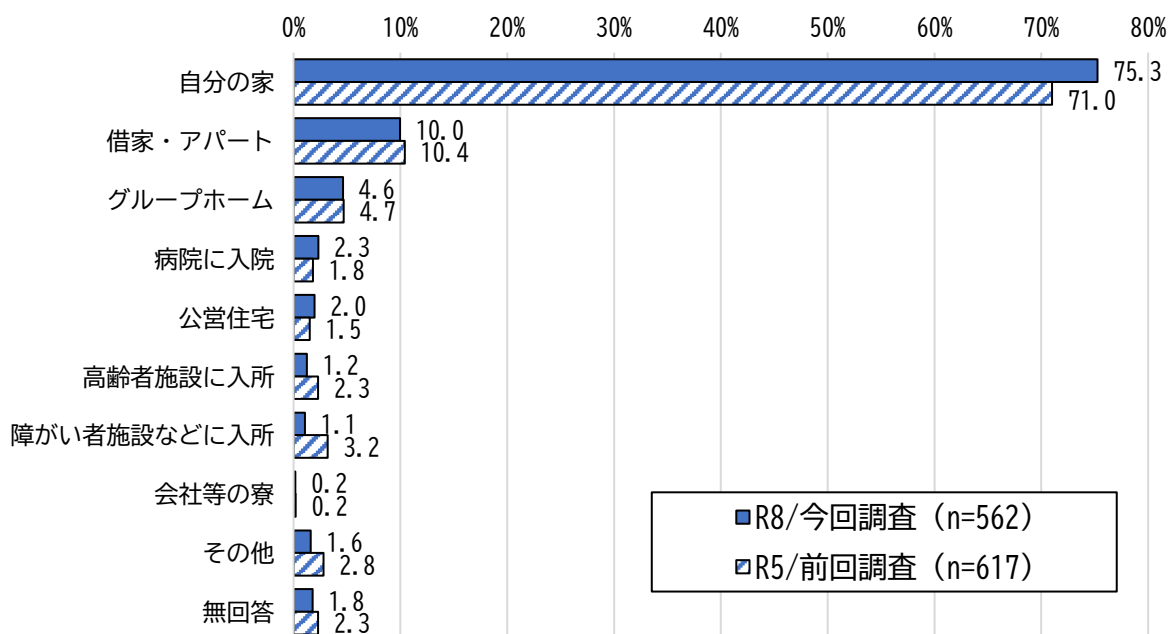
図表 4 必要な支援について（障がい別／複数回答）



【4. 居住場所について】

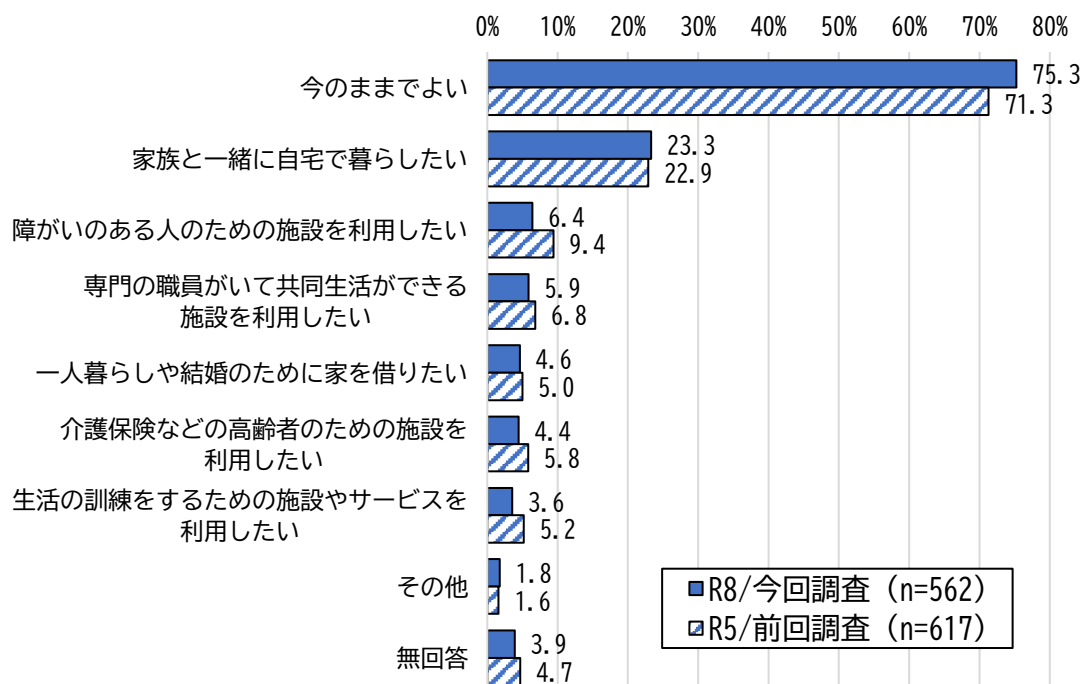
問 現在のお住まいとして過ごされている場所はどこですか。（1つに○）

図表 5 現在の居住場所（全体、前回比較）



問 次にあげるいろいろなお住まいのうち、今後、暮らしたいと思うのはどれですか。（あてはまるものすべてに○）

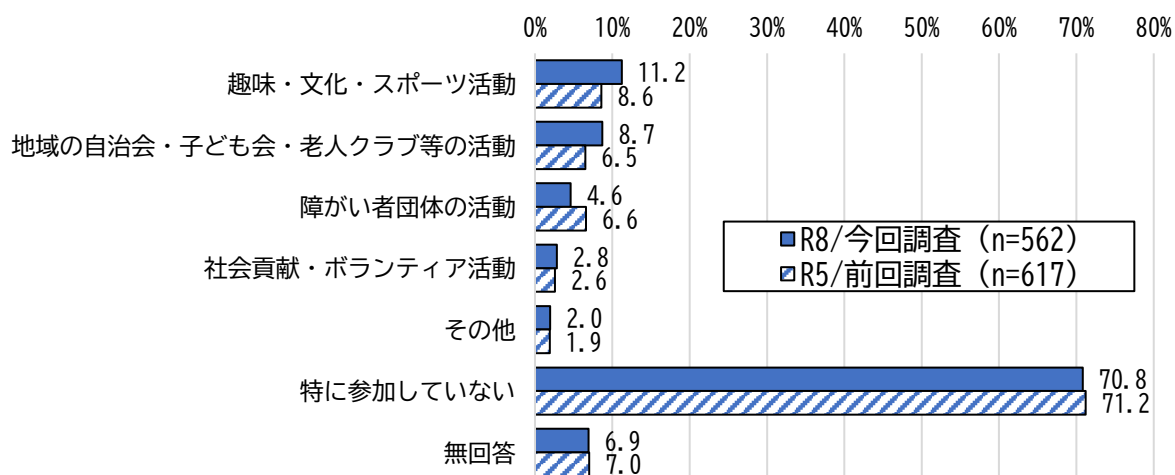
図表 6 今後希望する居住場所（全体、前回比較／複数回答）



【5. 普段の生活のことについて】

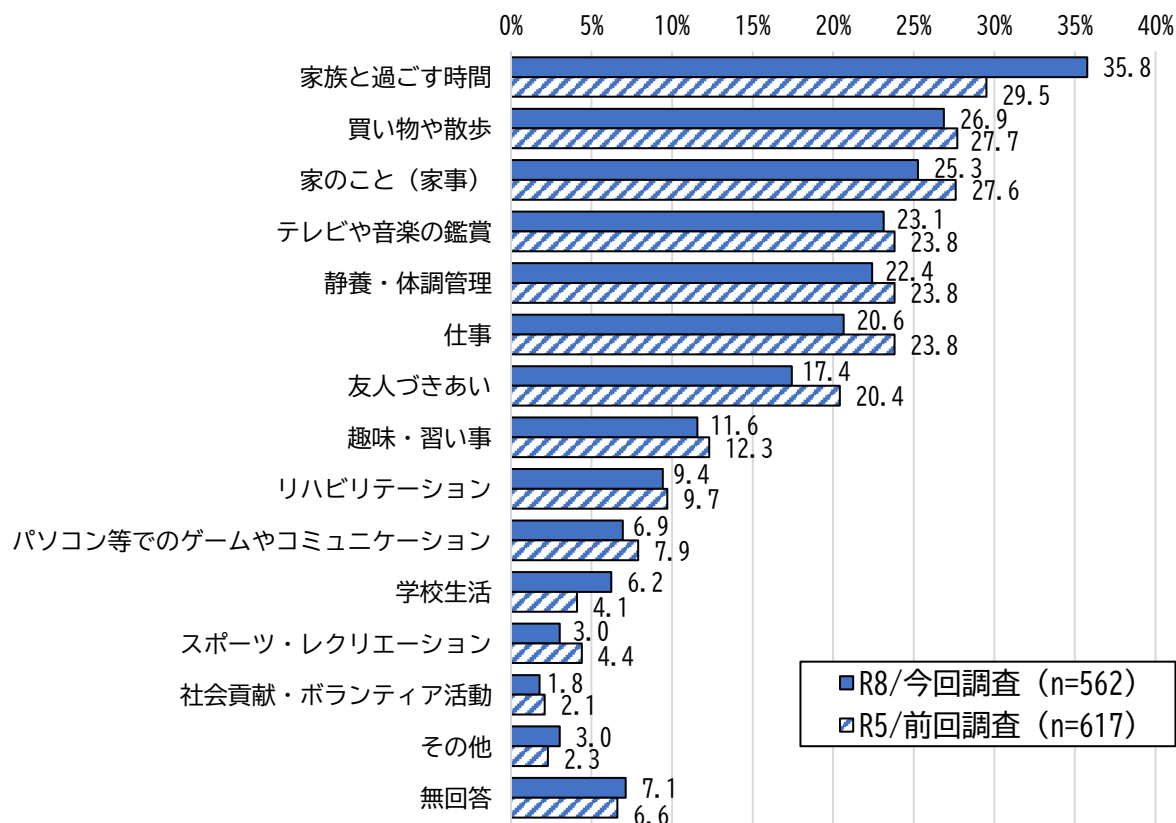
問 あなたが、仕事以外で参加している団体活動等は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

図表 7 仕事以外で参加している団体活動（全体、前回比較／複数回答）



問 現在、あなたが暮らしの中で特に大事にしていること何ですか。（主なもの3つまで○）

図表 8 暮らしの中で特に大事にしていること（全体、前回比較／複数回答）

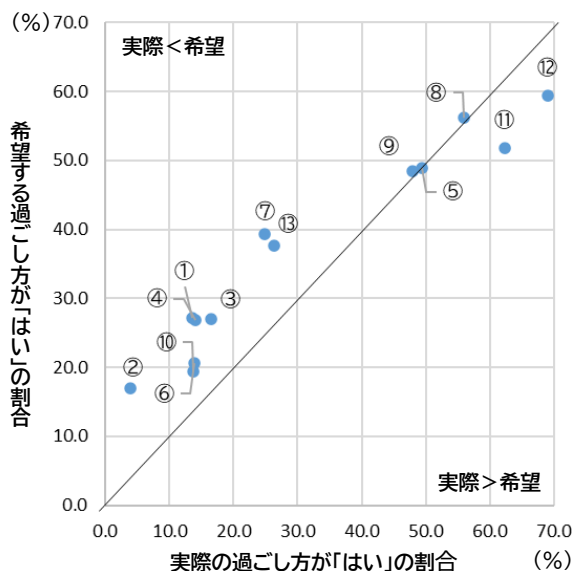


【6. 自由時間の過ごし方について】

問 あなたは、自由時間をどのように過ごしていますか。また、どのように過ごしたいですか。(①から⑬のそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)

図表 9 自由時間の過ごし方の実際と希望（全体）

項目	実際 (%)	希望 (%)
①習い事サークル、趣味に参加する	13.5	27.2
②資格取得やパソコン講座などの勉強をする	3.9	16.9
③ジョギングや球技、水泳など、運動をする	16.5	27.0
④釣りやキャンプ、ドライブなど、屋外の趣味をして過ごす	14.1	26.9
⑤読書やゲーム、パソコンなど、家の中でできる趣味をして過ごす	49.5	48.9
⑥遊興施設（カラオケ、ゲームセンター、パチンコなど）へ出かける	13.9	20.6
⑦美術館やコンサート、映画、祭りなどのイベントに出かける	24.9	39.3
⑧買い物や食事、飲み会などに出かける	55.9	56.2
⑨美容、身だしなみ、健康のため、理髪店・美容院、エステ・マッサージなどへ行く	47.9	48.4
⑩地域の集まりやボランティアなどに参加する	13.7	19.4
⑪家で、一人でゆっくり過ごす	62.3	51.8
⑫家で家族と過ごす	69.0	59.4
⑬友人や知人と集まって過ごす	26.3	37.7



問 実際に、希望通りに過ごすためには、何が必要だと考えますか。（自由記述）

図表 10 希望通りに過ごすために必要だと思うこと（記述分類：意見抜粋）

No.	意見	件数
1	健康・障がいの特性上の問題の解決	33件
	自分の体を大切にしながら積極的に行動する事が必要。	
	体力の向上 気力。	
2	福祉サービスの充実	14件
	近くにケアが必要。	
	本人を理解してくれ一緒に活動し本人の意思を伝えてくれるヘルパーさん、支援者が絶対に必要。	
3	金銭、時間の余裕	33件
	ある程度のお金が必要。そのために出費を抑え貯金。	
	ゆっくりできる時間があれば良い。	
4	本人の意識の問題	14件
	思っていることを行動に移す力。	
	決断と行動力。	
5	人間関係	29件
	周囲の理解。	
	一緒に行動してくれる人が必要。	

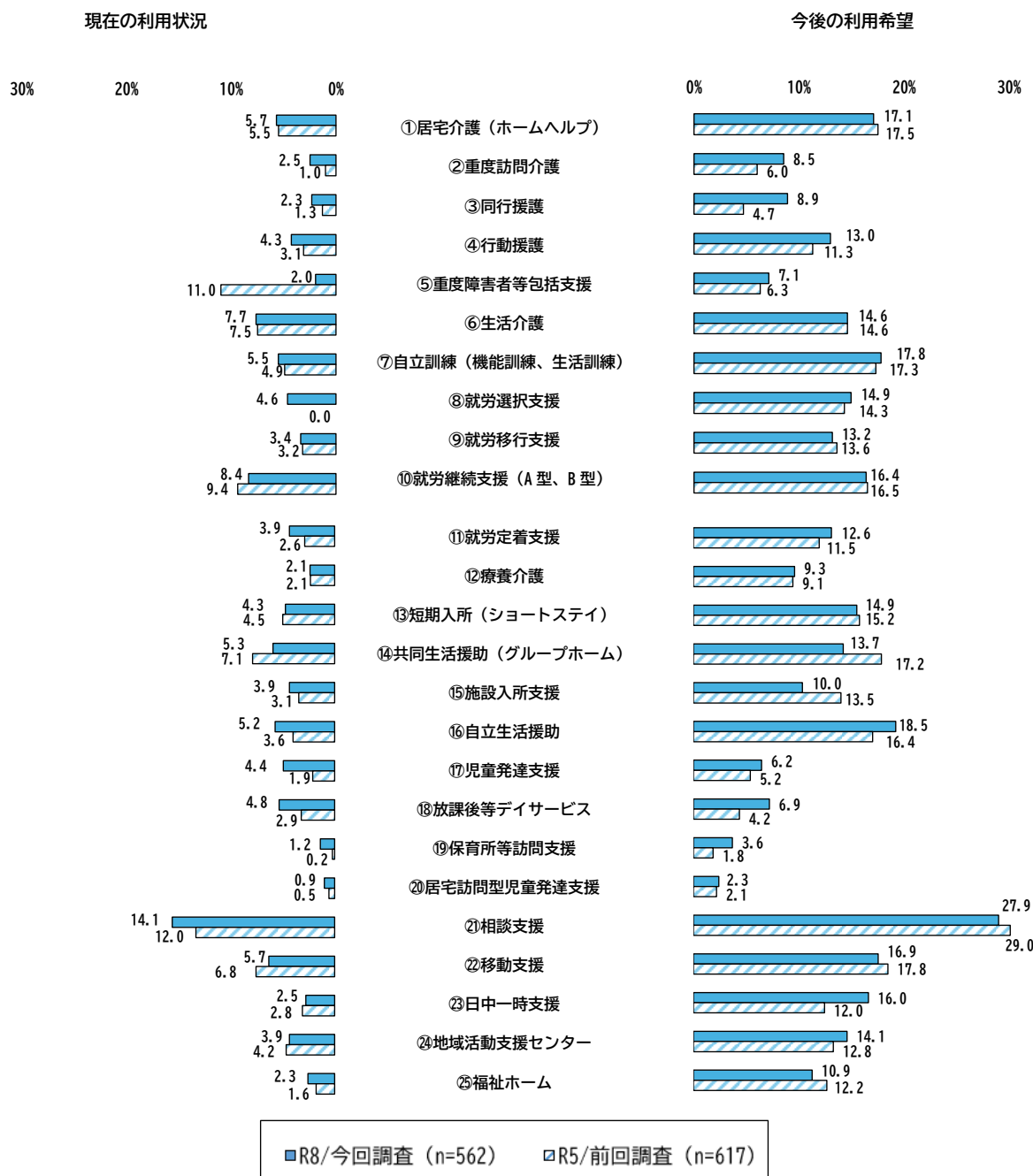
第2章 障がい者を取り巻く状況

No.	意見	件数
6	情報提供、イベント企画	13件
	情報やそこに参加するための支援。	
	障がい者が参加できるイベントを市が主催してほしい。	
7	移動（交通）手段の支援	13件
	集合する場所や交通の手段がない。	
	出かけるときの交通手段。家族に頼るだけでなく一人で気軽に出かけられたらうれしい。	
8	集まれる場所（整備含む）	4件
	障がい者でも集まれる場所（近く）で運動や遊びなど通える施設が有ればと思う。	
	集まる場所が無い。	
9	その他	16件
	外出するにも大変ですのでほとんど家にいます。	
	発達障がいがあっても、通える習い事や移動支援などがあれば嬉しい。	

【7. 福祉サービスについて】

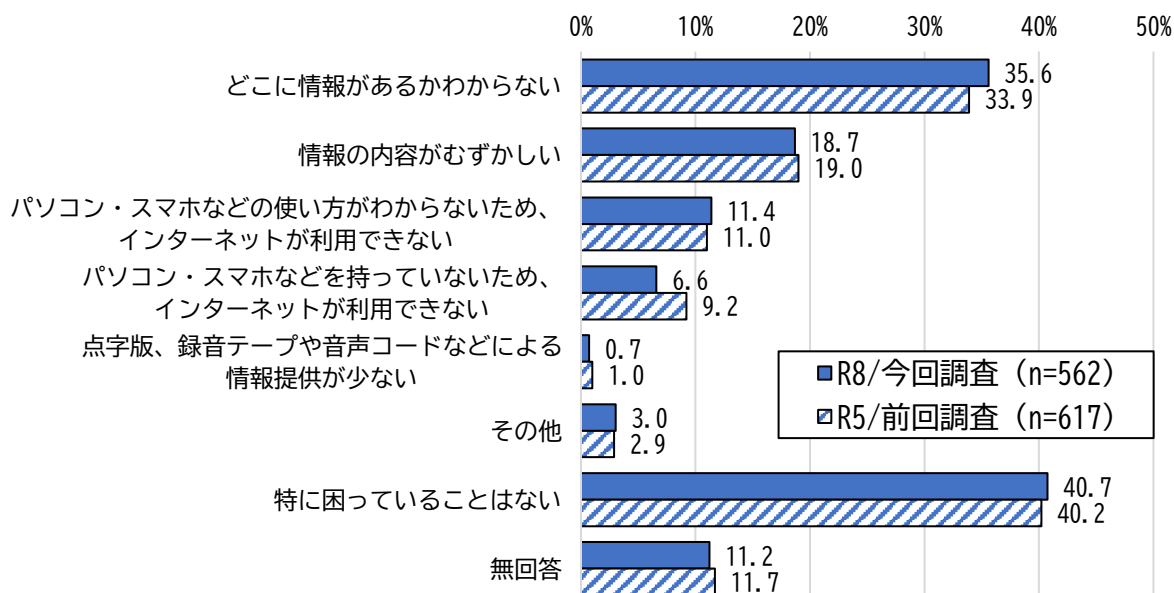
問 次の各種サービスについて、利用していますか、また今後利用したいですか。
(それぞれについてあてはまるもの1つに○)

図表 11 現在の利用状況と今後の利用希望（全体、前回比較）



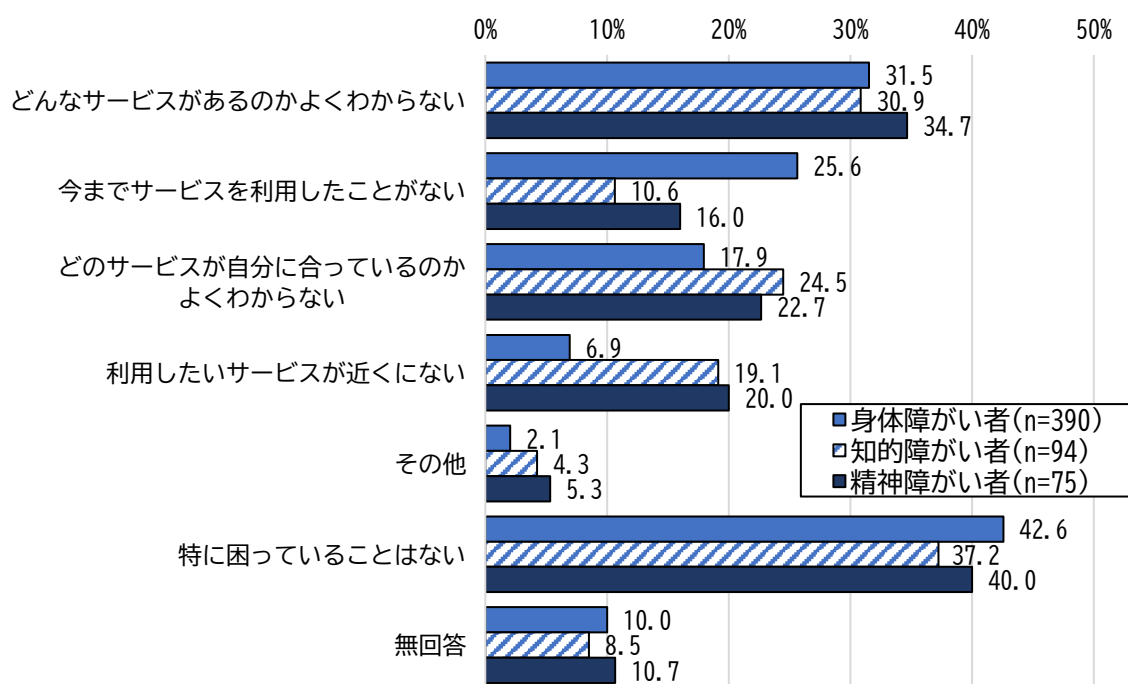
問 福祉に関する情報の入手についてあなたが困っていることはありますか。
(あてはまるものすべてに○)

図表 12 福祉に関する情報の入手で困っていること（全体、前回比較／複数回答）



問 これまでサービスの利用について不満や困ったことはありますか。
(あてはまるものすべてに○)

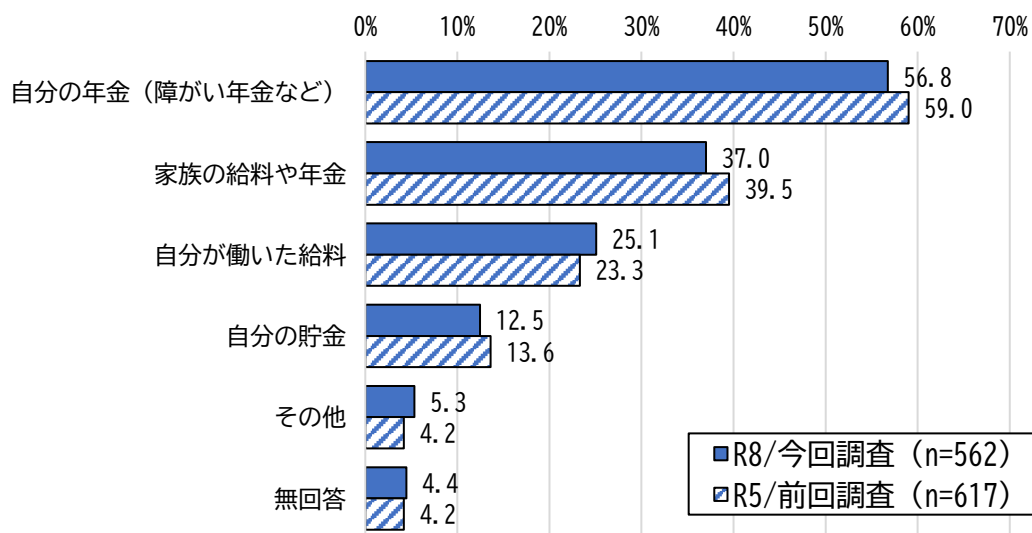
図表 13 サービス利用についての不満など（障がい別／複数回答）



【8. 経済状況について】

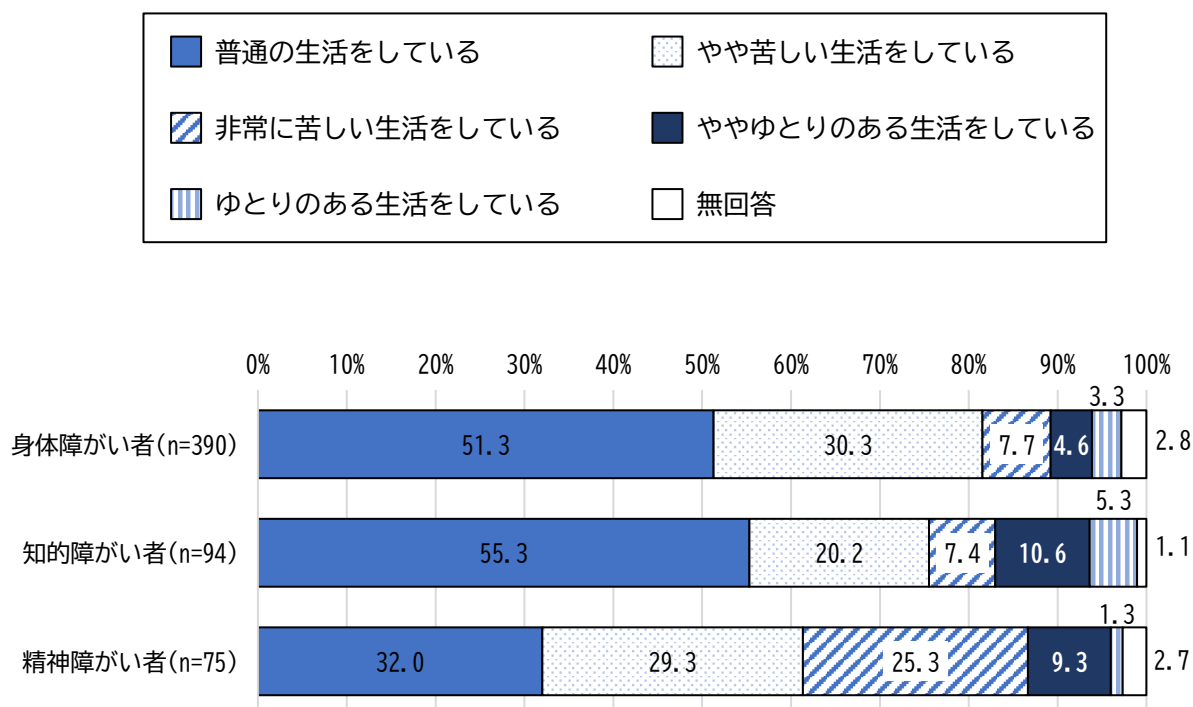
問 あなたの世帯の主な収入源は何ですか。(主なもの2つまで○)

図表 14 世帯の収入源について(全体、前回比較/複数回答)



問 あなたの経済的な生活状況は、次のどれに近いと思いますか。(1つに○)

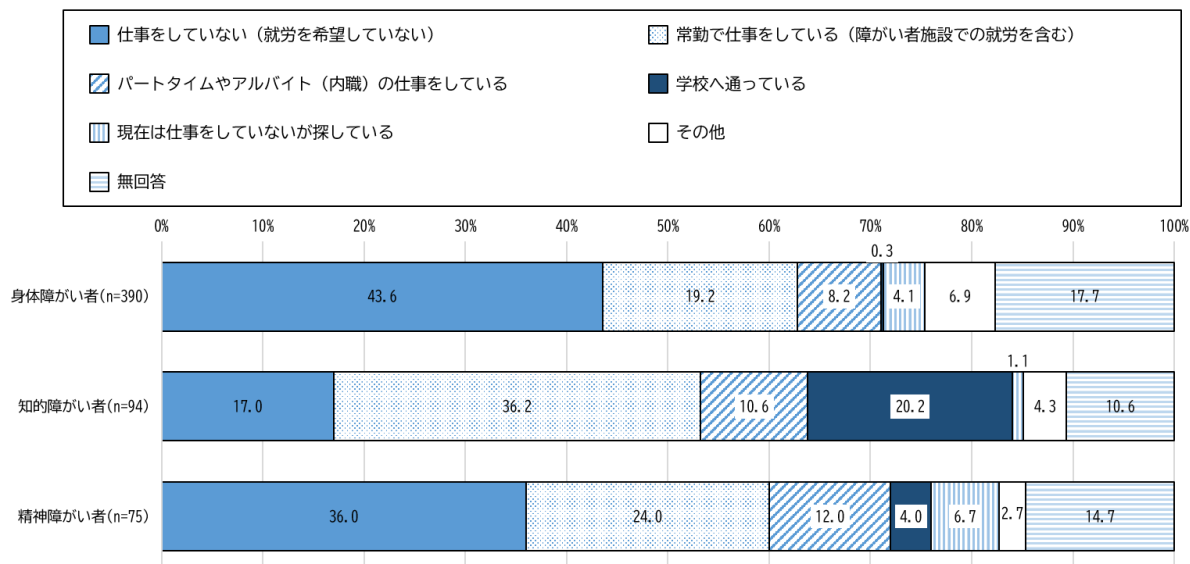
図表 15 現在の生活状況について(障がい別)



【9. 就労状況について】

問 就労の状況や形態は次のどれですか。（1つに○）

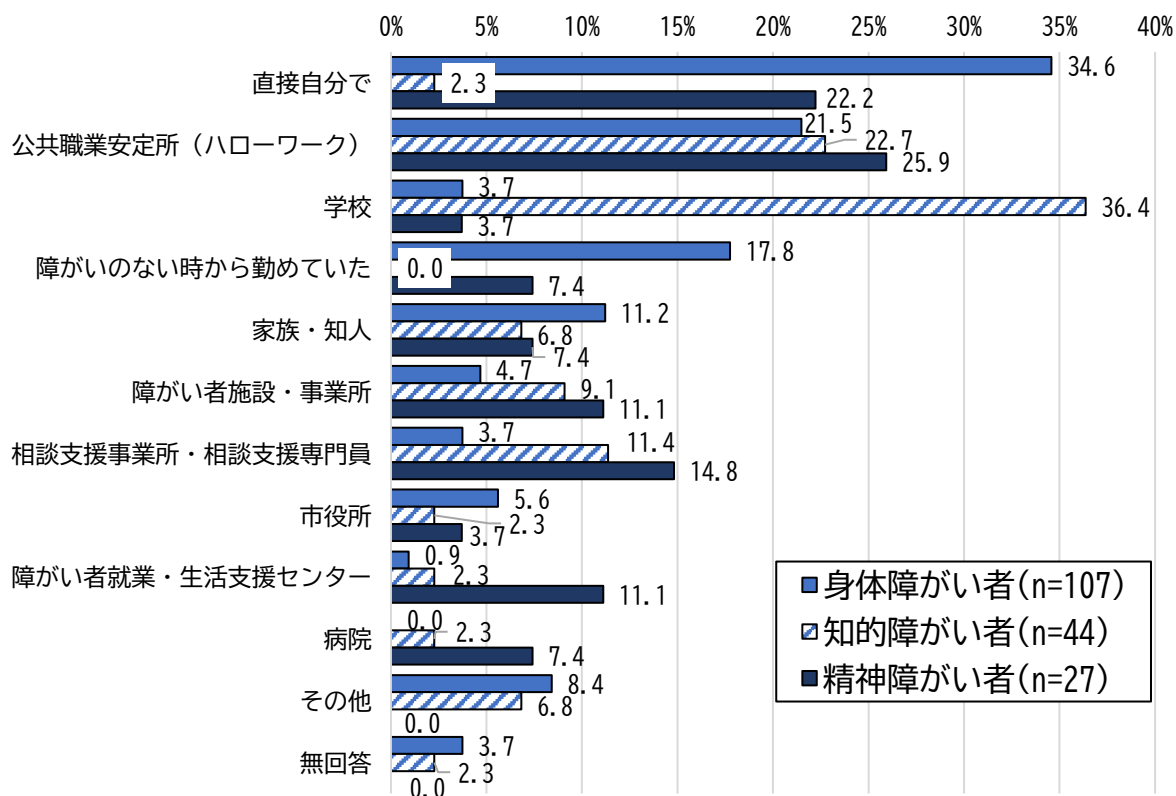
図表 16 就労状況について（障がい別）



※「常勤で仕事をしている」、「パートタイムやアルバイトの仕事をしている」と回答した方

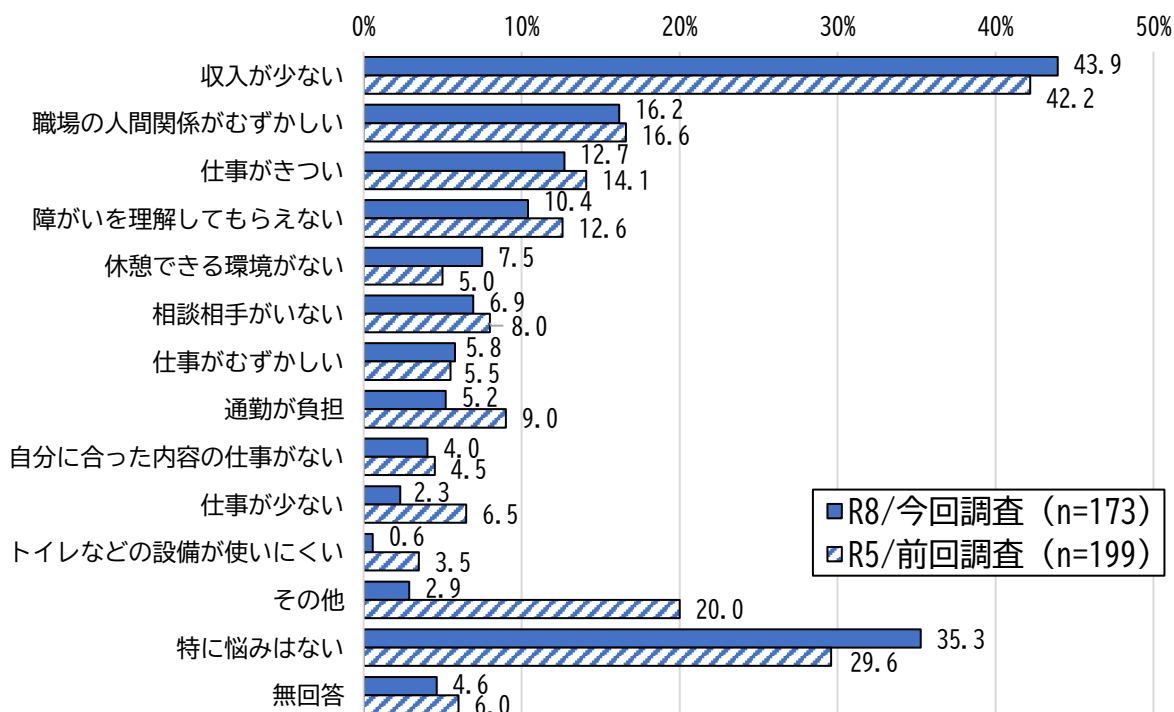
問 あなたは、今の仕事はどのようにして探しましたか。（1つに○）

図表 17 仕事を探した方法（障がい別）



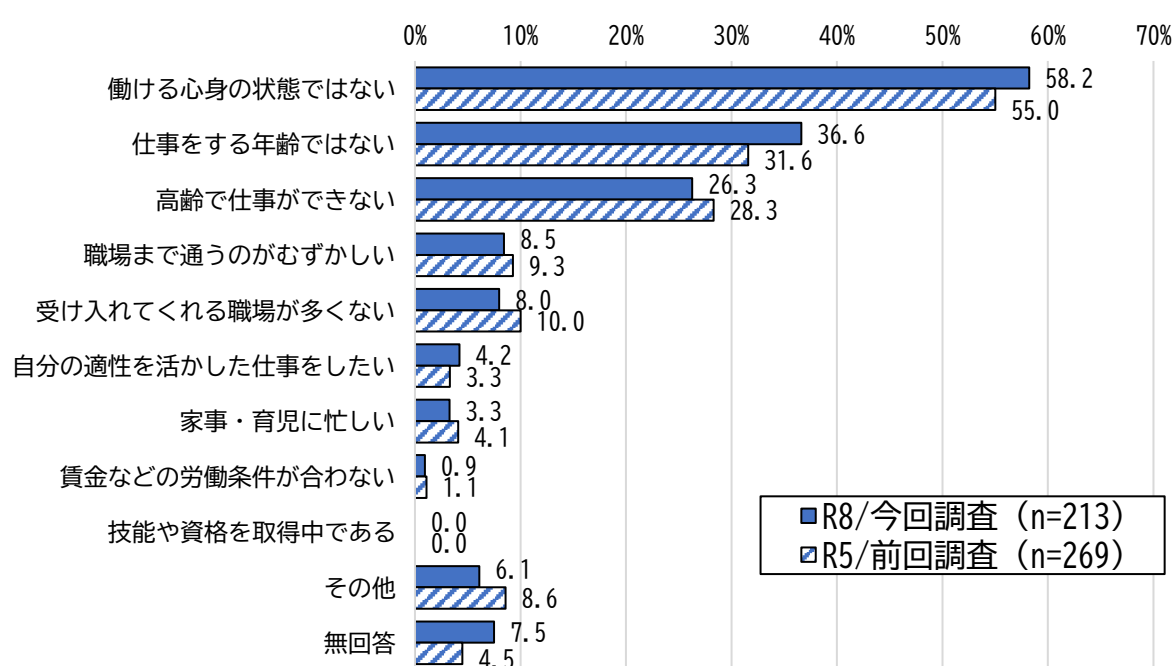
※「常勤で仕事をしている」、「パートタイムやアルバイトの仕事をしている」と回答した方
問 仕事をする上での悩みはありますか。(あてはまるものすべてに○)

図表 18 仕事での悩みについて(全体、前回比較/複数回答)



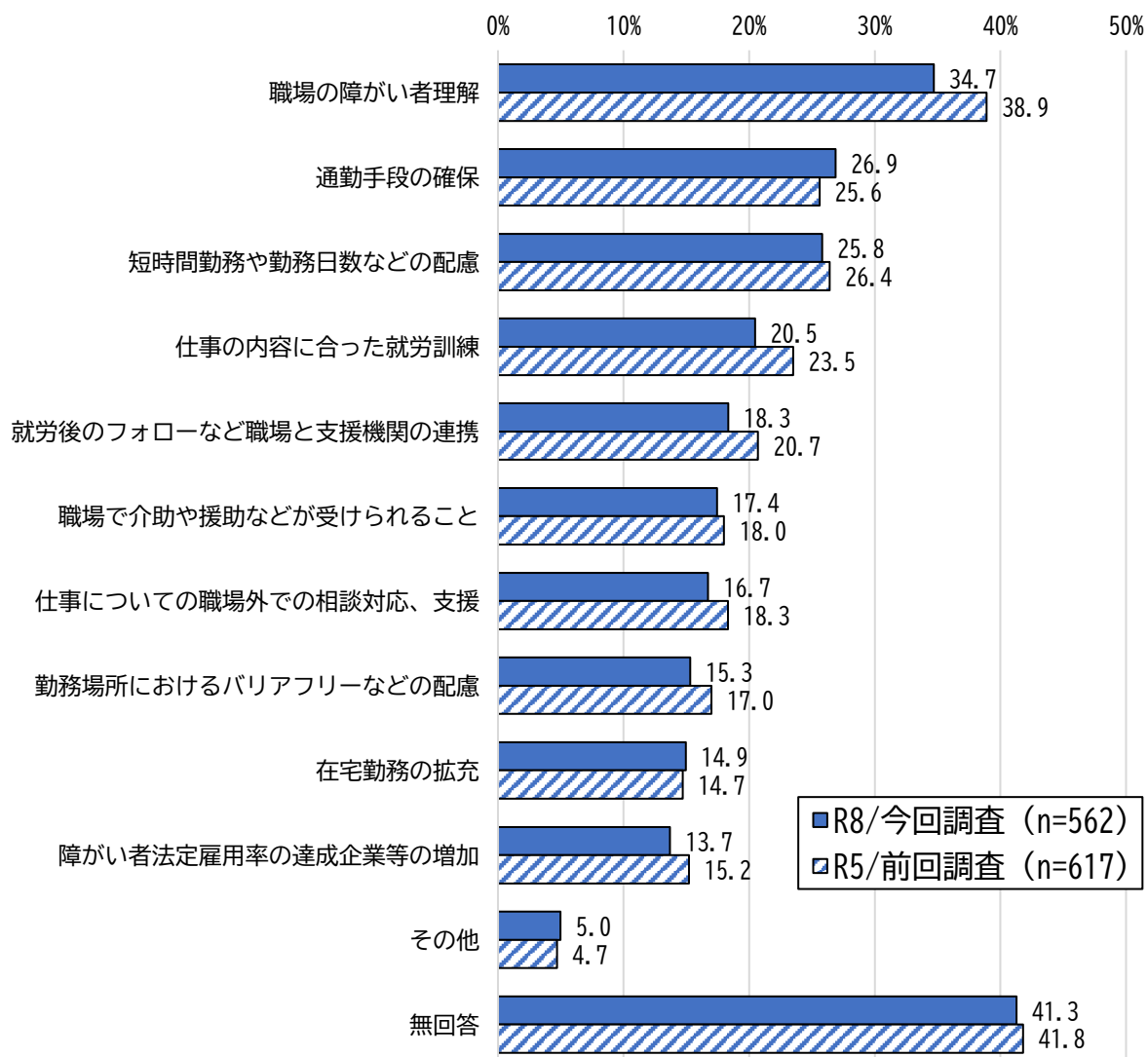
※「仕事をしていない」と回答した方
問 現在仕事をしていない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

図表 19 仕事をしていない理由(全体、前回比較/複数回答)



問 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

図表 20 就労支援として必要だと思うもの（全体、前回比較／複数回答）

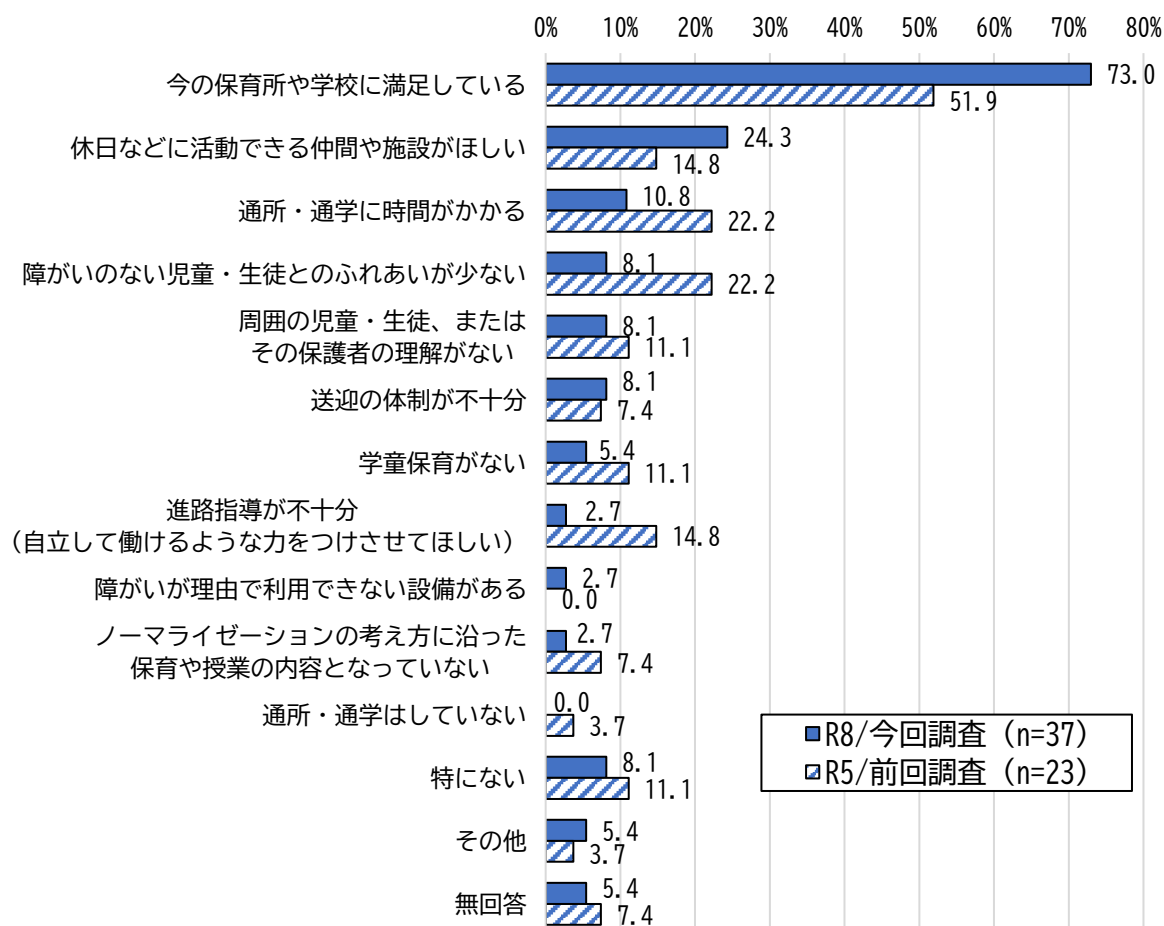


【10. 教育に関することについて】

※宛名のご本人が18歳未満の方のみ

問 通所・通学していて、感じていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

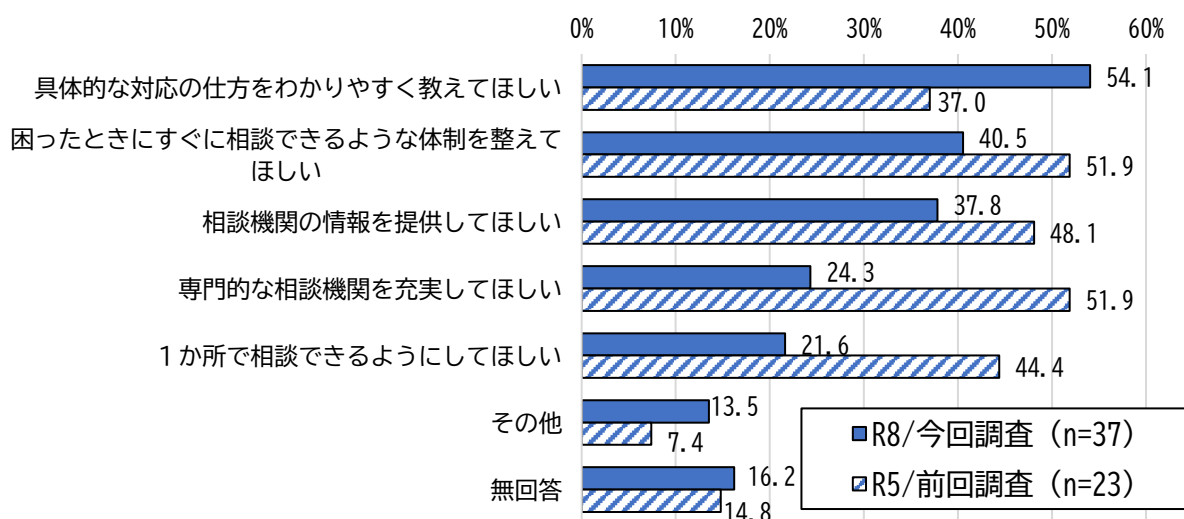
図表 21 通所・通学していて感じる事(全体、前回比較/複数回答)



※宛名のご本人が18歳未満の方のみ

問 あなたは療育や教育に関する相談について望むことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

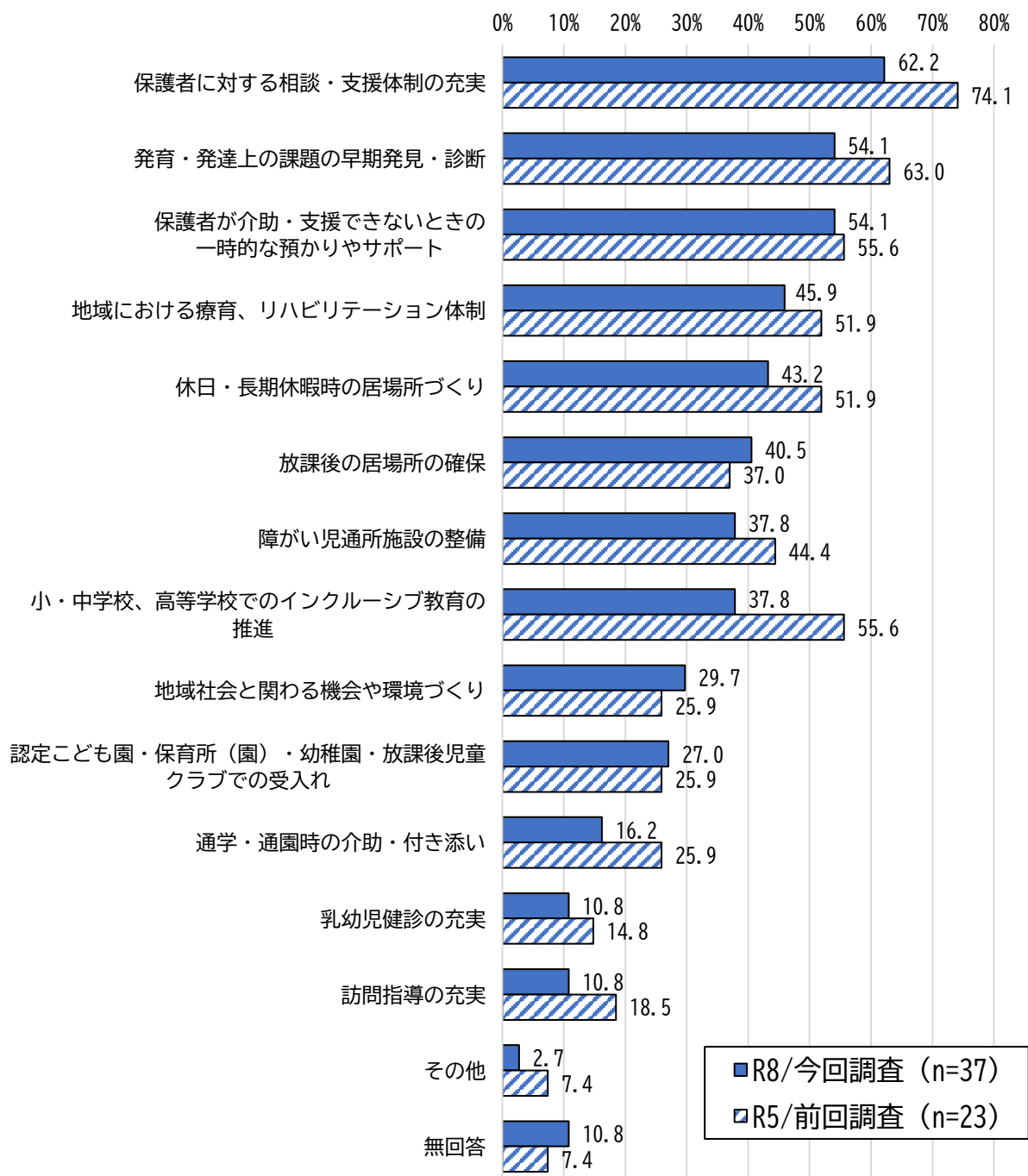
図表 22 療育や教育に関する相談について望むこと(全体、前回比較/複数回答)



※宛名のご本人が18歳未満の方のみ

問 発達に課題のある子どものための施策やサービスなどで、あなたが特に重要と思うものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

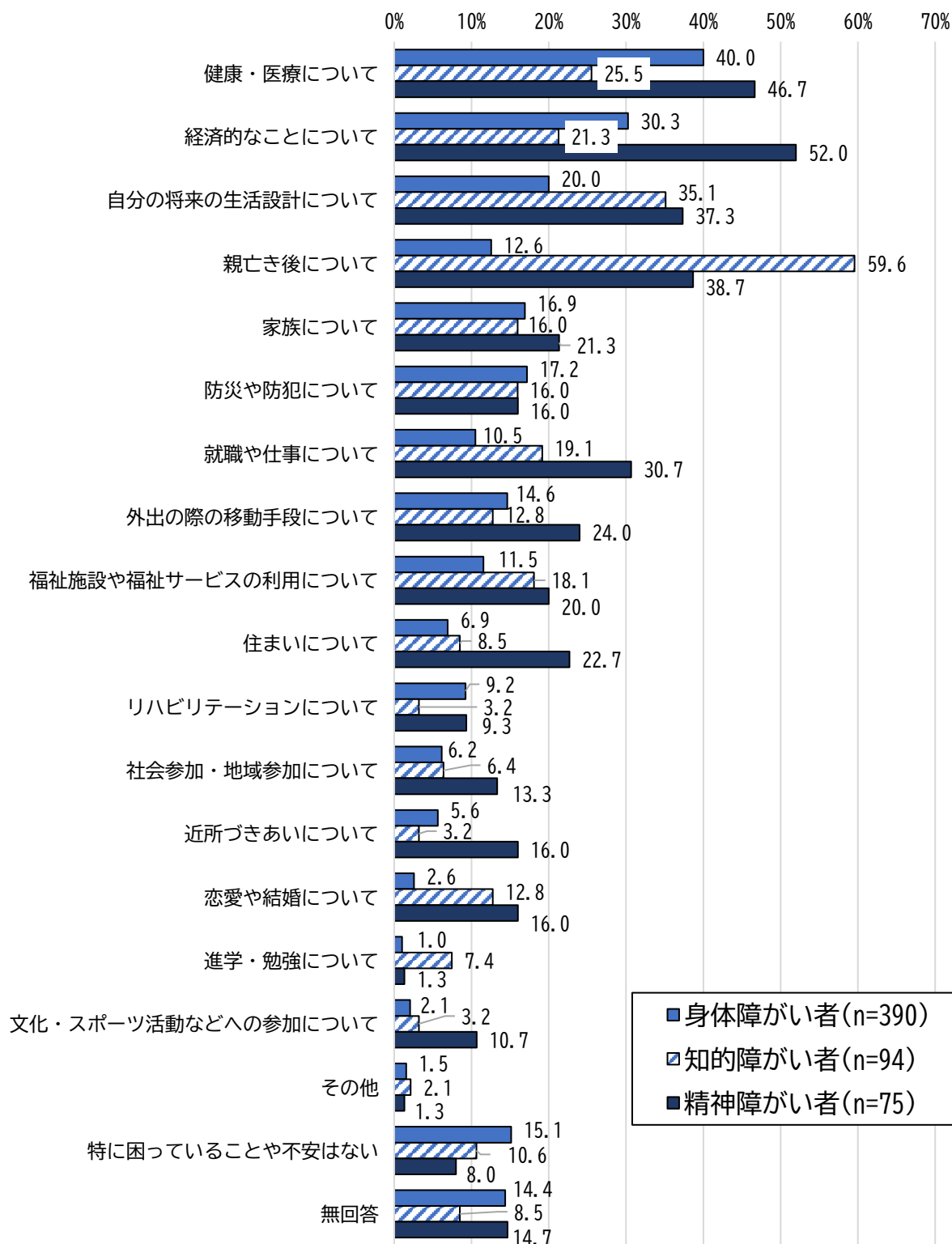
図表 23 発達支援の施策・サービスで重要と思うもの（全体、前回比較／複数回答）



【11. 困っていることや不便に感じることにについて】

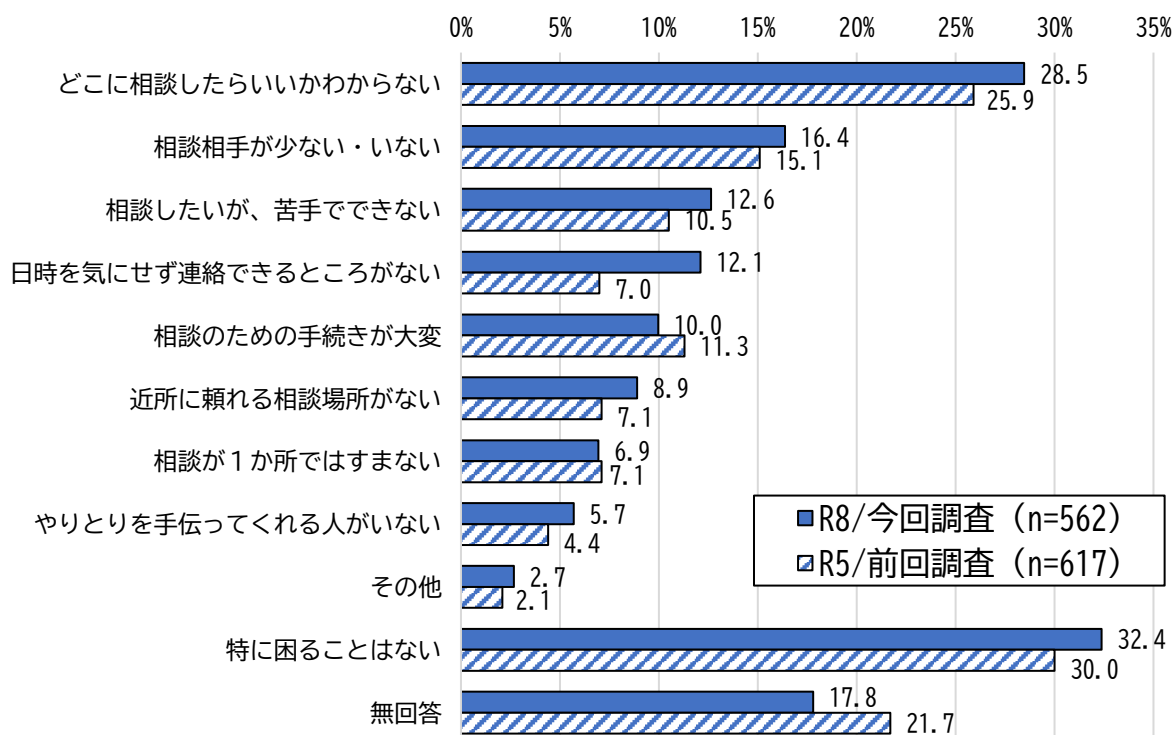
問 現在あなたが困ったり、不安に思っていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

図表 24 困りごとや不安に思っていること（障がい別／複数回答）



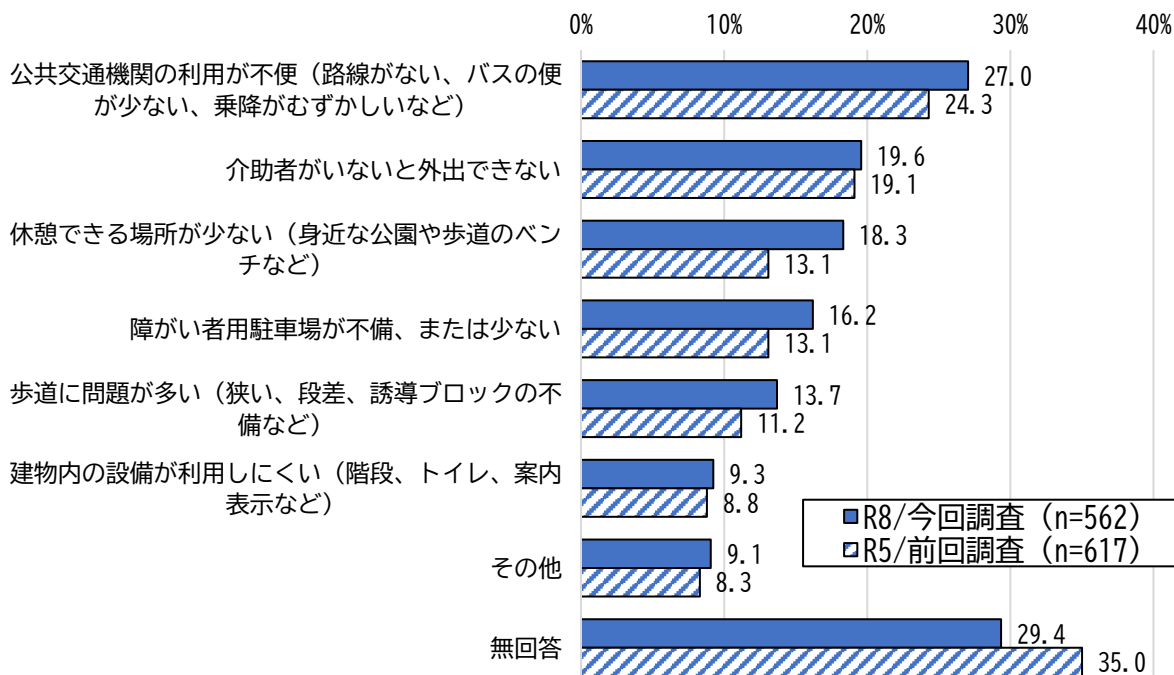
問 あなたが相談したい時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

図表 25 相談時に困ること（全体、前回比較／複数回答）



問 外出のとき、不便に感じたり困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

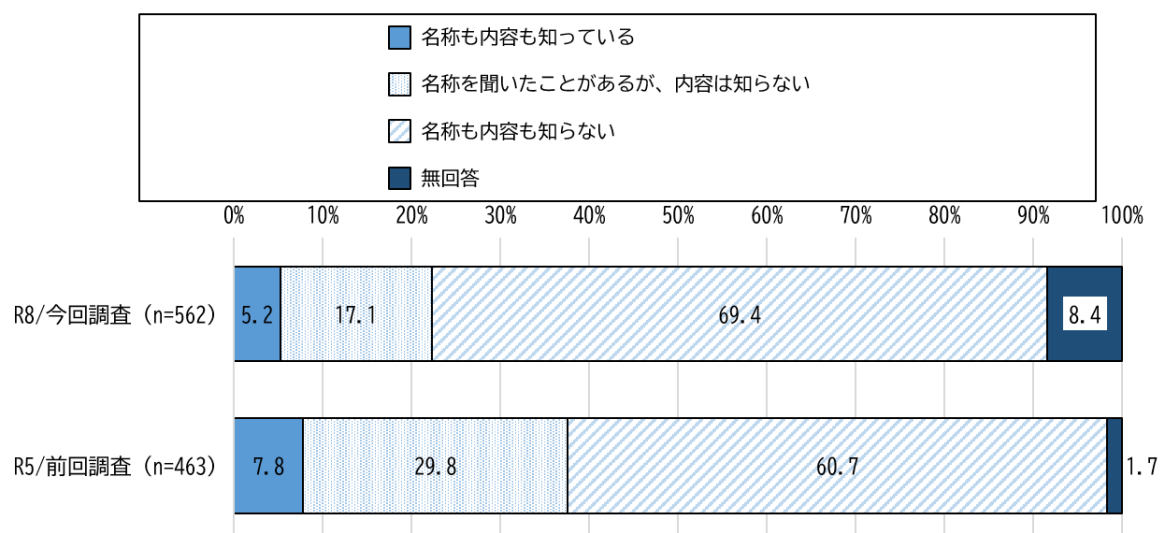
図表 26 外出時に不便に感じる事（全体、前回比較／複数回答）



【12. 障がい者差別について】

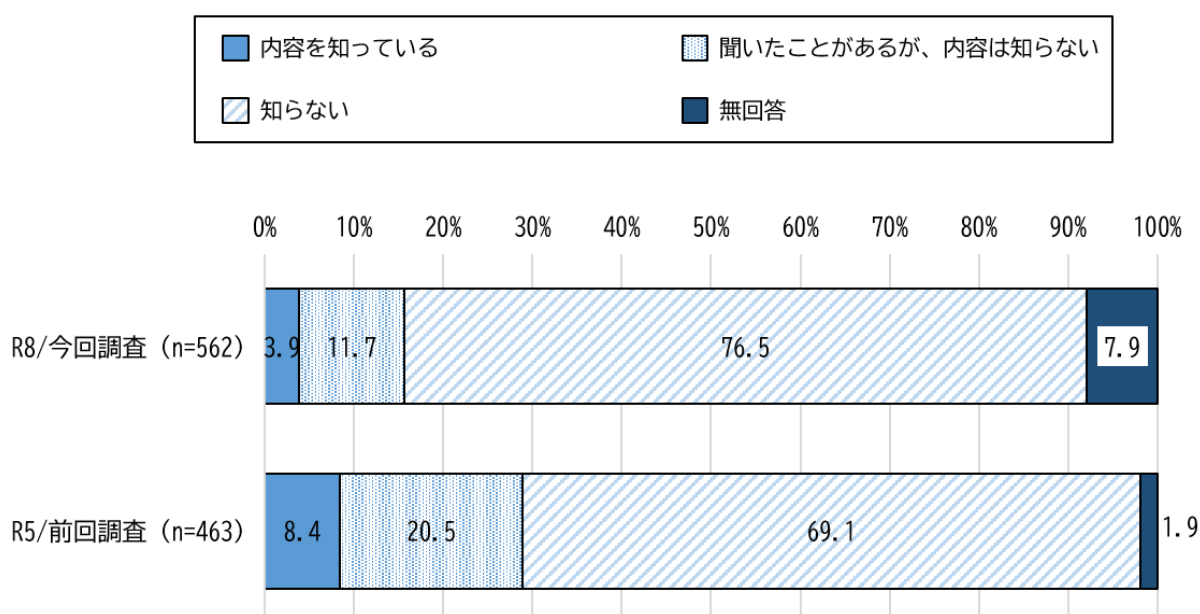
問 あなたは「障害者差別解消法」について知っていますか。(1つに○)

図表 27 「障害者差別解消法」の認知状況(障がい別)



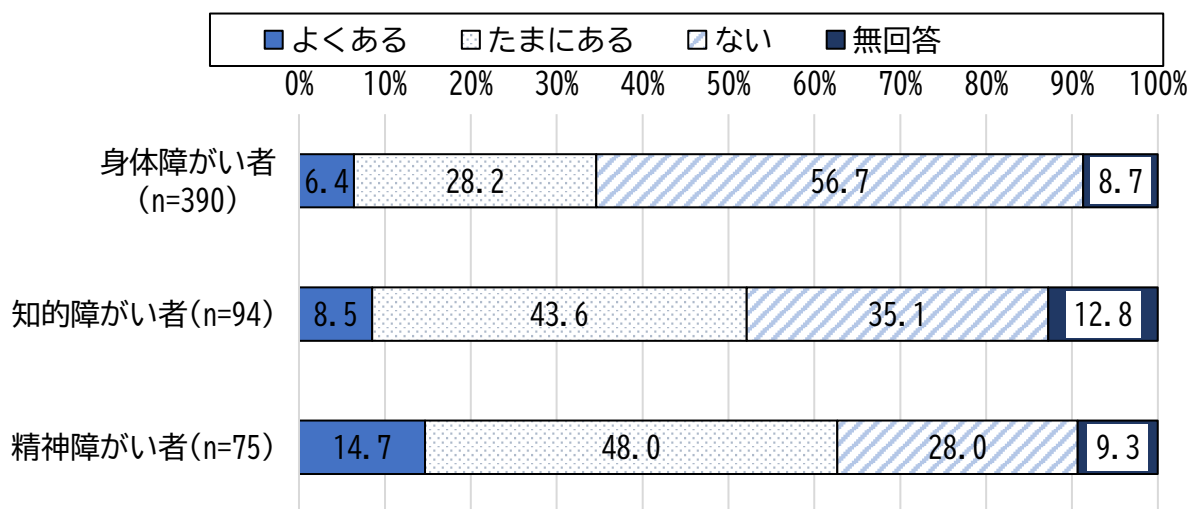
問 あなたは障害者差別解消法で求められる「合理的配慮」について知っていますか。(1つに○)

図表 28 「合理的配慮」の認知状況(全体、前回比較)



問 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（1つに○）

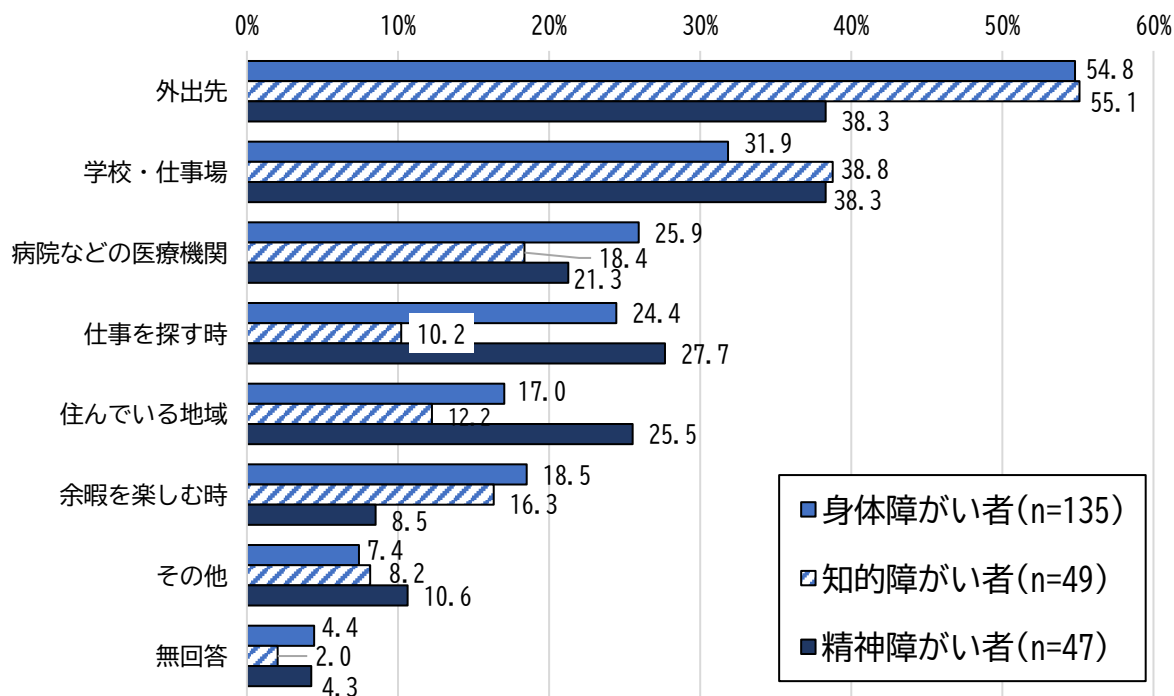
図表 29 差別を受けた経験について（障がい別）



※「よくある」または「たまにある」と回答した方

問 どのような場所で、差別や嫌な思いをしましたか。（あてはまるものすべてに○）

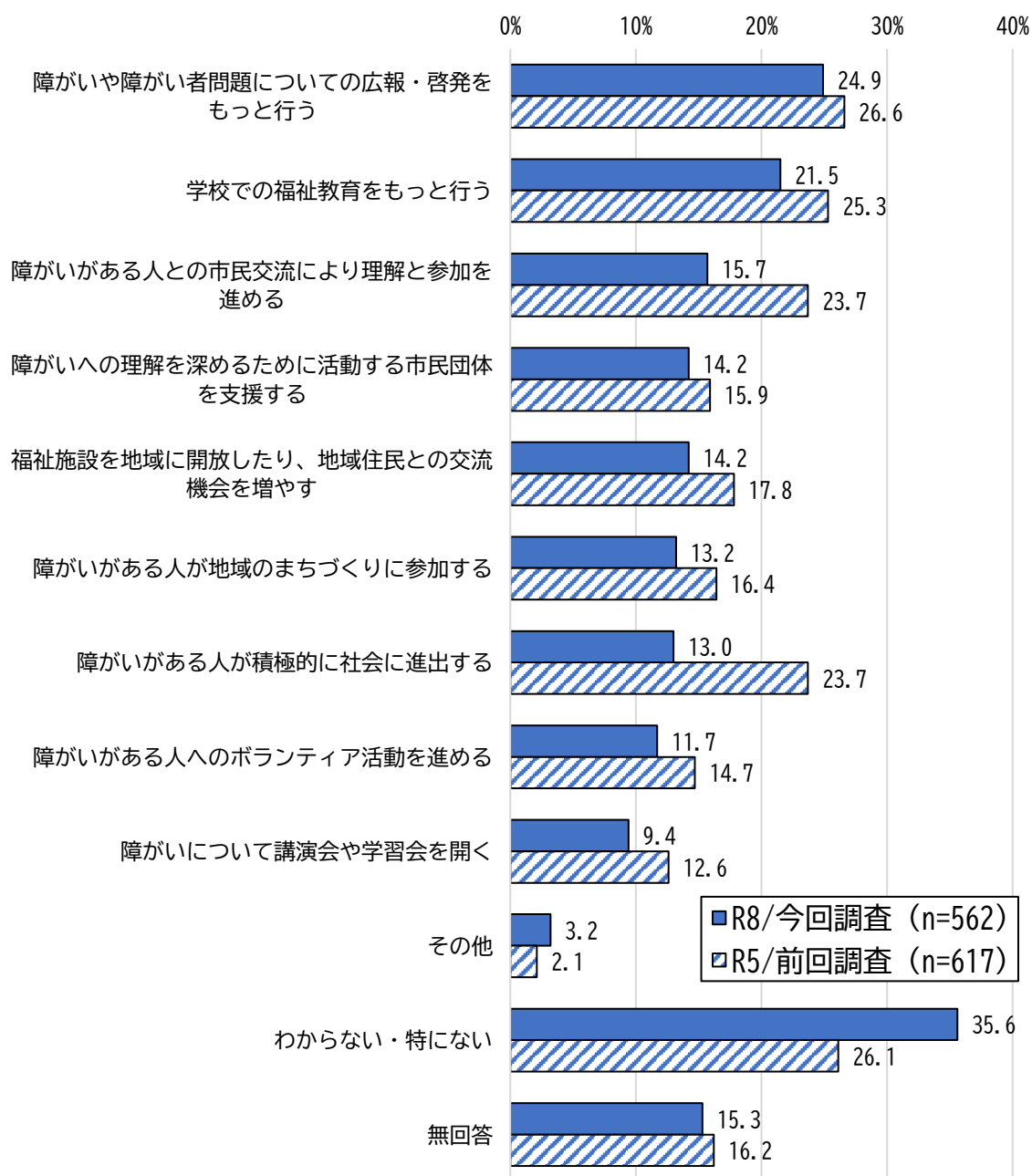
図表 30 差別を受けた場所（障がい別／複数回答）



【13. 障がい者理解に必要だと思うことについて】

問 市民が障がいのある人への理解を深めるためには、何が必要だと考えますか。
(あてはまるものすべてに○)

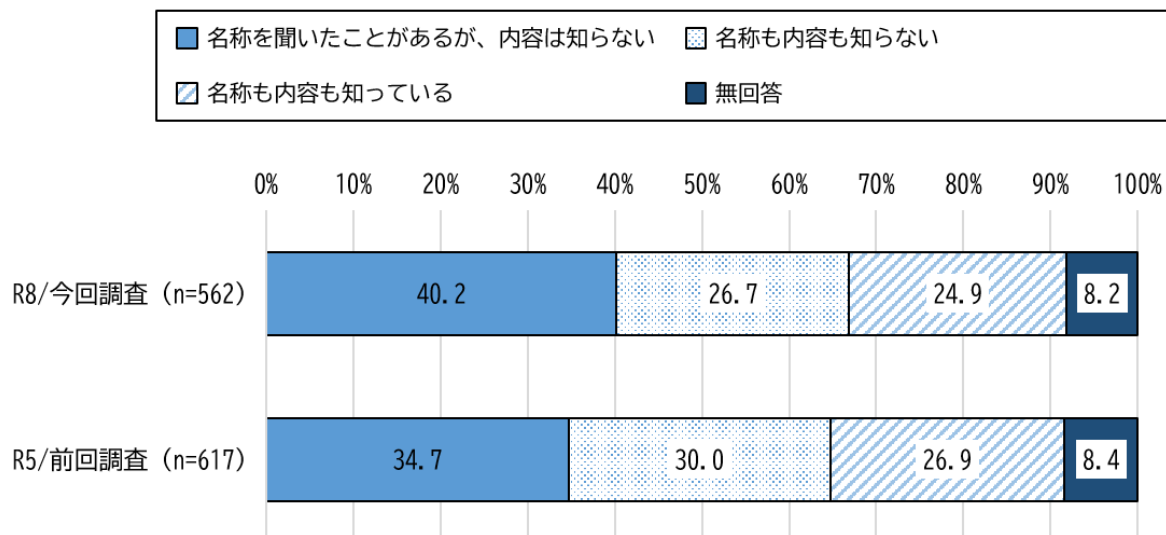
図表 31 障がい者への理解を深めるために必要だと思うこと（全体／複数回答）



【14. 成年後見制度について】

問 あなたは、「成年後見制度」について知っていますか。（1つに○）

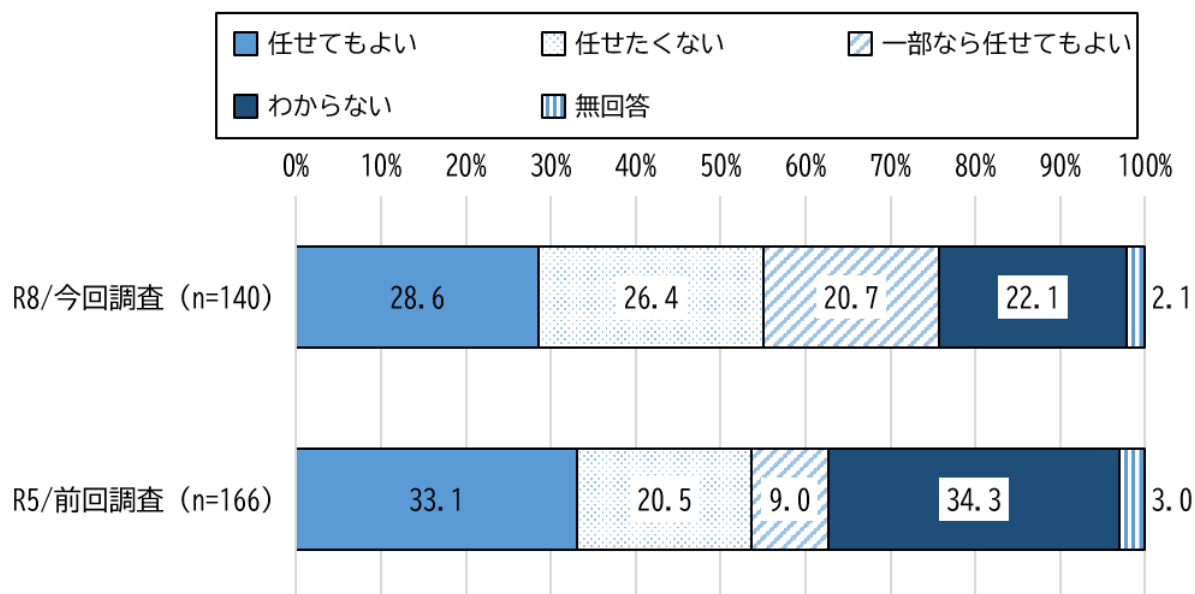
図表 32 成年後見制度の認知状況（全体、前回比較）



※「名称も内容も知っている」と回答した方

問 あなたは、自分自身では判断ができなくなった場合、「成年後見制度」を利用し、後見人に財産管理などを任せることについて、どう思いますか。（1つに○）

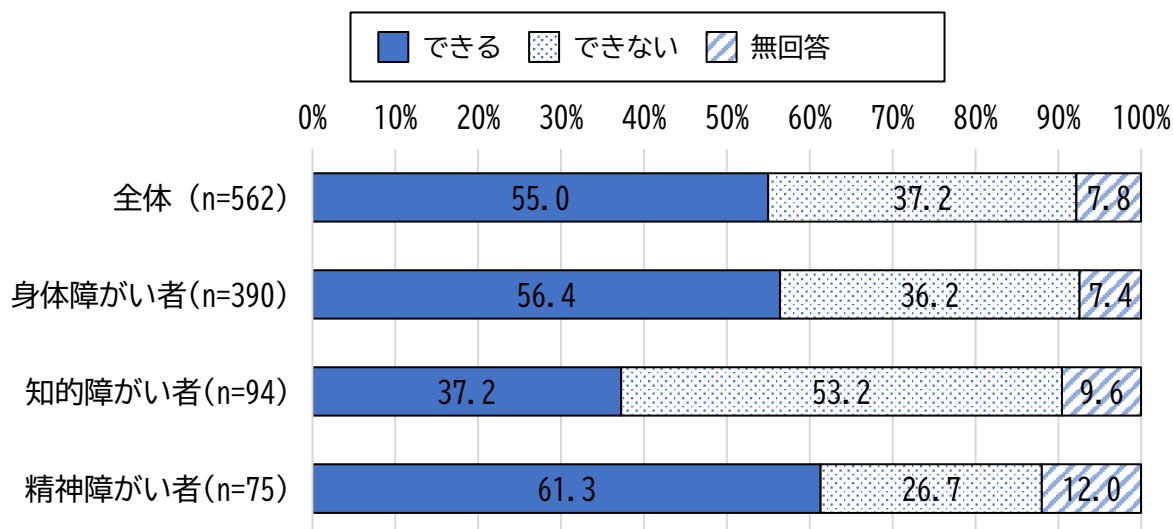
図表 33 後見人に財産管理を任せることについて（全体、前回比較）



【15. 災害時の行動について】

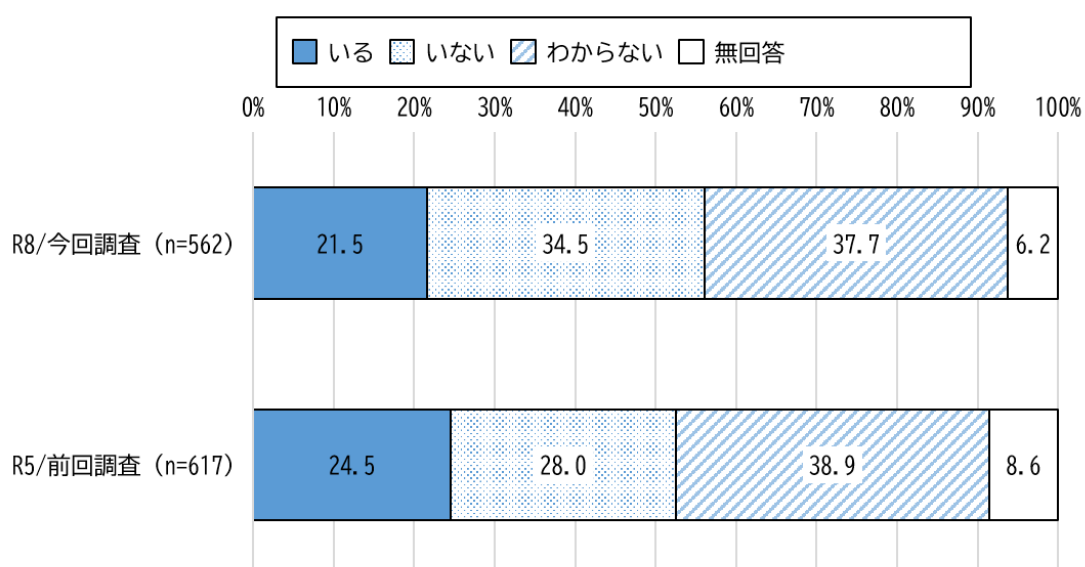
問 火事や地震などの災害発生時に、あなたは自力で避難できますか。(1つに○)

図表 34 自力で避難できるか（全体、障がい別）



問 火事や地震などの災害発生時に、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(1つに○)

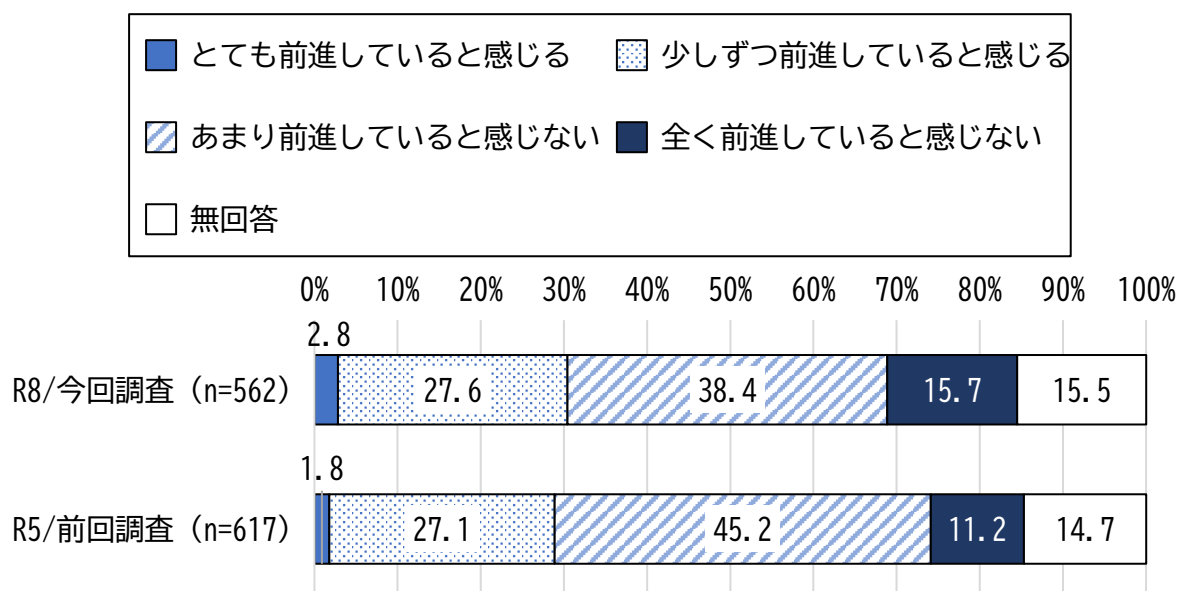
図表 35 災害時に近所に助けてくれる人がいるかどうかについて（全体、前回比較）



【16. 地域共生社会について】

問 あなたは、世の中が地域共生社会に向けて前進していると感じますか。（1つに○）

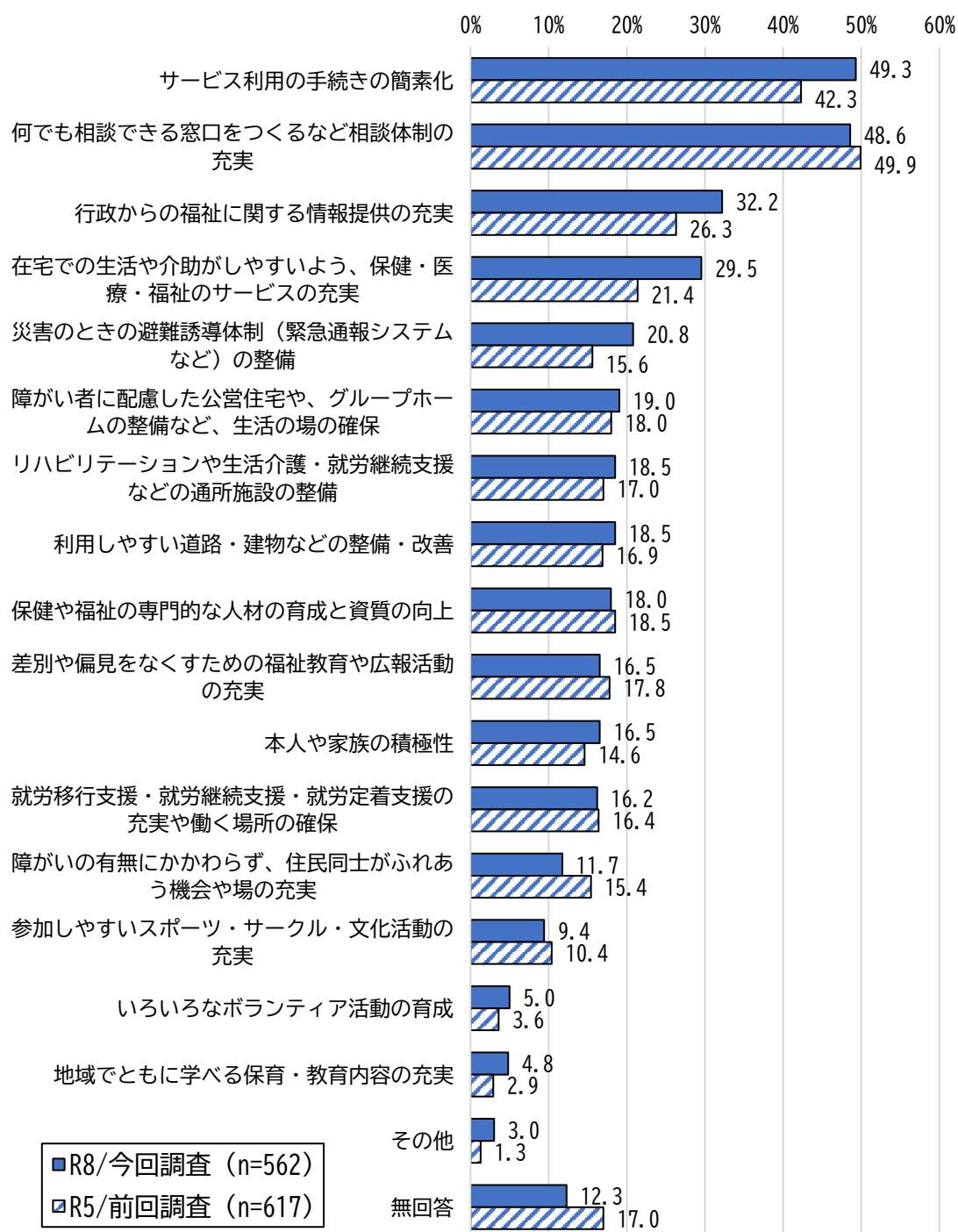
図表 36 地域共生社会について（全体、前回比較）



【17. 障がい者にとって住みよいまちづくりについて】

問 障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために、どのようなことが必要だと考えますか。(主なもの5つまで○)

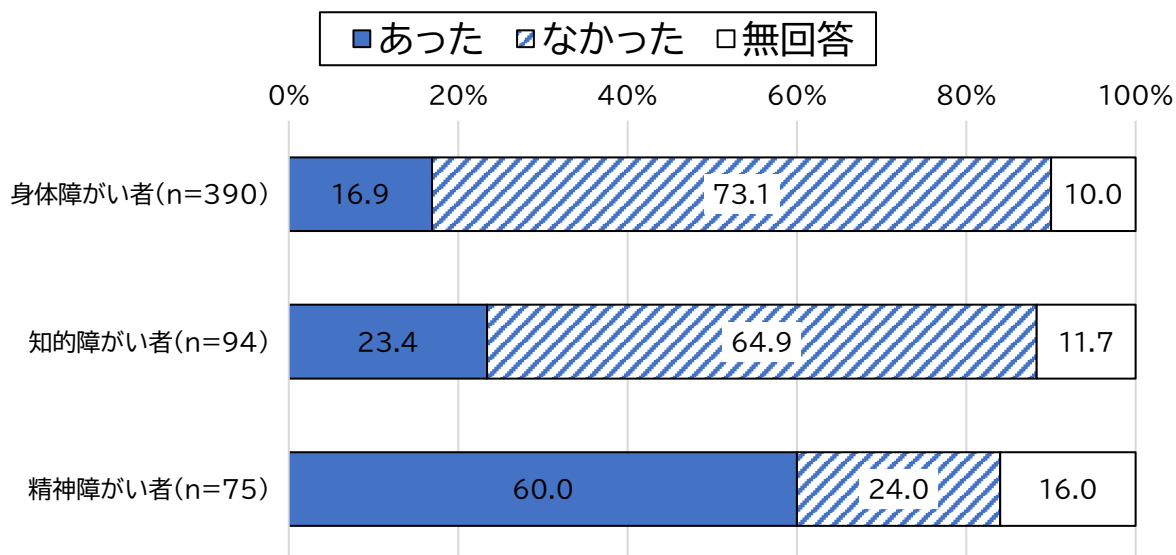
図表 37 障がい者が住みよいまちづくりに必要だと思うこと（全体、前回比較／複数回答）



【18. 新型コロナウイルス感染症について】

問 新型コロナウイルス感染症の際に、障がいのある方やその家族が困ったことはありましたか？（1つに○）

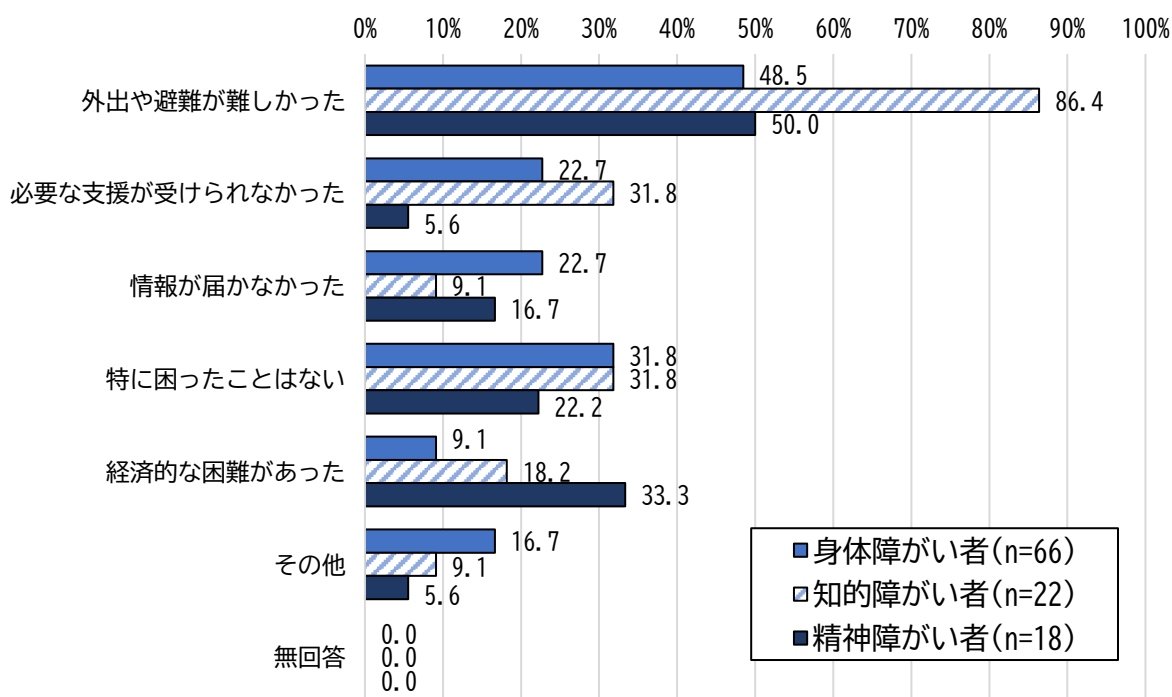
図表 38 新型コロナウイルス感染症の際の困りごとについて（障がい別）



※「あった」と回答した方

問 どのような場面で困ったと感じましたか？（あてはまるものすべてに○）

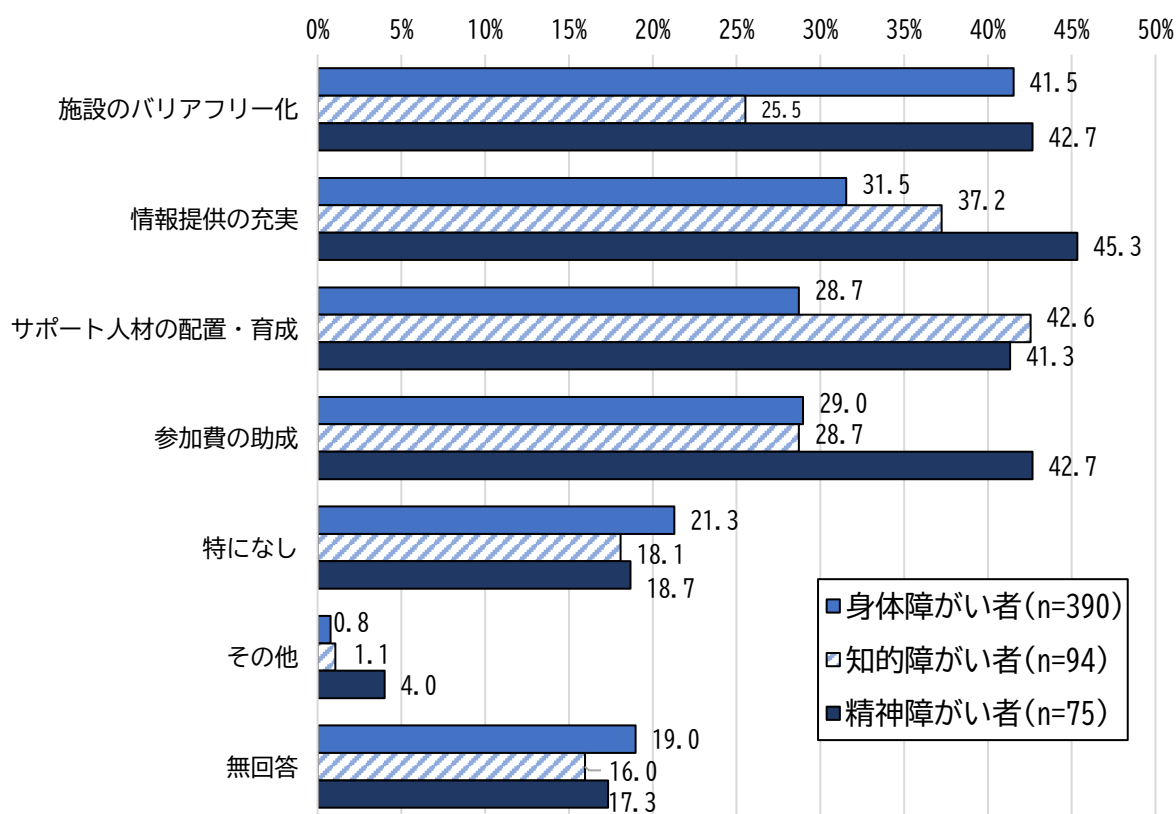
図表 39 新型コロナウイルス感染症の際の困りごとの内容について（障がい別/複数回答）



【19. 文化芸術やスポーツについて】

問 障がいのある方が文化芸術活動やスポーツ、余暇活動に参加しやすくするために必要だと思うことは何ですか？（あてはまるものすべてに○）

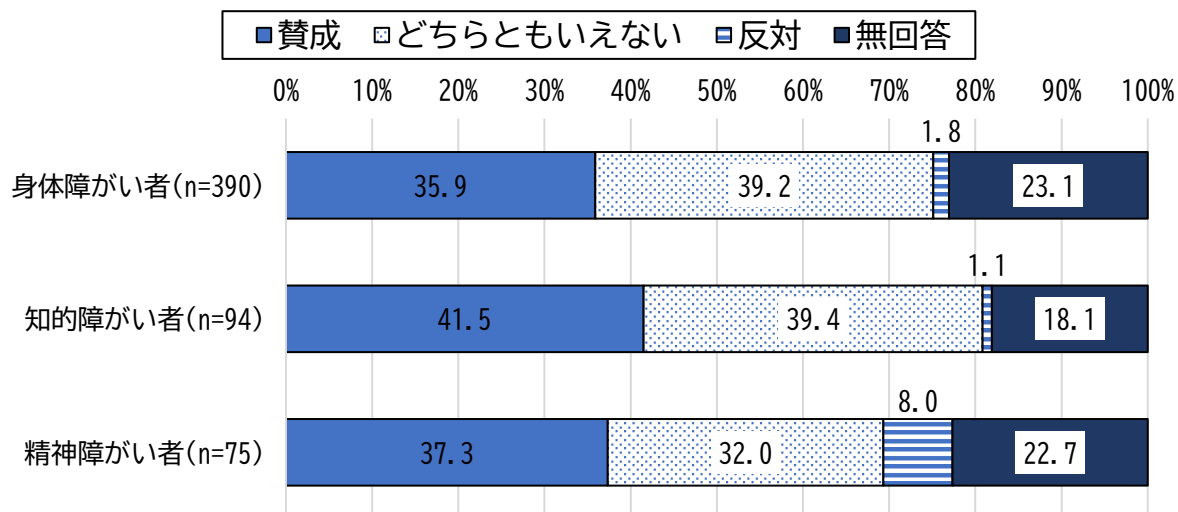
図表 40 障がいのある方が文化芸術活動やスポーツ、余暇活動に参加しやすくするために必要だと思うこと（障がい別/複数回答）



【20. インクルーシブ教育について】

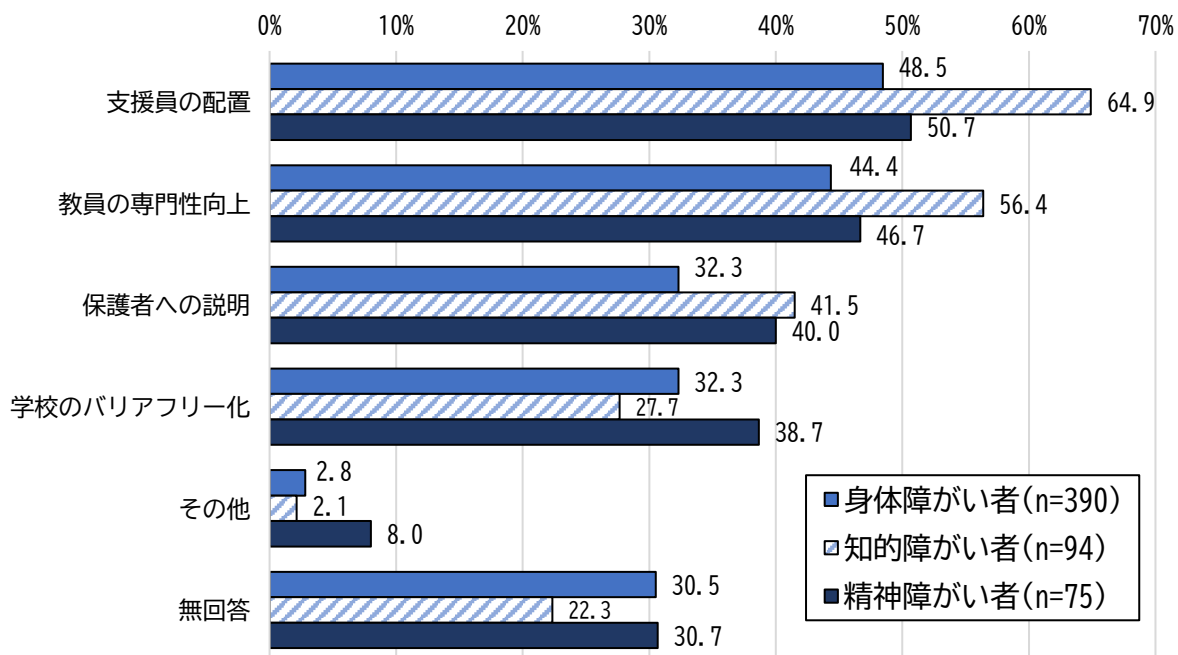
問 障がいのある子どもが、地域の学校や園で他の子どもと共に学ぶ「インクルーシブ教育」についてどう思いますか？（1つに○）

図表 41 「インクルーシブ教育」についてどう思うか（障がい別）



問 インクルーシブ教育を進める上で必要だと思うことは何ですか？（あてはまるものすべてに○）

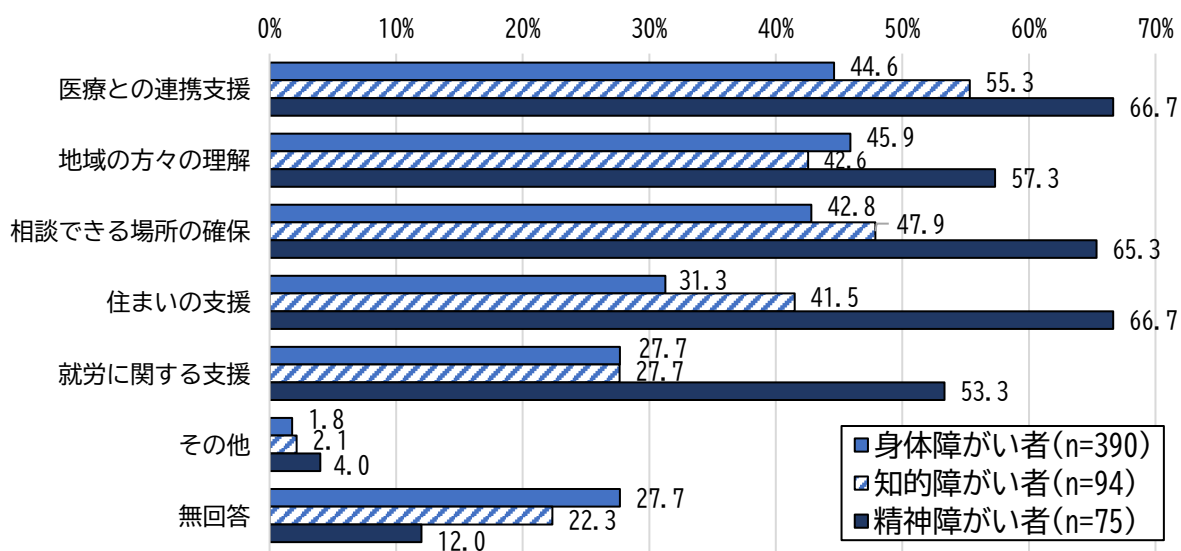
図表 42 「インクルーシブ教育」を進めるうえで必要だと思うこと（障がい別/複数回答）



【21. 精神障がい者の地域移行について】

問 精神障がいのある方が入院生活から地域で暮らすために、どのような支援が必要だと思いますか？（あてはまるものすべてに○）

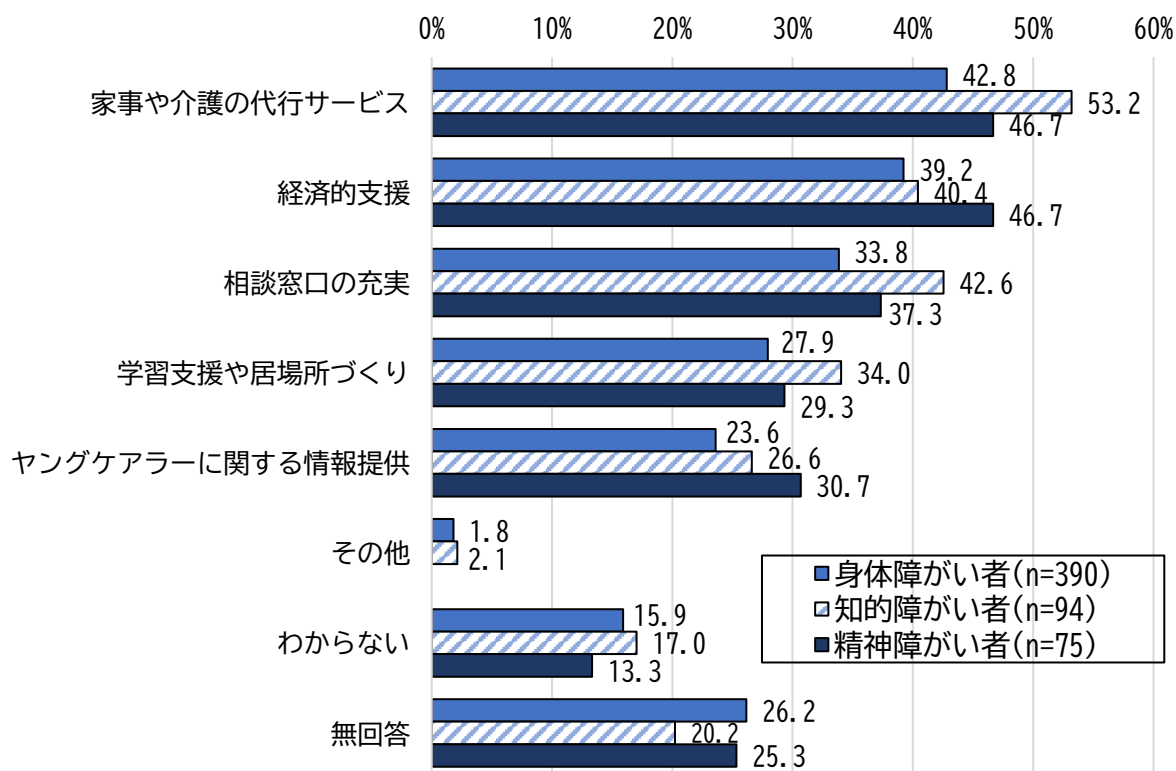
図表 43 精神障がいのある方が入院生活から地域で暮らすために、必要だと思う支援
（障がい別/複数回答）



【22. ヤングケアラーについて】

問 ヤングケアラーについて行政や地域にどのような支援があればよいと思いますか？（あてはまるものすべてに○）

図表 44 ヤングケアラーに対して行政や地域が行うべき支援（障がい別/複数回答）

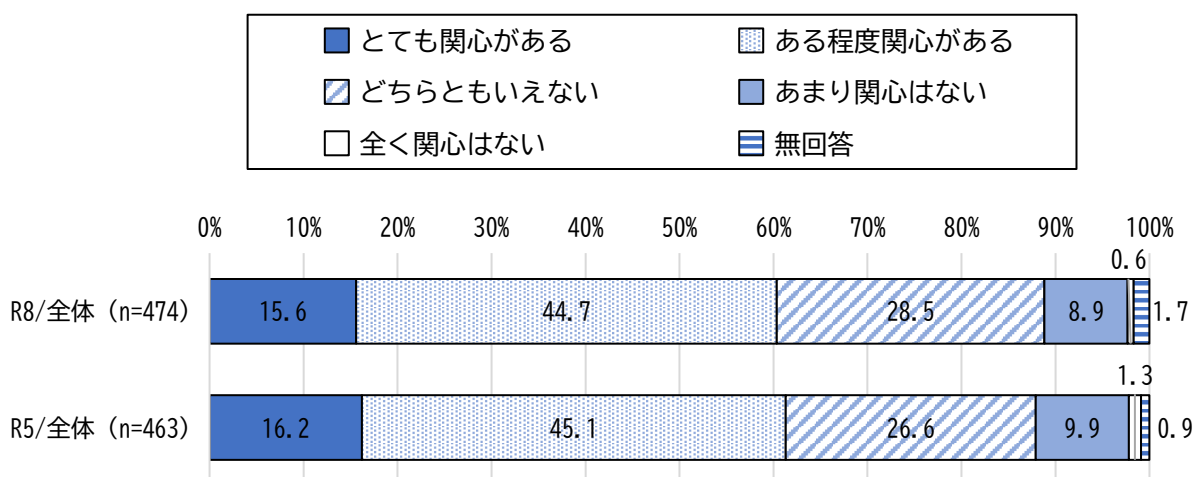


《一般市民調査》

【1. 障がい福祉への関心度について】

問 あなたは、障がいがある人への福祉について関心をお持ちですか。（1つに○）

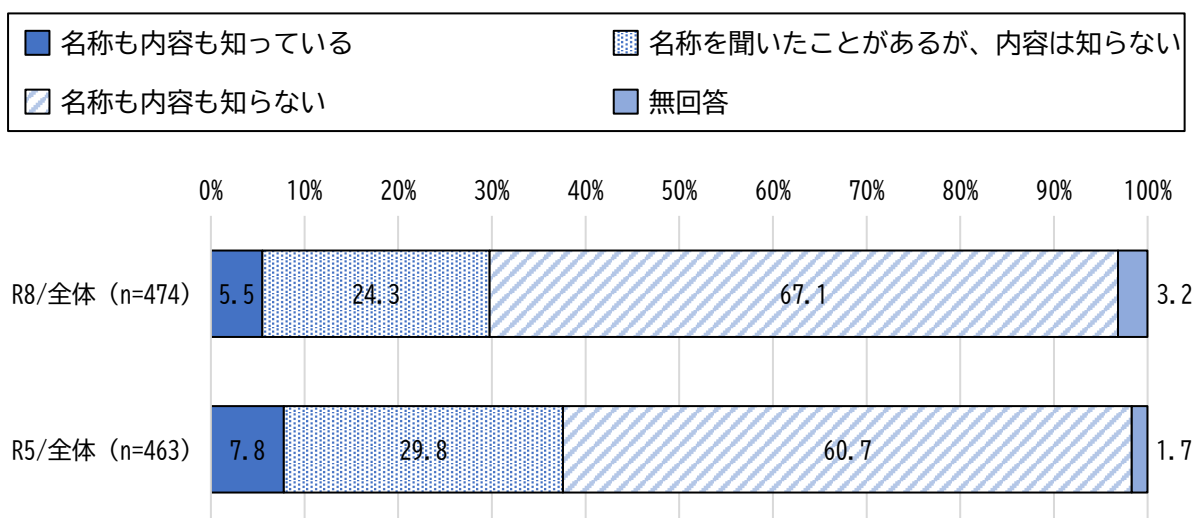
図表 45 障がい福祉への関心度について（全体、前回比較）



【2. 障がい福祉に関する法律等の認知度について】

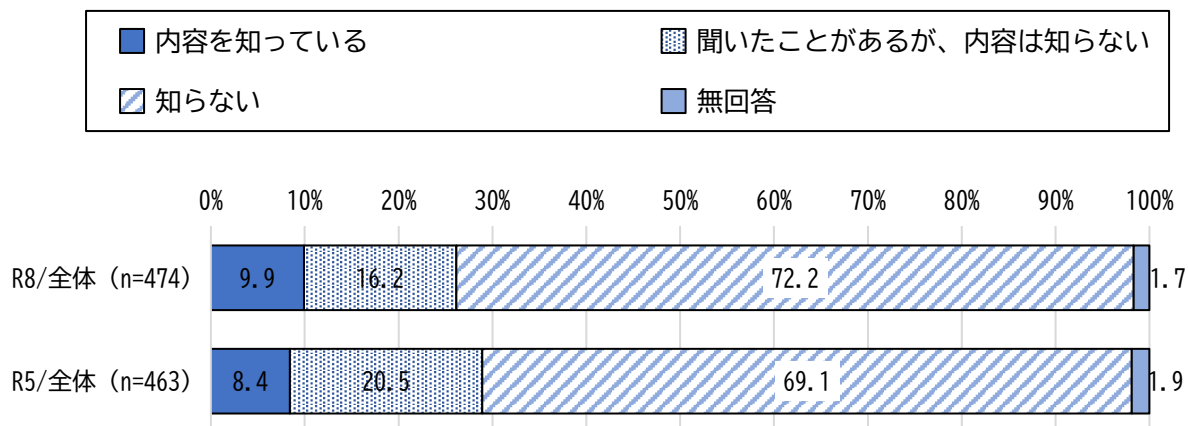
問 あなたは「障害者差別解消法」について知っていますか。（1つに○）

図表 46 「障害者差別解消法」の認知状況（全体、前回比較）



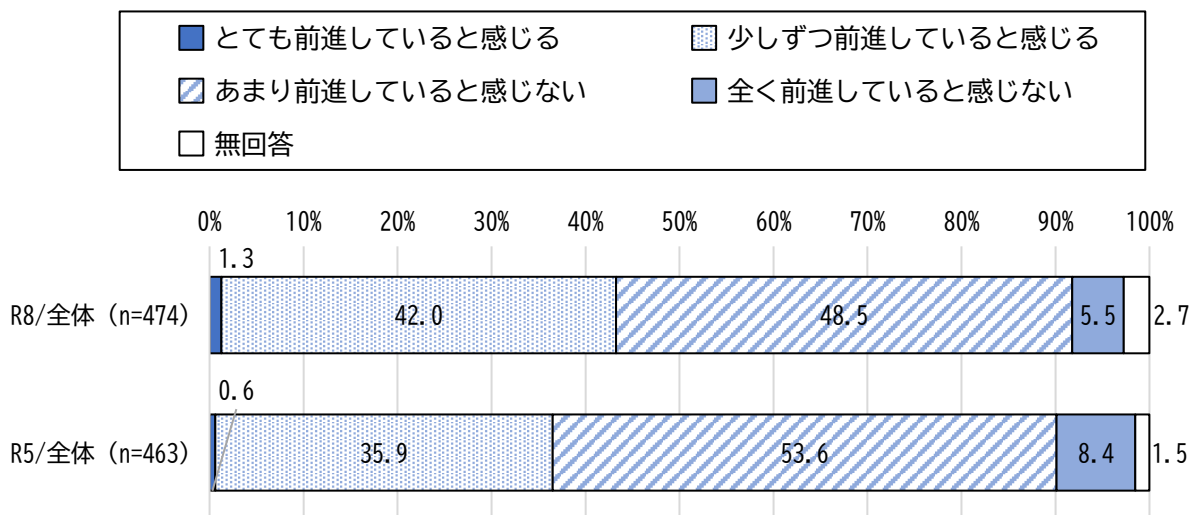
問 あなたは障害者差別解消法で求められる「合理的配慮」について知っていますか。(1つに○)

図表 47 「合理的配慮」の認知状況(全体、前回比較)



問 あなたは、世の中が地域共生社会に向けて前進していると感じますか。(1つに○)

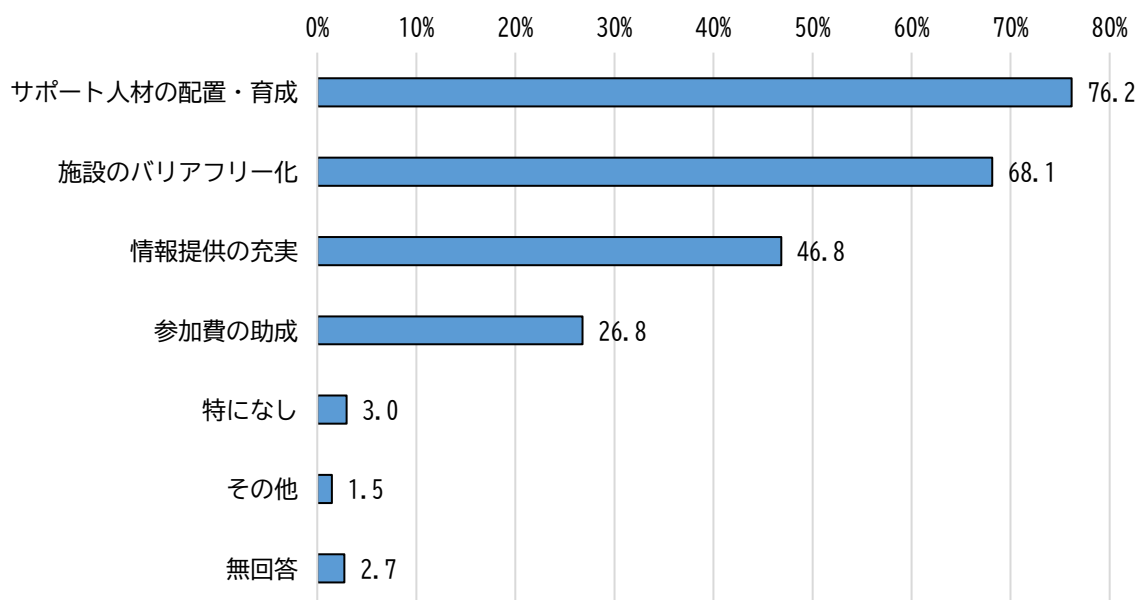
図表 48 地域共生社会について(全体、前回比較)



【3. 文化芸術スポーツについて】

問 障がいのある方が文化芸術活動やスポーツ、余暇活動に参加しやすくするために必要だと思うことは何ですか？（あてはまるものすべてに○）

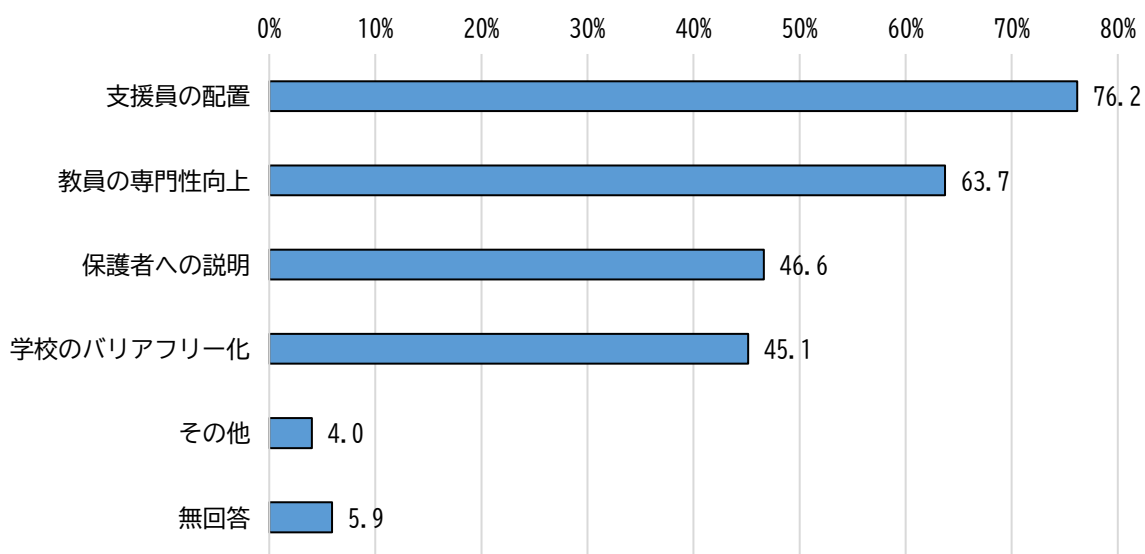
図表 49 障がいのある方が文化芸術活動やスポーツ、余暇活動に参加しやすくするために必要だと思うこと（全体）



【4. インクルーシブ教育について】

問 インクルーシブ教育を進める上で必要だと思うことは何ですか？（あてはまるものすべてに○）

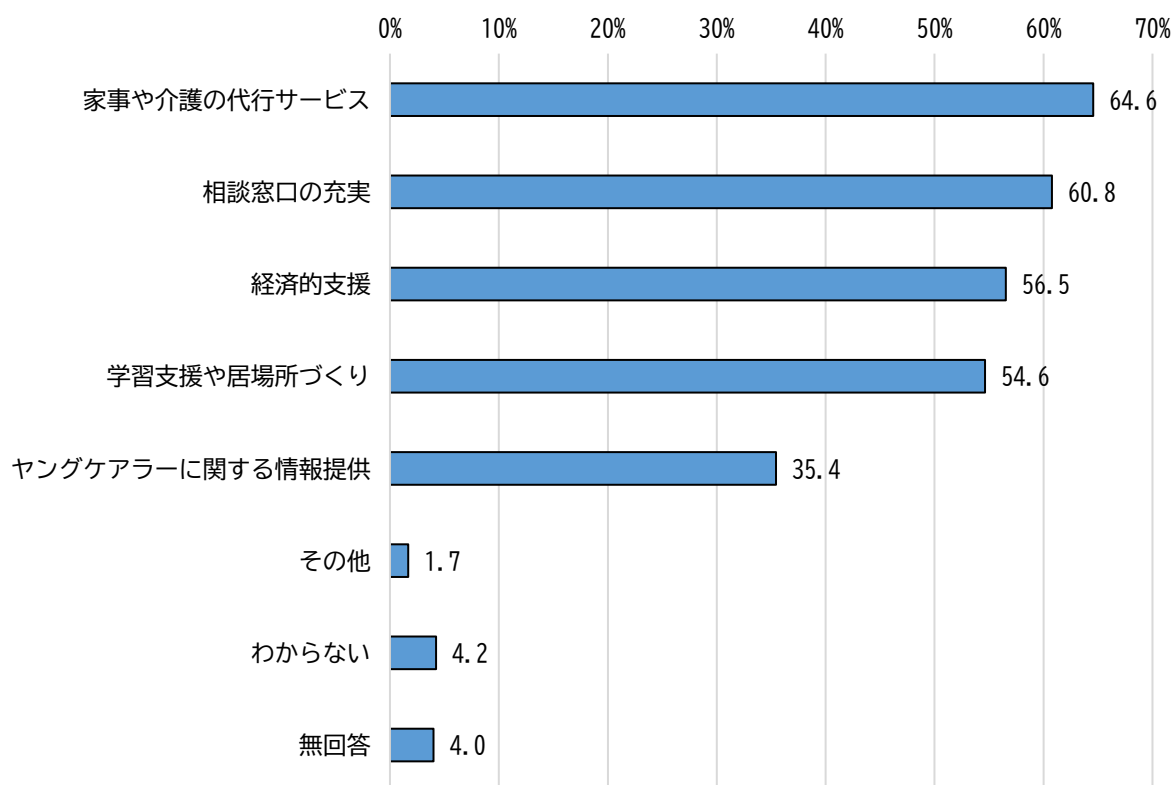
図表 50 インクルーシブ教育を進める上で必要だと思うことについて（全体）



【5. ヤングケアラーについて】

問 ヤングケアラーについて行政や地域にどのような支援があればよいと思いますか？
（あてはまるものすべてに○）

図表 51 ヤングケアラーについて行政や地域に必要なと思う支援（全体）

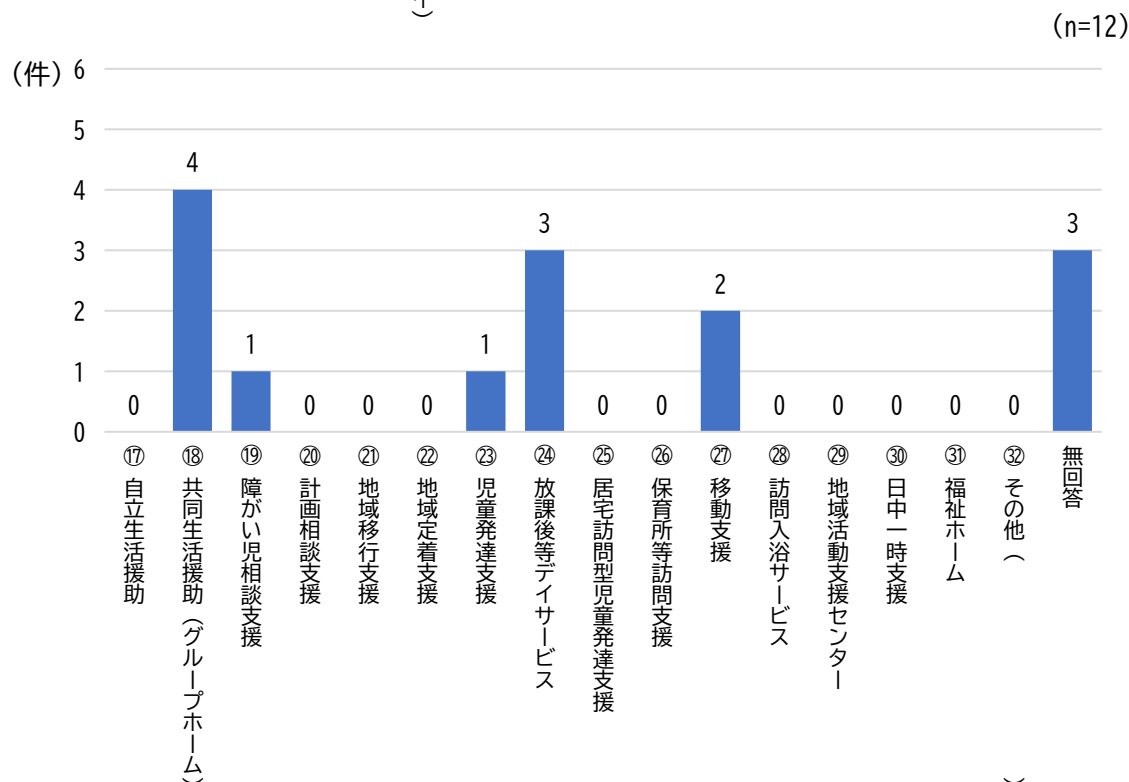
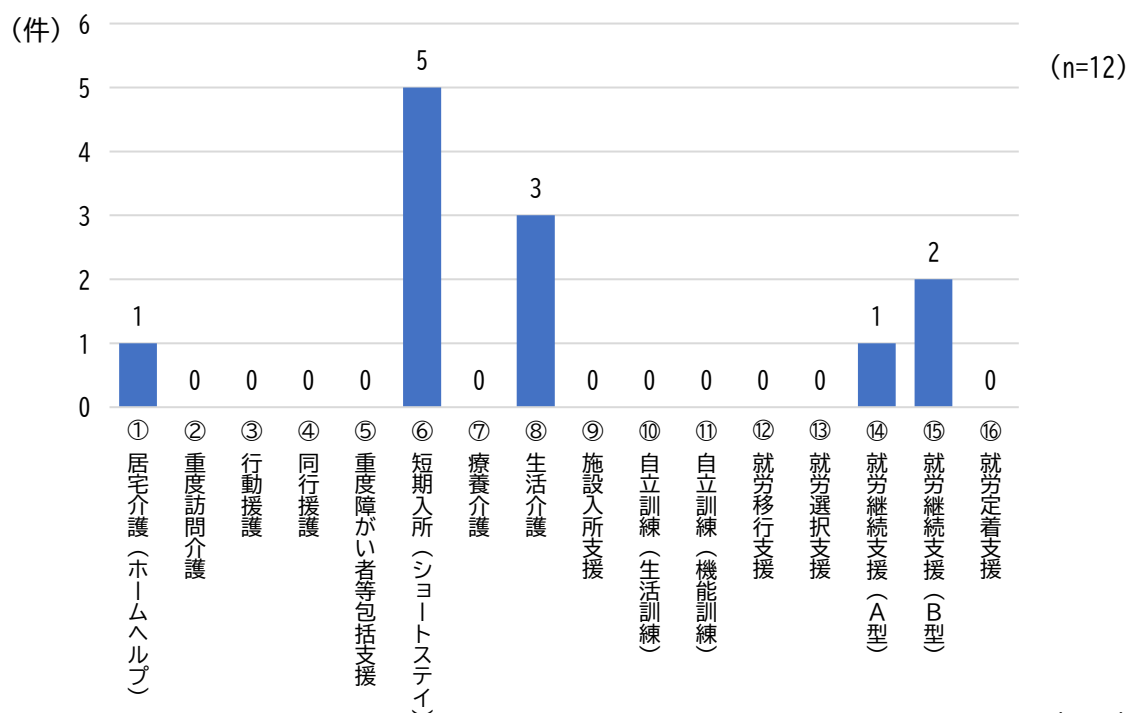


《事業所調査》

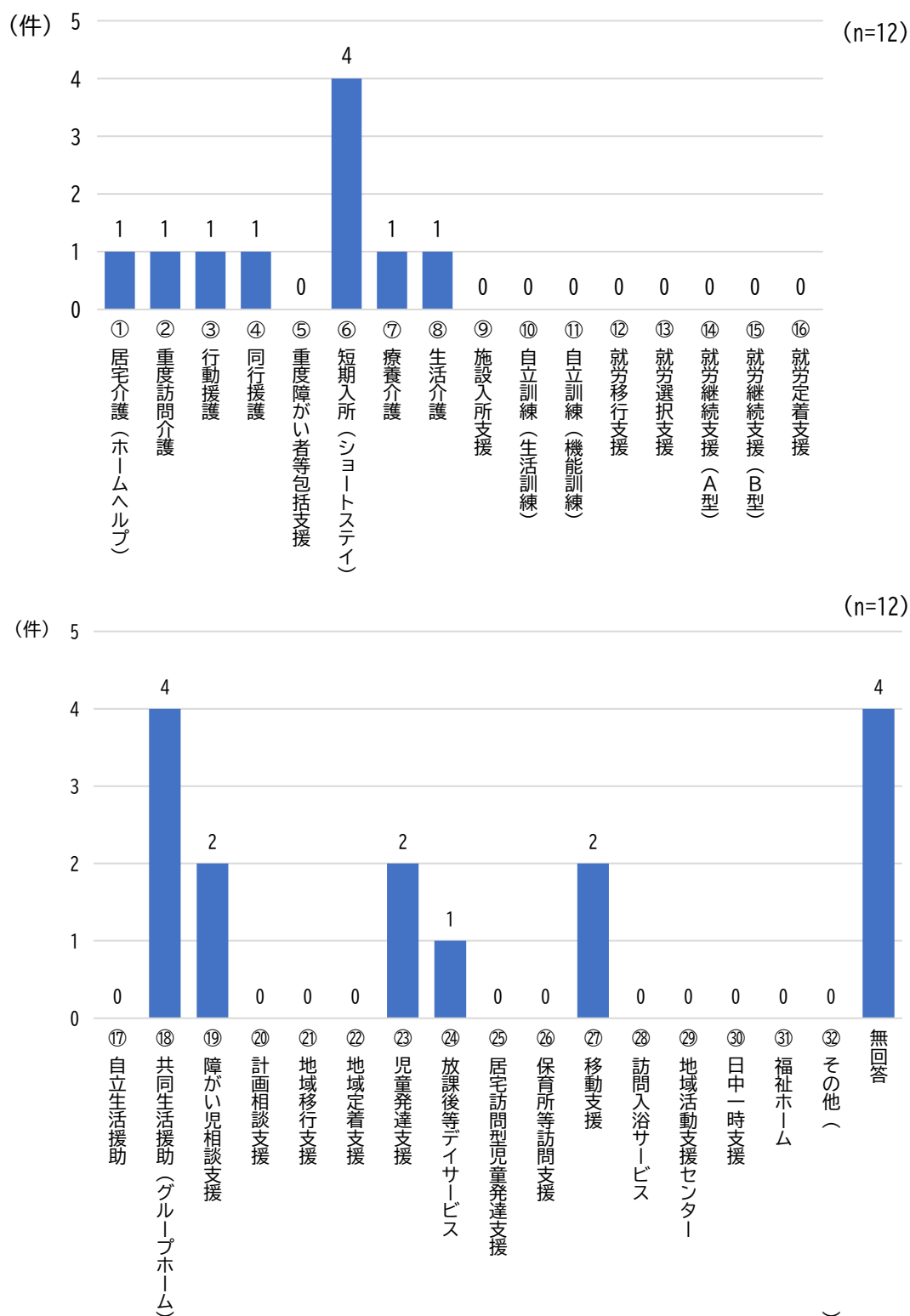
【1. 利用者が望むサービスについて】

問 次のサービスについて、①利用者からはどのようなサービスを望む声が多いですか。
また、②利用者から望む声は多いが不足していると感じられるサービスはありますか。
(あてはまるものすべてに○)

図表 52 ①利用者から望む声が多いサービス（全体／複数回答）

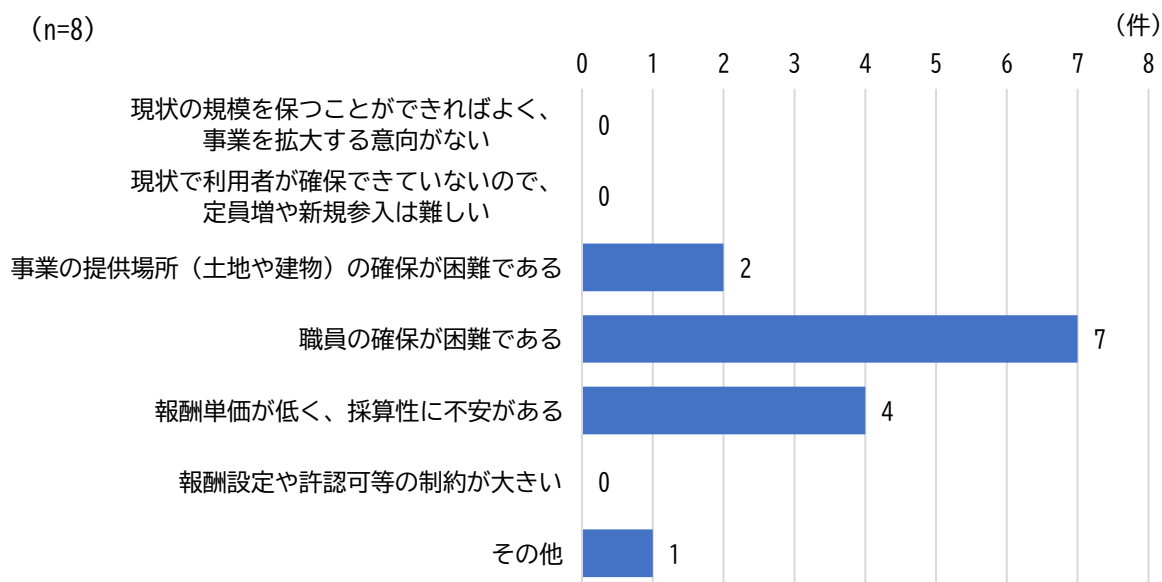


図表 53 ②望む声は多いが不足していると感じられるサービス（全体／複数回答）



※「②望む声は多いが不足していると感じられるサービス」を1つでも回答した事業所
 問 「利用者から望む声は多いが不足していると感じられるサービス」について、定員増員
 や新規参入が進まない理由は何だと思われますか。

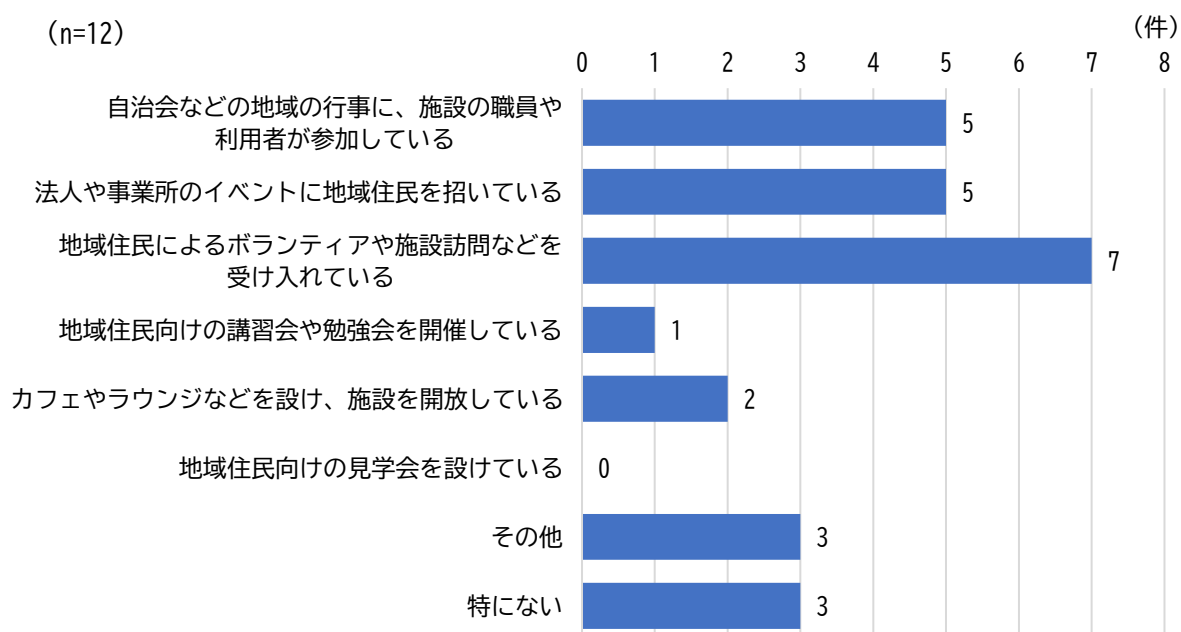
図表 54 定員増員や新規参入が進まない理由（全体／複数回答）



【2. 地域住民との交流について】

問 貴法人の職員や利用者が、地域の住民と交流する機会がありますか。
 （あてはまるものすべてに○）

図表 55 地域住民との交流の機会について（全体／複数回答）



第3章 計画の基本的な考え方【障がい者福祉計画】

1 基本理念

自分らしく 住み慣れた地域で 共に安心してすごせる健幸のまち さかいで

本計画は、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することで、「自分らしく」暮らすことのできる社会を実現するため、本市が取り組むべき障がい者福祉施策の方向性を定めるものです。

国の第5次障害者基本計画では、障がい者施策について、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして講じられる必要があることが明記されています。

本市においても、障がいの有無や年齢、性別に関わらず、互いに支え合いながら、誰もが役割を持っていきいきと暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざしていますが、当事者アンケート調査によると、「地域共生社会」が進んでいると評価している人は前回（令和5年度）に引き続き少なく、「前進していると感じない」人が過半数となっています（P47・図表36参照）。

本計画を推進するにあたり、本市が全庁的に取り組んでいる「健やかに」「幸せに」暮らせる「健幸のまちづくり」の考えを念頭に置くとともに、誰もが、どこでも誰とでも「自分らしく」生活するための選択の機会が確保され、障がい者が地域社会において他の人びとと共生することを妨げられないこと、また障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの人格と個性が認められ、違いや多様性が尊重される地域社会を創造していくことが「地域共生社会」の実現につながることから、誰もが社会の一員として認められ、互いに支え合うことのできる環境整備に一層取り組んでいきます。

本計画では、これらのことを総合的に勘案し、「自分らしく 住み慣れた地域で共に安心してすごせる健幸のまち さかいで」を基本理念とします。

2 基本目標

(1) 「自分らしさ」の尊重 ～「自分らしく」すごす～

当事者アンケートでは、「自由時間の過ごし方」について、障がいの特性にもよりますが、多くの項目で実際の過ごし方と希望する過ごし方の間に少なからず差異がありました（P 30・図表9参照）。

日常的にさまざまな支援が必要な障がい者は、支援制度の枠により生活に制約を受けがちではありますが、障がい者の自己決定を尊重し、適切な意思決定等に必要な支援を実施するとともに、障がい者一人ひとりの状況に応じた的確な支援に取り組んでいきます。

(2) 障がい特性等に応じた切れ目のない支援

～ずっと「住み慣れた地域で」すごす～

当事者アンケートでは、「相談時に困ること」として「どこに相談したらいいかわからない」（P 41・図表25）、「情報の入手について困ること」として「どこに情報があるかわからない」という意見が多くなっていました（P 33・図表12参照）。また、「障がい者が住みよいまちづくりに必要なこと」として「サービス利用の手続きの簡素化」、「相談体制の充実」、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」の3つが前回（令和5年度）と同様に上位3項目を占めています（P 48・図表37参照）。

そのため障がい者やその家族に対し、ライフステージ、障がい特性等に応じた必要な支援が受けられるよう、情報を届ける仕組みや切れ目のない支援体制の構築に努めます。

(3) 地域福祉の推進 ～「共に」「安心して」すごす～

本市においても、災害時要配慮者への支援が課題になっていますが、要支援者の把握や避難先での配慮はもちろんのこと、地域住民の理解や協力体制は重要です。

当事者アンケートでは、「自力で避難できるか」について37.2%が「できない」（P 46・図表34参照）と回答しています。また、市民が障がいのある人への理解を深めるために「障がいや障がい者問題についての広報・啓発をもっと行う」や「学校での福祉教育をもっと行う」が必要という声も多くありました（P 44・図表31参照）。

また精神障がい者の地域移行において入院生活から地域で暮らすために必要な支援では、身体障がい者では「地域の方々の理解」（45.9%）、知的障がい者では「医療との連携支援」（55.3%）、精神障がい者では「医療との連携支援」、「住まいの支援」（66.7%）が最も多くなっており、関連機関の連携や地域の理解が重要となってくることがうかがえます（P 52・図表43参照）。

民生児童委員、ボランティア、障がい者団体、社会福祉協議会、自治会等の福祉を担うさまざまな団体・組織が互いに連携し、活動を促すなどして、障がい者の生活を支え、自立を促すことにつながる取組を推進するとともに、市民の理解を深めながら、隣近所の助け合いをはじめとした「互助の体制」の形成を図ります。

4) 社会的障壁の除去および合理的配慮の普及

市民や事業者等に障がいや障がい者に対する理解を深めることで、障がいを理由とする差別をなくし、障がい者の基本的人権を守ります。

また、合理的配慮とは、障がいのある人が、障がいのない人と同じように活動することができるように、物の形やルールなどを変えたり、支援する人を置いたりする行為のことをいいます。障害者差別解消法における合理的配慮は、障がい者やその家族などから、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、その実施にあたり、過重な負担がないものについては対応するとされています。

当事者アンケート調査によると、障害者差別解消法の「名称も内容も知っている」人は5.2%（P 4 2・図表2 7参照）、合理的配慮の「内容を知っている」人は3.9%（P 4 2・図表2 8参照）、一般市民アンケートによると、障害者差別解消法の「名称も内容も知っている」人は5.5%（P 5 3・図表4 6参照）、合理的配慮の「内容を知っている」人は9.9%といずれも理解度が低く（P 5 4・図表4 7参照）、依然として障害者差別解消法ならびに合理的配慮の普及が十分に進んでいないのが現状です。また、このような中、令和6年度より合理的配慮が事業主にも義務化されており、一層普及に向けた取組が必要となります。

インクルーシブ教育についても当事者アンケート調査において「賛成」の人は（身体：35.9%、知的：41.5%、精神：37.3%）となっており（P 5 1・図表4 1参照）、インクルーシブ教育を進めるうえで必要であると思うことについては当事者・一般市民ともに「支援員の配置」、「教員の専門性向上」が必要であると回答した方が多くなっています（P 5 1・図表4 2参照、P 5 5・図表5 0参照）。

このため、地域における障がい理解・差別解消を促進するために、障害者差別解消法や合理的配慮の普及に向けて具体例を提示するなど、より一層の啓発や理解促進に努めます。

3 施策体系

基本理念	基本目標	施策の展開
自分らしく 住み慣れた地域で共に安心してすごせる健幸のまち さかいで	1 「自分らしさ」の尊重 ～「自分らしく」すごす～	(1) 理解と交流の促進
		①啓発・広報活動の推進
		②交流・ふれあいの居場所づくり
		③互助の取り組みの推進
		④生涯学習（文化、スポーツ等）の振興
		(2) 保健・医療の推進
		①障がいの原因となる疾病等の予防・治療
		②保健・医療・介護・福祉の連携
		③精神保健福祉対策の推進
		(3) 療育・教育の充実
	2 障がい特性等に応じた 切れ目のない支援 ～ずっと「住み慣れた地域 で」すごす～	①早期療育体制の構築
		②特別支援教育の充実
		③保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の連携体制の構築
		(4) 自立した生活支援の推進
		①障がい福祉サービス等の充実
		②障がい児支援の充実
		③地域生活移行・定着の促進
		④経済的な支援
		(5) 雇用・就業支援の推進
		①障がい者雇用の促進
	3 地域福祉の推進 ～「共に」「安心して」 すごす～	②総合的な雇用・就業支援施策の推進
		③福祉的就労の支援
		(6) 安全・安心な生活環境の整備
		①住まいの場の確保
		②移動手段の充実
		③障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進
		④防災対策の推進
		⑤救急・交通安全対策の推進
		(7) 情報提供・相談支援体制の充実
		①障がい特性に応じた情報提供の推進
	4 社会的障壁の除去および 合理的配慮の推進	②相談支援体制の充実
		(8) 差別の解消および権利擁護の推進
		①差別の解消および合理的配慮の普及
		②虐待の防止
		③権利擁護の推進

第4章 障がい者福祉施策の展開

1 理解と交流の促進

(1) 啓発・広報活動の推進

現 状 と 課 題

障がい者が地域で安心して生活していくためには、市民一人ひとりが障がいや障がい者に対する理解を深めていくことが重要です。一般市民アンケート調査では、障がい者福祉に『関心がある』人の割合は約6割となっていますが（P53・図表45参照）、当事者アンケート全般や関係団体ヒアリングは、あらゆる場面で障がいや病気への理解が足りないとの意見が多くなっています。

本市では、市広報誌や市公式YouTube、出前講座等を活用し、障がいや障がい者の理解を促進する啓発・広報活動を行ってきましたが、十分とは言えない状況であり、さまざまな媒体の利用、また機会を捉えた効果的な啓発・広報活動を推進していく必要があります。

<アンケート自由記述より>

- 障がいと一言でいっても、身体・知的・精神と様々であり、理解や対応が進んでいるものもあれば、そうでないものもある。
- 障がいは家族でも理解してもらえない事もあるから社会では生きにくく、差別もあるので少しでも優しい社会になって欲しい。

<関係団体ヒアリング調査より>

- 差別はなくすことは難しい、理解についても一般の方が歩み寄ってほしい。
- 子どものころからの教育、またその保護者にも啓発してほしい。

今後の具体的取り組み

①	市広報誌やホームページ等の各種広報媒体を通じ、市民の声を反映しながら障がいや障がい者に対する正しい知識の普及啓発に努めます。【継続】（ふくし課） <概要> ・さまざまな媒体（市広報誌・市ホームページ・SNS・デジタルサイネージ等）を使い、時宜を捉えた効果的な広報 ・理解促進研修・啓発事業（特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会との連携事業など） ・計画の普及、発達障害啓発週間（4月）、障害者週間（12月）の際の啓発、障がいに関する市広報誌での定期連載など
②	障がいに関する正しい理解のため、関係機関・関係団体と連携しながら、市民への啓発活動を展開します。【継続】（ふくし課、人権課、学校教育課） <概要> ・自発的活動支援事業（関係団体の自主的な活動の促進）、市社会福祉協議会との連携 ・人権啓発推進会議による人権啓発活動（人権課） ・小中学校への出前講座（坂出市障がい者等理解促進研修）の実施（ふくし課）

※【新規】【継続】【見直し】は、令和8年度に本計画の改訂を行った際に、計画に掲載されていた取り組みを検証した結果です。以下同様。

取 り 組 み 指 標

指標	令和7年度 基準値	実績値			見込値	
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 中間値	令和14年度 目標値
a 理解促進研修・啓発事業（事業数）	2	2	2	2	3 (3)	3 (3)
b 自発的活動支援事業（事業数）	2	1	1	2	3 (2)	3 (2)

※見込値については令和7年度までの実績等を考慮し、上方下方修正を行っており、（ ）の数字は前回の計画値となっています。以下同様

(2) 交流・ふれあいの居場所づくり

現 状 と 課 題

当事者アンケートでは、暮らしの中で特に大事にしていることとして、「家族と過ごす時間」と回答した割合が前回調査を上回っています（P29・図表8参照）。また、自由時間の過ごし方における実際と希望のギャップについての質問では、「友人や知人と集まって過ごす」、「習い事サークル、趣味に参加する」などが実際よりも希望が高くなっていました。（P30・図表9参照）。事業所アンケートでは、地域住民との交流について、「自治会などの地域の行事に、施設の職員や利用者が参加している」「法人や事業所のイベントに地域住民を招いている」「地域住民によるボランティアや施設訪問などを受け入れている」といった、障がい者と地域住民のさまざまな交流の機会を創出しているとの回答が多くありました（P59・図表55参照）。

豊かな地域社会をつくるのは、人と人との関わり合いであることから、地域における強いつながりを築くには、交流・ふれあい活動の場が重要であると考えられます。さらに、近所で助けを必要としている人がいるかなどを把握し、必要な時に助け合うことができるよう、日常的な交流活動が必要です。また、新型コロナウイルス感染症による環境変化もあり、今後の交流活動についても多様性が求められます。

<アンケート自由記述より>

- 障がい者やその家族の生の声を聞く機会がない。

<関係団体ヒアリング調査より>

- 年に1回でも触れ合える機会があれば交流ができる。
- スポーツを通じて交流できる機会があればよい。

今後の具体的取り組み

①	障がいの有無にかかわらず、市や関係団体が実施する各種イベント等へ多くの人が参加できるように努め、障がい者と地域住民の交流が図られるよう推進します。【継続】（ふくし課） <概要> ・意思疎通支援を希望する障がい者が支援を受けられる体制づくり
---	---

②	社会福祉施設等での交流・ふれあい活動に地域の人が参加しやすいよう推進するとともに、障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に楽しむことができる交流・ふれあいの場を、関係団体等の意見を聞きながら検討します。【継続】（ふくし課） <概要> ・社会福祉施設等が実施する交流・ふれあい活動の把握、情報提供
③	障がい者団体、また障がい者団体どうしの活動を活発化させるため、障がい者団体が集まって情報共有・意見交換ができる場づくりを支援するとともに、障がい者等による地域における自発的な取組を支援します。【継続】（ふくし課） <概要> ・友愛のつどい開催の支援（補助事業） ・自発的活動支援事業（関係団体の自主的な活動の促進） ・障がい者団体意見交換会等の開催支援
④	チームオレンジ（林田公民館・松山公民館）の活動について、令和7年度は林田公民館での活動を行っていましたが、令和8年度は松山公民館でも活動を行う予定。（年2回） 認知症サポーター養成講座および認知症サポーターステップアップ講座を定期的で開催し、チームオレンジの周知とサポーター数の増加を図ります。【新規】（かいご課） <概要> ・チームオレンジ事業

取 り 組 み 指 標

指標	令和7年度 基準値	実績値			見込値	
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 中間値	令和14年度 目標値
a 手話通訳者設置事業 （設置手話通訳者）	1	1	1	1	1 (1)	1 (1)
b 手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣 事業（回数）	7	7	8	7	10 (18)	10 (18)
c 友愛のつどい（回数）	1	1	1	1	1 (1)	1 (1)
d 自発的活動支援事業 （事業数）（再掲）	2	1	1	2	3 (2)	3 (2)

※（ ）の数字は前回計画策定時の見込値

(3) 互助の取り組みの推進

現 状 と 課 題

「互助」とは、友人・近隣など、個人的な関係性を持つ人間どうしが助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う力です。なかまづくりや住民どうしのちょっとした助け合い、自治会活動、民生児童委員、ボランティアグループによる支援など幅広いさまざまな形態が含まれます。

本市では、本計画の上位計画である「第四次坂出市地域福祉計画」に基づき、地域の中の助け合いで解決を図る「互助」の取り組みの強化を重点施策の1つとしています。市民の福祉に対する意識の向上を図るとともに、関係機関、関係団体との連携を強化し、住民主体で地域の課題に取り組む仕組みを構築することが大切です。

また、高齢化や人口減少が進み、地域や家庭、職場という人びとの生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、公的支援でも、さまざまな分野の課題が絡み合って複雑化し、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。このような中で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められていますが、アンケートでは当事者・一般市民ともに、世の中が「地域共生社会」に向けて前進していると感じていない人が過半数を占めており、市民が「地域共生社会」の前進を実感するまでには至っていない現状があります（P47・図表36、P54・図表48参照）。

<アンケート自由記述より>

- 精神障がい者は見て判断できないので、自分のことを分かって受け入れてくれる環境作りを望みます。

<関係団体ヒアリング調査より>

- 障がい者に対する「思いやり」困った時に手をかしてほしい。

今後の具体的取り組み

①	障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整えるため、地域福祉の中核を担う民生児童委員の活動を支援します。【継続】（ふくし課）
②	手話奉仕員養成研修の周知・啓発を行うとともに、市社会福祉協議会と連携し、ボランティア情報の提供やボランティア間の交流を支援します。【継続】（ふくし課） <概要> ・手話奉仕員養成事業

第4章 障がい者福祉施策の展開

③	障がい者団体、また障がい者団体どうしの活動を活発化させるため、障がい者団体が集まって情報共有・意見交換ができる場づくりを支援するとともに、障がい者等による地域における自発的な取組を支援します。【継続】（ふくし課）（再掲）
④	本計画の上位計画である地域福祉計画の普及啓発を図り、地域福祉活動を推進します。【継続】（ふくし課）

取 り 組 み 指 標

指標		令和7年度 基準値	実績値			見込値	
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 中間値	令和14年度 目標値
a	手話奉仕員養成研修 （参加人数）	7	10	10	7	9 (9)	9 (9)
b	友愛のつどい（回 数）（再掲）	1	1	1	1	1 (1)	1 (1)
c	自発的活動支援事業 （事業数）（再掲）	2	1	1	2	3 (2)	3 (2)

※（ ）の数字は前回計画策定時の見込値

(4) 生涯学習(文化、スポーツ等)の振興

現 状 と 課 題

障がい者が、文化活動やスポーツ・レクリエーション等に参加することは、自立や社会参加を促進するとともに、生きがいのある生活を送る上でも大きな効果が期待されます。

当事者アンケートでは、仕事以外で参加している団体活動等として、「趣味・文化・スポーツ活動」が相対的に多い一方で、「特に参加していない」と回答した方が約7割を占めています(P29・図表7参照)。また、別の質問項目では、自由時間の過ごし方の実際と希望は、「習い事サークル、趣味に参加する」「資格取得やパソコン講座などの勉強をする」「ジョギングや球技、水泳など、運動をする」「釣りやキャンプ、ドライブなど、屋外の趣味をして過ごす」「遊興施設(カラオケ、ゲームセンター、パチンコなど)へ出かける」「美術館やコンサート、映画、祭りなどのイベントに出かける」「地域の集まりやボランティアなどに参加する」については“実際”より“希望”の方が多く、多様な活動の潜在的なニーズが見られます(P30・図表9参照)。

障がいがある方が文化芸術活動やスポーツ、余暇活動に参加しやすくするために必要だと思うことについては、身体障がい者では「施設のバリアフリー化」(41.5%)、知的障がい者では、「サポート人材の配置・育成」(42.6%)、精神障がい者では「情報提供の充実」(45.3%)が最も多く障がい種別により必要な支援を行うことが重要となります(P50・図表40参照)。

一般市民アンケートにおいても障がいのある方が文化芸術活動やスポーツ、余暇活動に参加しやすくするために必要だと思うことについて、「サポート人材の配置・育成」(76.2%)、「施設のバリアフリー化」(68.1%)、「情報提供の充実」(46.8%)の順に多くなっています(P55・図表49参照)。

趣味・娯楽活動や生涯学習、文化・スポーツ活動等は、障がい者の生きがいや社会参加活動の促進につながり、生活の質の向上を図るために大きな役割を果たすことから、多様なニーズに対応した社会参加の促進に向けた取組が必要です。また、共生社会の実現に向け、障がいのある人が主体的に文化・スポーツ活動や生涯学習活動に参加できる機会の充実に努めます。

<アンケート自由記述より>

- 老人大学のような、障がいのある人向けの運動講座や役立つ講義、料理教室、手芸教室、花見などの小旅行などがあると参加してみたいです。

<関係団体ヒアリング調査より>

- 坂出市主催のスポーツ活動や文化芸術があまりないため、参加がそもそもできない。
- スポーツを通じて交流できる機会があればよい。
- 高松の方までいかないと開催されていない。

今後の具体的取り組み

①	障がい者が芸術・文化・余暇活動等を通じて生活のゆとりと豊かさを実感するとともに社会参加ができるよう、創作活動などを行う地域活動支援センターについて適切な支給量の決定に努めるとともに、文化活動等の成果が発表できる場の確保にも努めます。【継続】（ふくし課、文化振興課） <概要> ・地域活動支援センターを利用するかたに適切な支給決定（ふくし課） ・理解促進研修・啓発事業（特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会との連携事業など）（ふくし課） ・障がいのあるアーティストたちの公募展 ふしぎなたね展（文化振興課）
②	障がい者スポーツのより一層の普及・振興を図り、スポーツを通じた障がい者の社会参加を促進するとともに、障がい者の健康づくりや生きがいづくり、障がい児の体力づくりのため、スポーツ・レクリエーション活動を支援します。【継続】（ふくし課、生涯学習課） <概要> ・障がいがあるかたを対象としたスポーツ教室（カローリング、ボッチャ、卓球バレーなど） ・坂出市身体障がい者福祉大会・スポーツ大会

取 り 組 み 指 標

指標	令和7年度 基準値	実績値			見込値	
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 中間値	令和14年度 目標値
a 理解促進研修・啓発事業（事業数）（再掲）	2	2	2	2	3 (3)	3 (3)
b 地域活動支援センター（実人員数（人））	63	70	68	63	68 (92)	68 (92)
c ふしぎなたね展（回数）	1	1	1	1	1 (1)	1 (1)
d 友愛のつどい（回数）（再掲）	1	1	1	1	1 (1)	1 (1)
e 障がい者スポーツ教室（回数）	6	6	6	6	6 (6)	6 (6)

※（ ）の数字は前回計画策定時の見込値

2 保健・医療の推進

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

現 状 と 課 題

(P25・図表1)にあるように障がいの種類はさまざまであり、疾病を原因とする障がいについては、疾病に至る前の健康教育が重要となります。健診の受診を促進することで早期に疾病を発見でき、その後、必要に応じた指導を行うことで予防できる可能性が高くなります。

また、乳幼児における発達障がいなども早期に発見することで早期治療・療育に取り組むことができ、障がいの重度化予防につながります。当事者アンケートでも、発達に課題がある子どものための施策等で、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」が重要であるとされています(P39・図表23参照)。

また、生活習慣病をはじめとする慢性疾患は増加傾向にあることから、その予防と生活習慣病由来の病気の後遺症や寝たきりを予防する対策が必要です。

本市では、各種健診による健康管理への支援や健康教育、介護予防事業などにより、疾病等の予防支援に努めています。また、市政出前講座等で地域に出向き、市が推進するウォーキングについて正しい知識と実技指導の教育を実施しています。

障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期治療の体制を確立するため、ライフステージの各段階に応じた対応を図るとともに、引き続き一層の啓発を行っていく必要があります。

今後の具体的取り組み

①	各種事業やイベント、各地区での健康教育において、各種健診の受診や心身の健康、疾病予防に関する知識等の普及啓発を推進し、フレイルや疾病等の予防に努めます。 【継続】(けんこう課) <概要> ・市政出前講座等における健康教育やウォーキングの実技指導など ・かいご課と共催の「さかいで健幸まつり&介護の日」で健康づくりについての普及啓発活動を展開
②	各種がん検診、健康診査を実施し、疾病の早期発見・治療を行うことで、疾病の重症化や合併症による障がいの原因となる疾病等の発生予防を図ります。【継続】(けんこう課、こども課)

③	高齢者等に対する介護予防事業を推進し、高齢者の心身の機能維持・回復などを支援するとともに、高齢者自らが介護予防に向けた活動の担い手となり、社会参加の促進を促す機会づくりに努めます。【継続】（かいご課） <概要> ・けんこう課と共催の「さかいで健幸まつり & 介護の日」で認知症や転倒予防等について普及啓発を行う。
---	--

取 り 組 み 指 標

指標			令和7年度 基準値	実績値			見込値	
				令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 中間値	令和14年度 目標値
a	乳幼児の健康状態 の把握率（％）		100	100	100	100 (100)	100 (-)	
b	5歳児健診 (受診率(％))		99.3	99.4	98.9	99.3	100 (100)	100 (100)
c	各種がん検診 (受診率(％))	胃がん	3.2	3.3	3.2	3.2	増加	増加
		肺がん	15.9	16.0	16.4	15.9	増加	増加
		大腸がん	13.5	13.3	13.7	13.5	増加	増加
		子宮頸がん	15.5	14.8	15.0	15.5	増加	増加
		乳がん	17.7	17.1	17.4	17.7	増加	増加
d	特定健診 (受診率（％）)		37.4	39.2	40.3	37.4	60 (60.0)	60 (-)
e	特定保健指導 (実施率（％）)		24.7	21.2	26.2	24.7	60 (60.0)	60 (-)

※（ ）の数字は前回計画策定時の見込値

(2) 保健・医療・介護・福祉の連携

現 状 と 課 題

障がい者の自立促進において医療の役割は極めて大きく、在宅障がい者の緊急時の対応や障がい者医療に関する公費負担医療給付事業等は、障がい者の経済的負担軽減の点からも重要です。

当事者アンケートでは、医療機関の受診について、身体障がい者の約8割、知的障がい者の約7割、精神障がい者の約9割が「定期的に受診している」と回答しています（P26・図表2参照）。また、医療について困っていることは、「困っていることはない」人が過半数ですが、「診療科ごとに通う場所や日時が異なることが負担」、「休日や夜間も診てくれる医療機関が近くにない」などの困りごとが回答として出されています（P26・図表3参照）。

新型コロナウイルス感染症の際の困りごとについて、身体障がい者の約1割、知的障がい者の約2割、精神障がい者の6割が困ったことが「あった」と回答しています（P49・図表38参照）。また新型コロナウイルス感染症の際の困りごとの内容については、身体障がい者の約5割、知的障がい者の約9割、精神障がい者の5割が「外出や避難が難しかった」と回答しています（P49・図表39参照）。

少子高齢化の急速な進展に伴い、保健・医療・介護・福祉サービスに対するニーズは多様化、高度化しており、疾病予防から治療、介護・福祉までのニーズに応じた多様なサービスが地域において切れ目なく一貫して提供されることが求められます。さらに、地域で安心して生活していくために、専門的な医療等の充実や、医療と介護・福祉サービスの相互の連携強化が重要です。

<アンケート自由記述より>

- どうか一人一人の障がい者の方に寄り添った福祉サービスをお願いします。

<関係団体ヒアリング調査より>

- 精神疾患の患者が他科の病院に受診する際の対応について理解を深めてほしい。
- 保健・医療従事者でも発達障がいの特性を理解している人は少ない。

今後の具体的取り組み

①	心身障がい者医療費助成制度等の各種医療制度の周知を図るとともに、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の周知を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。【継続】（ふくし課、けんこう課）
②	医療機関等に出向くことが困難な在宅の障がい者や高齢者に対し、適切な医療・看護が提供されるよう、医療機関等と連携を図ります。【継続】（ふくし課、かいご課） <概要> ・退院時にソーシャルワーカーと連携し、在宅で安心して生活できるよう、障がい福祉サービス等の情報提供を行い、必要なサービスの支給決定につなげる。 ・在宅医療と介護の連携を図る拠点として坂出市医師会に設置した「坂出市在宅医療介護連携支援センター」の活用 ・在宅で、介護サービスを必要とされる要支援者・要介護者については、一人ひとり介護支援専門員が、心身の状況や環境、必要に応じて医療機関と連携をとりながら、適切かつ効果的なケアプランを作成

取 り 組 み 指 標

指標		令和7年度 基準値	実績値			見込値	
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 中間値	令和14年度 目標値
a	更生医療の給付 （給付決定人数）	150	147	142	150	150 (145)	150 (145)
b	育成医療の給付 （給付決定人数）	2	1	2	2	2 (8)	2 (8)
c	精神通院医療 （給付決定人数）	958	940	910	958	980 (910)	1,000 (970)

※（ ）の数字は前回計画策定時の見込値

(3) 精神保健福祉対策の推進

現 状 と 課 題

こころの健康が保てず、精神疾患にかかる人や社会生活への適応に困難が生じている人が増加しており、高次脳機能障がい・依存症・発達障がい等については、依然として市民の認識が十分とは言えない状況です。

本市では、令和元年度にすべての人がかけがえのない個人として尊重され、生きがいや希望を持って暮らすことのできる社会の実現をめざし、「坂出市自殺対策計画」を策定し、さまざまな要因で心身に不調をきたした際には迷うことなく相談できるよう、相談窓口などの情報をわかりやすく提供するとともに、相談に適切かつ迅速に対応できるよう、関係機関との連携の充実を図っています。

当事者アンケートでは、精神障がい者の5割を超える方が「経済的なこと」を不安に思っていると回答し、「健康・医療について」、「親の亡き後」、「自分の将来の生活設計」、「就職や仕事」が続いています（P40・図表24参照）。精神障がい者が精神科病院から退院する際、地域生活に不安のある場合や支援を必要としているケースでは、ケース会議による関係者間の情報共有を行い、地域自立支援協議会の地域包括ケア部会においても、地域生活への移行に向けた課題の抽出・検討を行っています。“入院医療中心から地域生活中心へ”という方針に対応していくため、地域生活への移行や地域で暮らしていくための体制整備を進める必要があります。

今後の具体的取り組み

①	各種事業やイベント、各地区での健康教育において、各種健診の受診や心身の健康、疾病予防に関する知識等の普及啓発を推進し、疾病等の予防に努めます。【継続】（けんこう課） <概要> ・こころの健康相談 ・第2次坂出市自殺対策計画の内容に沿った対応
②	精神障がい者の退院前や退院後に、適宜病院や相談支援事業所等とケース会議を開催し、精神障がい者の地域生活への移行を支援します。【継続】（ふくし課、けんこう課） <概要> ・精神障がい者地域移行推進キャラバン隊参加を通じた地域生活への移行のためのさまざまな情報提供 ・地域自立支援協議会の地域包括ケア部会で地域生活への移行に向けた課題の抽出・検討 ・保健・医療・福祉などの様々な分野における関連施策と連携し、「生きることの包括的な支援」を推進していくとともに、地域の人材・資源を把握し、相互の連携と共働の仕組みの構築

③	精神障がい者に対する正しい知識の普及啓発に努めます。【継続】（ふくし課、けんこう課）（再掲） <概要> ・さまざまな媒体（市広報誌・市ホームページ・SNS・デジタルサイネージ等）を使い、時宜を捉えた効果的な広報 ・理解促進研修・啓発事業（特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会との連携事業など） ・計画の普及、発達障害啓発週間（4月）、障害者週間（12月）の際の啓発、障がいに関する市広報誌での定期連載など
④	医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざし、関係者による協議を継続して行います。【継続】（ふくし課、けんこう課、かいご課） <概要> ・地域自立支援協議会の地域包括ケア部会における協議 ・地域包括ケアシステムにより介護保険のケアマネジャーと障がい福祉の相談支援専門員が連携することで利用者本位のサービスの提供に努めている。
⑤	障がい者団体、また障がい者団体どうしの活動を活発化させるため、障がい者団体が集まって情報共有・意見交換ができる場づくりを支援するとともに、障がい者等による地域における自発的な取組を支援します。【継続】（ふくし課）（再掲）

取 り 組 み 指 標

指標	令和7年度 基準値	実績値			見込値	
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 中間値	令和14年度 目標値
a 理解促進研修・啓発事業（事業数）（再掲）	2	2	2	2	3 (3)	3 (3)
b 自発的活動支援事業（事業数）（再掲）	2	1	1	2	3 (2)	3 (2)

※（ ）の数字は前回計画策定時の見込値

3 療育・教育の充実

(1) 早期療育体制の構築

現 状 と 課 題

障がい児への支援においては、適切な療育を早期に行うことで将来における社会適応能力の向上などが期待できることから、早期発見・早期療育の促進が重要です。当事者アンケートでも、「保護者に対する相談・支援体制の充実」、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」、「保護者が介助・支援できないときの一時的な預かりやサポート」などについて一定のニーズがあります（P39・図表23参照）。

本市では、各種健診・相談に加え、就学前に5歳児健診を行い、医師、特別支援教育専門家、臨床心理士、幼児教育専門家、指導主事、保健師といった多職種が連携しながら、障がいの早期発見・早期支援に努めています。また、発達障がいの疑いのある児童や保護者に対し、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士の専門的な立場から、保護者の相談・教育・グループミーティングを行い、保護者の負担や不安感の軽減を図っています。

乳幼児期から学齢期までの発達は、その後の成長にとって大切なものです。障がいや発達に不安がある場合、早期に状況を把握するとともに適切な方法による支援を受けることが重要になります。また、乳幼児期・学齢期のそれぞれの発達段階に応じた療育や教育を継続的に提供できる体制の充実が必要です。

<アンケート自由記述より>

- 学校生活を送れていない子供達へのアプローチ。本人・家族共に悩み考えどうすればよいのか日々不安心配。

<関係団体ヒアリング調査より>

- 親の負担が大きすぎる。いろいろな手助けが必要。
- 障がいのある人にとって療育は一生必要になってくるにも関わらず、市内には専門職の療育を就学後も受けられる機関がない。

今後の具体的取り組み

①	各種健診・相談を実施することにより、保健師や医師、言語聴覚士、臨床心理士等の多職種が連携し、障がいの早期発見・早期支援に努めます。【継続】（ふくし課、けんこう課、こども課） <概要> ・健診未受診者に関し、保育所・幼稚園・認定こども園と連携して勧奨
---	--

②	発達障がいに関して情報発信・啓発を行って理解促進を図るとともに、発達段階や年齢等に応じて適切な支援が行えるよう、相談対応や関係機関との情報共有・連携を図ります。また、発達障がいの疑いのある児童や保護者に対し、子育てサークルや健診事業などを通じて保健師や臨床心理士が相談・教育等を行い、継続的に伴走型支援を実施します。【継続】（ふくし課、けんこう課） <概要> ・けんこう課と連携し、適切な療育へつなげる。 ・発達障がいに関する市民への啓発
③	就学前に5歳児健診を行い、特に支援が必要な児童の早期発見・早期介入を図り、一人ひとりの特性に応じた支援を行います。【継続】（けんこう課、こども課） <概要> ・5歳児健診の実施、関係課との連携 ・巡回相談やケース会議等の充実を図る
④	保護者への子育て相談や教育相談を丁寧に行うとともに、医療、専門機関との連携を図り、巡回相談の実施やケース会議の拡大・充実を図ります。【継続】（ふくし課、けんこう課、こども課、学校教育課） <概要> ・中讃地域特別支援連携協議会の開催 ・ケース会議の充実、関係課との連携体制の構築 ・子どもの発達を心配する保護者に対して、特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等が教育相談を実施

取 り 組 み 指 標

指標		令和7年度 基準値	実績値			見込値	
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 見込値	令和14年度 目標値
a	乳幼児の健康状態の把握率（%） （再掲）	100	100	100	100	100 (100)	100 (-)
b	5歳児健診（受診率（%）） （再掲）	99.3	99.4	98.9	99.3	100 (100)	100 (100)

※（ ）の数字は前回計画策定時の見込値

(2) 特別支援教育の充実

現 状 と 課 題

学校教育においては、特別支援教育として、児童生徒一人ひとりの障がい特性およびニーズに応じた適切な指導と支援を行っています。特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援委員会を開催し、児童・生徒の障がいの状態や特性および心身の発達段階等を的確に把握し、適切な就学に関する相談・支援に努めています。

当事者アンケートでは、通所・通学していて感じることで、「今の保育所や学校に満足している」が約7割を占めていますが、「休日などに活動できる仲間や施設がほしい」、「通所・通学に時間がかかる」、「障がいのない児童・生徒とのふれあいが少ない」「送迎の体制が不十分」などといった不満もみられます（P38・図表21参照）。また、取組指標の就学等教育相談の件数の上昇率からも当事者の問題意識の高さが伺えます。

障がいの有無にかかわらず、すべての児童・生徒が、ともに学び、ともに育つ機会の充実を図るほか、障がいの多様性を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた「多様な学びの場」を確保する、インクルーシブ教育を推進していくことが重要です。

<関係団体ヒアリング調査より>

- 市内の小中学校には通級指導教室や特別支援学級が整備されているが、学校や教師の質の格差があまりにも大きい。
- 不登校になった児童の中にも発達障害のかたがいたので理解をしてほしい。

今後の具体的取り組み

①	サポートファイル「かけはし」を活用し、学校等の進級・進学する際や就労の際に、これまでの支援の経過や内容（医療機関、関係機関との連携等）を引き継ぐことで、一貫した支援が行えるよう努めます。【継続】（ふくし課、こども課、学校教育課）
②	障がい児一人ひとりの能力を引き出し、最大限に伸ばしていくため、インクルーシブ教育の理念に基づき、適切な学習の場が選択できるよう、本人や家族の考えを尊重しながら、きめ細かい一貫した就学相談・教育相談を行います。【継続】（こども課、学校教育課） <概要> ・特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援委員会を開催し、幼児児童生徒の障害の状態や特性および心身の発達段階等を的確に把握し、適切な就学に関する相談・支援に努める ・保護者や関係機関と連携した個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成し、相談活動において活用

③	特別支援学級の指導では、障がいの特性に応じた教育方法の工夫・改善に努めるとともに、特別支援学校との連携を図ります。また、通常の学級に在籍している困りごとのある児童生徒に対し、通級による指導を行っていきます。【継続】（学校教育課） <概要> ・障がいの特性に応じた教育方法の工夫・改善のために連携訪問や巡回相談制度を活用した特別支援学校との連携
④	特別支援教育について、特別支援教育支援員や特別支援学級担任への教育相談や療育相談、研修会をとおして指導力の向上に努めます。また、障がい児の教育について理解と認識を深めるため、巡回相談・連携訪問やスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用するとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に研修の充実に努めます。【継続】（学校教育課）
⑤	学校教育における障がい児に適したICT機器の整備に努めるとともに、学習ソフト等の活用を充実します。【継続】（教育総務課、学校教育課） <概要> ・障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切なデジタルコンテンツ等を整備
⑥	障がい児に対する切れ目のない支援を行うため、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の連携を深め、総合的支援体制の充実に努めます。【継続】（ふくし課、けんこう課、こども課、学校教育課） <概要> ・医療的ケア児の対応など
⑦	障がいのある児童生徒の特性に応じ、必要な物理的バリアフリーの整備など、合理的配慮に努めます。【継続】（こども課、教育総務課、学校教育課）
⑧	幼児教育や学校教育の中で発達段階に応じた人権教育を推進するとともに、総合的な学習の時間を利用した福祉体験、ボランティア活動への参加により、障がい者（児）や障がいに対する理解を深め、「心のバリアフリー」の理解を推進します。【継続】（こども課、学校教育課）
⑨	義務教育修了後の進路拡大を図るため、就労・福祉の関係機関や企業との連携を強化するとともに、多様な進路が選択できるよう、能力・適性や障がいの程度に応じた指導・助言を行います。【継続】（ふくし課、学校教育課）

取 り 組 み 指 標

指標			令和7年度 基準値	実績値			見込値	
				令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 中間値	令和14年度 目標値
a	サポートファイル 「かけはし」 (作成率(%))		61	56	57	61	70 (56)	85 (70)
b	小中学校トイレ整備 事業(実施校数)		12	15	12	12	12 (15)	9 (15)
c	就学等教育相談 (件数)		163	164	153	163	150 (152)	130 (130)
d	特別支援教育 支援員(配置 率(%))	幼稚園	100	100	100	100	100 (100)	100 (100)
		小中学校	94	82	94	94	100 (82)	100 (100)
	特別支援教育 コーディネー ター(配置率 (%))	小中学校	100	100	100	100	100 (100)	100 (100)
e	タブレット導入事業 (実施校数)		12	13	12	12	12 (13)	9 (12)
f	巡回相談(申込人数)		1	1	2	1	8 (8)	8 (8)

※ () の数字は前回計画策定時の見込値

(3) 保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の連携体制の構築

現 状 と 課 題

障がい児やその保護者が、教育、福祉、医療、保健、就労等の関係機関から包括的な支援を受けようとする際に、関係機関に本人等の様体やそれまでの支援状況を伝え、連携のとれた支援を受けられるサポートファイル「かけはし」の活用を促進しています。また、支援のあり方を検討するため、関係者によるケース会議やサービス担当者会議を開催しています。

各関連分野が共通の理解に基づき共働する総合的な支援体制を構築することが重要であり、必要な支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していく必要があります。

就学前教育から学校へ、学校から卒業後の進路先へと、障がい児一人ひとりのニーズに対応して、生涯にわたって一体的に効果的な支援を行えるよう、福祉と教育と就労の3者の施策の課題解決型の連携強化を図ることが重要となっています。また、複雑で複合的な問題に対応するため多機関による支援体制である重層的支援体制整備事業を整備し、庁内の複数機関による重層部内連絡会議を開催しています。今後は相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することで地域住民のニーズに対応していきます。

今後の具体的取り組み

①	障がい児に対する切れ目のない支援を行うため、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の連携を深め、総合的支援体制の充実を図ります。【継続】（ふくし課、けんこう課、こども課、学校教育課）（再掲）
②	保護者への子育て相談や教育相談を丁寧に行うとともに、医療、専門機関との連携を図り、巡回相談の実施やケース会議の拡大・充実を図ります。【継続】（ふくし課、けんこう課、こども課、学校教育課）（再掲）
③	重層部内連絡会議により、横断的な支援体制の充実を図ります。【継続】（ふくし課、けんこう課、こども課、かいご課）

取 り 組 み 指 標

指標		令和7年度 基準値	実績値			見込値	
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 中間値	令和14年度 目標値
a	巡回相談（申込人数）	7	5	5	7	8 (8)	8 (8)
b	重層部内連絡会議 （開催回数）	8	12	12	8	8 (12)	8 (12)

※（ ）の数字は前回計画策定時の見込値

4 自立した生活支援の推進

(1) 障がい福祉サービス等の充実

現 状 と 課 題

当事者アンケートでは、障がい福祉サービス等の現在の利用状況と今後の利用希望について、すべてのサービスで“現在の利用状況”より“今後の利用希望”の方が多く、サービスに対する潜在的なニーズが見られます（P 32・図表11参照）。社会資源が限られている中、障がい者の高齢化・重度化等により、今後もサービスに対するニーズはさらに増加・多様化することが予想されることから、可能な限り障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、サービスのニーズに応じた提供体制の整備を推進する必要があります。また、強度行動障がい者や重症心身障がい者、医療的ケアが必要な障がい者など、それぞれの障がい特性に応じて、保健・医療・福祉等の連携のもと、支援の質の向上につながるよう、地域自立支援協議会等を通じてサービス提供内容や実施方法について関係機関と適宜検討を行う必要があります。

さらに、障がいのある人の高齢化や福祉ニーズの多様化に対応するため、共生型サービスの活用をはじめ、障がい福祉サービスと介護保険サービスとの連携を推進し、利用者が住み慣れた地域で継続的かつ円滑に必要な支援を受けられる体制の充実を図る必要があります。また、人材や施設などの地域資源を有効に活用しながら、持続可能なサービス提供体制の整備が求められています。

今後、高齢化に伴い、障がい福祉サービスと介護保険サービスを併用する障がい者の増加や、障がい者本人だけでなく、介護する家族が要介護者となることが想定され、障がい福祉制度と介護保険制度の一層の連携が必要になります。

<アンケート自由記述より>

- 障がい者手帳（精神三級）のものですが、その資格を持つ恩恵があまりないという実感です。
- アプリでミライロ ID を登録しているが、まだ地域によつての福祉サポート（受けられる支援や医療との連携など、また同じ障がいどうしても医師によって障がい者手帳の等級の差が有る）などの違いがある。
- 支援の必要性が高い子どもほどサービスにつながりにくくなるという状況が起きないよう、事業所の受け入れ体制や人員配置、報酬のあり方などについて、制度面での改善や配慮を検討していただけるとありがたいです。

今後の具体的取り組み

①	障害者総合支援法のもとで、「障がい福祉計画（障がい児福祉計画）」に基づき、障がい者等の障害支援区分または種類および程度、介護を行うかたの状況等に応じて必要な障がい福祉サービス等の支給量を決定し、適切な障がい福祉サービスの提供に努めます。【継続】（ふくし課）
②	「地域共生社会」の実現に向け、障がい福祉サービス等のみならず、介護保険事業や高齢者福祉事業との連携を図り、複数の支援やサービスを受けるなど、利用者本位のサービス等の提供に努めます。【継続】（ふくし課、かいご課） <概要> ・共生型サービスの提供 ・介護サービス併給時の連携
③	サービス内容や提供事業者等の情報について、相談支援事業所等と連携しながらわかりやすく提供します。【継続】（ふくし課） <概要> ・手帳受け渡し時、また必要に応じて「福祉のしおり」を提供 ・委託相談支援事業所による情報提供
④	県の施設等に対する実地指導や監査に同行し、適切なサービス提供が行われているか確認するとともに、社会福祉法人の市法人指導監査と連携して必要な指導を行います。【継続】（ふくし課）
⑤	サービスの利用希望の多いグループホームや短期入所について、事業所に対して既存施設の活用等を含めた拡充の推進を図ります。【継続】（ふくし課） <概要> ・グループホームや短期入所のサービスに関し、新規参入や拡充を希望する事業所（法人）に対する情報提供等
⑥	重層部内連絡会議により、横断的に支援体制の充実を図ります。【継続】（ふくし課、けんこう課、こども課、かいご課）（再掲）

取 り 組 み 指 標

指標			令和7年度 基準値	実績値			見込値	
				令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 中間値	令和14年度 目標値
a	計画相談支援 (利用者数)		497	485	498	497	512 (472)	527 (487)
b	県の実地指導・監査 等への同行（回数）		10	12	7	10	15 (10)	15 (10)
c	短期入所	延利用日数 （日）	166	157	211	166	179 (137)	179 (173)
		延利用者数 （人）	35	33	36	35	35 (27)	35 (33)
d	共同生活援助 (利用者数)		120	99	108	120	140 (102)	140 (111)
e	共生型サービス (事業所)		1	1	1	1	1 (1)	1 (1)
f	重層部内連絡会議 (開催回数)（再掲）		8	12	12	8	8 (12)	8 (12)

※()の数字は前回計画策定時の見込値

(2) 障がい児支援の充実

現 状 と 課 題

児童福祉法の一部改正に伴い、市町村において障がい児通所支援や障がい児相談支援の量の見込みや提供体制の確保に係る目標などを示した「障がい児福祉計画」を障がい福祉計画と一体的に策定することとなっています。

当事者アンケートでは、療育や教育に関する相談について、「具体的な対応の仕方をわかりやすく教えてほしい」を望む回答が前回調査から大きく増加していました（P38・図表22参照）。また、療育や発達支援に関する項目では、「保護者に対する相談・支援体制の充実」、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」、「保護者が介助・支援できないときの一時的な預かりやサポート」が重要との回答が多くありました。（P39・図表23参照）。心身に障がいのある子どもや発達の気になる子どもに対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応等の支援を行う児童発達支援や放課後等デイサービスなど障がい児通所支援サービスを利用する障がい児は増加傾向にあり、サービス提供体制の一層の充実が必要です。

また、地域や学校等の違いにより受けられるサービスに差が出ないように、行政、サービス提供事業所、幼稚園・保育所・認定こども園・小中学校等の関係機関の連携により、障がい児に対する支援体制を充実する必要があります。

さらに、医療技術等の進歩を背景として、日常的に医療的ケアが必要な児童が全国的に増加していることから、令和3年9月に「医療的ケア児支援法」が施行されており、医療的ケア児とその家族への支援の一層の充実が求められています。

今後の具体的取り組み

①	障害者総合支援法のもとで、「障がい福祉計画（障がい児福祉計画）」に基づき、障がい者等の障害支援区分または障がいの種類および程度、介護を行うかたの状況等に応じて必要な障がい福祉サービス等の支給量を決定し、適切な障がい福祉サービスの提供に努めます。【継続】（ふくし課）（再掲）
②	サービス内容や提供事業者等の情報について、相談支援事業所等と連携しながらわかりやすく提供します。【継続】（ふくし課）（再掲）
③	県の施設等に対する実地指導や監査に同行し、適切なサービス提供が行われているか確認するとともに、社会福祉法人の市法人指導監査と連携して必要な指導を行います。【継続】（ふくし課）（再掲）

取 り 組 み 指 標

指標			令和7年度 基準値	実績値			見込値	
				令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 中間値	令和14年度 目標値
a	児童発達 支援	延利用日数 (日)	500	297	357	500	756 (300)	756 (324)
		延利用者数 (人)	59	34	42	59	95 (31)	95 (34)
b	放課後等 デイサー ビス	延利用日数 (日)	1,020	1,010	1,087	1,020	1,080 (990)	1,080 (1,050)
		延利用者数 (人)	97	103	101	97	103 (91)	103 (97)
c	障がい児相談支援 (利用者数)		177	149	162	177	217 (144)	217 (159)
d	医療的ケア児に対す る関連分野支援コー ディネーター (配置人数)		2	2	2	2	2 (2)	2 (2)
e	県の実地指導・監査 等への同行(回数) (再掲)		10	12	7	10	15 (10)	15 (10)

※ () の数字は前回計画策定時の見込値

(3) 地域生活移行・定着の促進

現 状 と 課 題

精神障がい者が精神科病院から退院する際、地域生活に不安のある場合や支援を必要としているケースでは、ケース会議による関係者間の情報共有を行い、地域自立支援協議会の地域包括ケア部会においても、地域生活への移行に向けた課題の抽出・検討を行っています。

“入院医療中心から地域生活中心へ”という方針に対応していくため、施設や病院から地域生活への移行にあたっては、円滑な移行ができるよう、移行に至るまでの支援、移行後の地域定着に係る支援の充実が必要であり、地域生活への移行や地域で暮らしていくための体制整備を進める必要があります。さらに、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るために、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることが求められています。

今後の具体的取り組み

①	精神障がい者の退院前や退院後に、適宜病院や相談支援事業所等とケース会議を開催し、障がい者の地域生活への移行を支援します。【継続】（ふくし課、けんこう課）（再掲）
②	医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざし、関係者による協議を継続して行います。【継続】（ふくし課、けんこう課、かいご課）（再掲）
③	地域で安心した生活が送れるよう、関係機関の協力のもと、緊急時支援や体験の機会・場の提供を行う「地域生活支援拠点等」を整備し、その機能の充実を図ります。【継続】（ふくし課） <概要> ・地域生活支援拠点等事業の実施と検証

取 り 組 み 指 標

指標		令和7年度 基準値	実績値			見込値	
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 中間値	令和14年度 目標値
a	地域生活支援拠点等事業機能充実のための運用状況の検証（回数）	1	1	1	1	1 (1)	1 (1)
b	施設入所者の地域生活への移行（人）	1	0	0	1	1 (2)	1 (1)
c	施設入所支援（人）	65	64	67	65	61 (66)	57 (63)

※（ ）の数字は前回計画策定時の見込値

(4) 経済的な支援

現 状 と 課 題

当事者アンケートでは、世帯の収入源は「自分の年金」「家族の給料や年金」が多く、「自分が働いた給料」は約2割と少ない状況で（P 3 4・図表1 4参照）、仕事での悩みでも「収入が少ない」が最も多い状況です（P 3 6・図表1 8参照）。また、経済状況はいずれの障がいでも「ゆとりのある生活をしている」と回答した人はわずかで、精神障がい者では「普通の生活をしている」人が約3割、「苦しい生活をしている」人が約5割と他の障がいより多くなっています（P 3 4・図表1 5参照）。

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、生活基盤が安定する必要があることから、経済的自立に向けた支援を行うことは重要です。本市では令和4年度より坂出市障がい者福祉タクシー助成事業を実施しており、在宅の重度心身障がい者の経済的負担の軽減に努めています。その他の各種手当・給付の制度につきましても支給事業の制度の周知を図っていく必要があります。

<アンケート自由記述より>

- 身体障がい者の地域生活における通勤・医療機関受診の際の手段の確保・金銭的負担の軽減をお願いしたい。
- 障がい者への助成金を相談利用しやすくしてほしいです。
- 福祉年金をもっと充実してほしい。

今後の具体的取り組み

①	医療費の自己負担分の軽減や障害年金のほか、特別障害者手当等の制度、自動車税や軽自動車税、NHKの受信料等の減免措置、公共交通機関等の運賃割引など、各種制度を広く周知します。【継続】（ふくし課） <概要> ・各種減免、各種サービスの割引、障害年金等の周知（「福祉のしおり」の配布、市ホームページへの掲載など）
②	障がい者の経済的な安定のため、県の心身障害者扶養共済制度を周知し、掛け金を助成します。【継続】（ふくし課）
③	在宅で生活する重度の障がい者を常時介護している家族に対して、介護慰労金を支給し、介護者の日常生活の負担軽減を図るとともに、紙おむつを給付して、その生活を支援し、介護するかたの援助を行います。【継続】（ふくし課）

④	心身障がい者医療費助成制度等の各種医療制度の周知を図るとともに、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の周知を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。【継続】（ふくし課、けんこう課）（再掲）
⑤	令和4年度より実施した坂出市障がい者福祉タクシー助成事業により、在宅の重度心身障がい者の社会活動の範囲を広めることを推進します。【継続】（ふくし課）

取 り 組 み 指 標

指標		令和7年度 基準値	実績値			見込値	
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 中間値	令和14年度 目標値
a	特別障害者等手当 （件数）	885	814	841	885	885 (935)	885 (935)
b	障がい者福祉タクシー 助成（申請件数）	274	258	299	274	300 (300)	310 (330)

※（ ）の数字は前回計画策定時の見込値

5 雇用・就業支援の推進

(1) 障がい者雇用の促進

現 状 と 課 題

「障害者雇用促進法」に基づき、事業主は、進んで障がい者の雇い入れに努めるとともに、法定雇用率に相当する障がい者の雇用をしなければならないとされ、現在障がい者の雇用が推進されていますが、その現状は依然として厳しい状況にあります。ハローワークをはじめとする労働関係機関が、障がい者の雇用促進に向け、障がい者と雇用先双方の相談に対応していますが、本市としては、さまざまな支援制度の周知を図ることにより、雇用・就労を促進していく必要があります。

当事者アンケートでは、現在の仕事をどのように探したかを伺ったところ、身体障がい者では「直接自分で」、「障がいのない時から勤めていた」を除くと「公共職業安定所（ハローワーク）」、知的障がい者では「学校」、精神障がい者では「直接自分で」を除くと「公共職業安定所（ハローワーク）」、「相談支援事業所・相談支援専門員」、「障がい者施設・事業所」、「障がい者就業・生活支援センター」が多くなっています（P35・図表17参照）。就労状況については、「常勤で仕事をしている（障がい者施設での就労を含む。）」人は知的障がい者で約3割と最も多く、一方で、就労自体を希望していない人が身体・精神障がい者では最も多くなっています（P35・図表16参照）。仕事をしていない人にその理由を聞いたところ、心身・年齢上の理由で仕事をしない人以外では「受け入れてくれる職場が多くない」「職場まで通うのがむずかしい」が主な理由であるとされています（P36・図表19参照）。

民間企業での障がい者の法定雇用率は現在2.5%とされていますが、令和8年7月より2.7%へ引き上げられます。就労は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面でも重要であり、障がい者の能力や適性に応じた就労の場を確保していけるよう、関係機関などへの働きかけなどを含めた就労支援に関する取り組みが重要です。

<アンケート自由記述より>

- 今は通所作業所で喜んで仕事に行っています。退所になった時のことは心配しています。

<関係団体ヒアリング調査より>

- 今は企業でも障がい者雇用をする会社も増えてきた印象。
- 職場の方に言われたことなどに関するストレスなどは大きくなっている人もいる。
- 発達障がいのある人は、健常者と同じように就業している人が多い。そのため、生きづらさや困難を抱えても相談先がなく、職を転々としたり、二次障がいを発症してしまうケースが少なくない。

今後の具体的取り組み

①	障がい者の就労を促進するため、商工会議所等の関係団体と連携を図りながら、ハローワーク等の関係機関と障がい者雇用の取組および周知・啓発を行います。【継続】 (ふくし課、産業観光課) <概要> ・地域自立支援協議会就労部会の取組
②	「就労移行支援」や「就労継続支援」などの事業を通じ、一般就労への移行者の増加と就労定着支援の推進を図ります。【継続】(ふくし課) <概要> ・就労移行支援、就労継続支援に係る必要な支給決定

取 り 組 み 指 標

指標			令和7年度 基準値	実績値			見込値	
				令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 中間値	令和14年度 目標値
a	中讃東圏域地域自立支援協議会就労部会の開催		7	7	8	7	8 (12)	8 (12)
b	就労選択支援	延利用者数 (人)	0	-	-	0	34	34
c	就労移行支援	延利用日数 (日)	74	21	69	74	72 (58)	94 (70)
		延利用者数 (人)	4	2	5	4	6 (3)	8 (4)
d	就労継続支援A型	延利用日数 (日)	469	357	470	469	529 (322)	589 (382)
		延利用者数 (人)	24	18	25	24	27 (15)	30 (18)
e	就労継続支援B型	延利用日数 (日)	2,804	2,744	2,697	2,804	3,236 (2,657)	3,236 (3,257)
		延利用者数 (人)	175	170	166	175	202 (151)	202 (181)

※ () の数字は前回計画時の見込値

(2) 総合的な雇用・就業支援施策の推進

現 状 と 課 題

当事者アンケートでは、必要な就労支援について「職場の障がい者理解」が最も多く、以下「通勤手段の確保」、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」、「仕事の内容に合った就労訓練」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」と続いています（P37・図表20）。

障害者就業・生活支援センターでは、障がい者の就労希望に対応し、就職や職場定着が困難な障がい者等の就労の機会の拡充に努めていますが、安定した雇用の継続と自立した生活の実現に向け、障がい者の生活全般に対応した個別のコーディネートが求められています。

また、障がい者が意欲を持って働けるよう、障がいの特性に応じた就労先や、テレワーク等の多様な働き方の確保等に取り組むとともに、障がい者の一般就労への移行をめざし、就労移行支援事業や就労定着支援事業等の提供体制の整備を推進する必要があります。

さらに、本市においては、令和5年度に1名、令和6年度に1名、障がい者枠の採用を実施いたしました。令和7年度については障がい者枠の採用には至りませんでした。法定雇用率の引き上げに則り、本市の職員採用においても障がい者雇用の推進を図る必要があります。

今後の具体的取り組み

①	ハローワーク等の関係機関と連携し、企業等の法定雇用率達成に向けた広報・啓発を行うとともに、本市の職員採用においても、障がい者雇用の推進を図ります。【見直し】（職員課、教育総務課、産業観光課）
②	障がい者がその能力と適正に応じて就労し、社会的役割を担うことによって生きがいを見出し経済的自立ができるよう、関係機関が連携した総合的な就労支援体制の強化を図ります。【継続】（ふくし課） <概要> ・ 就労希望者に対し、自立した日常生活に向けた必要なサービスの支給決定を行う。 ・ 相談支援専門員の関わり ・ 地域自立支援協議会就労部会の取組など ・ 就労選択支援を行い、自分に合った働き方や就労サービスを主体的に選べるような取組。
③	坂出市独自の障がい者就労支援制度を活用し、就労機会、就労意欲の促進を図ります。【継続】（ふくし課） <概要> ・ 市在住特別支援学校高等部生徒資格取得費補助金 ・ 障がい者職場実習奨励金 ・ 障がい者就職支度金

取 り 組 み 指 標

指標		令和7年度 基準値	実績値			見込値	
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 中間値	令和14年度 目標値
a	本市における障がい者の職員雇用率（市長部局）（％）	2.0	2.27	2.21	2.13	3.0 (2.6)	3.0 (2.8)
	本市における障がい者の職員雇用率（教育委員会）（％）	5.0	4.54	5.3	5.11	5.8 (2.6)	5.5 (2.8)
b	坂出市在住特別支援学校高等部生徒資格取得費補助金（支給者数）	0	0	0	0	1 (18)	2 (18)
c	坂出市障がい者職場実習奨励金（支給者数）	1	1	0	1	2 (15)	4 (15)
d	坂出市障がい者就職支度金（支給者数）	3	4	3	3	3 (10)	6 (10)

※（ ）の数字は前回計画時の見込値

(3) 福祉的就労の支援

現 状 と 課 題

本市と特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会（高松市）は、障がい者が接客体験などをできる就労体験の場を提供することにより、一般就労の促進を図ることを目的として、平成25年度から障がい者就労体験事業「ヨロコビ・ワゴンセール」を実施しています。さらにより多くのかたに就労体験による自信・やりがいの創出に取り組むとともに、市民のかたに障がいに対する理解を深めてもらうため、令和5年2月より「チャレンジ☆ショップさかいで」を実施しています。

また、「障害者優先調達推進法」に基づき、毎年度「坂出市障がい者就労施設等からの物品等調達方針」を策定し、前年度の調達実績額を上回る額を目標として定め、優先調達が着実に推進されるよう努めており、率先して市が障がい者就労施設へ物品や役務などを発注していくことで、当該施設の物品等の受注を確保するとともに、工賃の向上に取り組んでいます。

一般就労の促進は、障がい者就労施設・事業所関係者がめざすべきものではありませんが、それが難しいかたや企業等へ就職した後に退職されるかたも存在します。一般就労を希望するかたにとっての訓練の場である就労移行支援のみならず、一般就労が難しいかたに働く場を提供する就労継続支援の存在は重要です。福祉的就労の場は、日中活動の場、社会参加の場、企業就労に向けた訓練の場として重要であり、今後も需要を把握しつつ、福祉的就労の場を確保していくことが求められています。

今後の具体的取り組み

①	坂出市障がい者就労体験事業「ヨロコビ・ワゴンセール」および「チャレンジ☆ショップさかいで」の継続・充実を図ります。【継続】（ふくし課）
②	特に市内事業所をはじめとする障がい者就労施設等の受注機会を拡大し、当該施設等が供給する物品等の需要の増進を図り、もって当該施設等で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立促進につなげるため、市が調達する物品・役務について障がい者就労施設等からの物品等の優先調達推進のための周知に努めます。【継続】（ふくし課）

取 り 組 み 指 標

指標		令和7年度 基準値	実績値			見込値	
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 中間値	令和14年度 目標値
a	ヨロコビ・ワゴンセール 延実習人数（人／年）	176	184	183	176	200 (200)	200 (200)
b	障がい者就労支援施設等からの物品等の 優先調達（千円）	9,153	7,656	10,440	9,153	11,500 (7,500)	12,000 (8,000)
c	チャレンジ☆ショップ延 実習人数（人／年）	289	279	289	289	220 (272)	250 (300)

※（ ）の数字は前回計画時の見込値

6 安全・安心な生活環境の整備

(1) 住まいの場の確保

現 状 と 課 題

当事者アンケートでは、現在の居住場所は「自分の家」75.3%、「借家・アパート」10.0%、「グループホーム」4.6%となっており、他は施設、病院、公営住宅等で居住しています（P28・図表5参照）。今後の希望の居住場所は「今のままでよい」75.3%、「家族と一緒に自宅で暮らしたい」23.3%で、将来的に自宅で暮らしたい、地域で生活したいというニーズが伺えます（P28・図表6参照）。

本市では、グループホームの家賃について、障がい者の地域移行をさらに進めるため低所得者への助成を行っています。

入所施設または長期入院している病院から地域での生活に移行するための住まい、または自宅を出て自立した生活を送る場として、グループホームの充実が求められています。また、自宅で生活続けたいと考える人が多くを占めていることから、住居が確保できるような支援も必要です。

今後の具体的取り組み

①	市営住宅の老朽化により建て替えを検討する際には、障がい者や高齢者向けの住宅を念頭に置いた整備・改修を行うなど、障がい者等の立場に立った良好な住環境を整備します。【継続】（建設課）
②	障がい者が地域で自立した生活ができるよう、地域移行支援のサービスを活用した住宅の確保やグループホームの利用・拡充を促進します。【継続】（ふくし課） <概要> ・障がい者等の居住の安定確保を図るため、香川県居住支援協議会が情報提供している「住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅」の活用や、グループホームの家賃について、障がい者の地域移行を進めるため、低所得者への助成を行っています。
③	障がい者の自立促進や介護者の負担軽減のため、住宅改修または改造に対する助成や日常生活用具等の給付を行います。【継続】（ふくし課、かいご課）
④	地域で安心した生活が送れるよう、関係機関の協力のもと、緊急時支援や体験の機会・場の提供を行う「地域生活支援拠点等」を整備し、その機能の充実を図ります。【継続】（ふくし課）（再掲）

取 り 組 み 指 標

指標		令和7年度 基準値	実績値			見込値	
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 中間値	令和14年度 目標値
a	重度障がい者に対する住宅改造助成（件数）	0	0	0	0	1 (1)	1 (1)
b	日常生活用具（住宅改修費）の支給（件数）	1	1	1	1	1 (1)	1 (1)
c	地域生活支援拠点等事業 機能充実のための運用状況の検証（回数）（再掲）	1	1	1	1	1 (1)	1 (1)

※（ ）の数字は前回計画時の見込値

（２）移動手段の充実

現 状 と 課 題

障がい者が生きがいのある充実した生活を送れるよう、社会参加の機会を拡大するための取組が必要です。当事者アンケート結果では、必要な支援として「食事の用意（炊事）」、「外出」が多くなっており（P27・図表4参照）、障がい福祉サービスのうち、相対的ではあるものの、「移動支援」や「同行援護」、「行動援護」への一定のニーズがうかがえ（P32・図表11参照）、事業所においても、利用者から望む声が多いが不足していると認識されています（P58・図表53参照）。

移動支援事業により、地域における自立した生活や余暇活動等への社会参加の促進を図っていますが、障がい者のニーズをすべてカバーしているとはいえない状況であり、地域自立支援協議会において、要件の見直しやサービスのあり方等の検討が必要となっています。

本市では、JR坂出駅を起終点とした循環バスや、市中心部と郊外を結ぶ路線バス、路線バスが運行していない地区でのデマンド型乗合タクシーを運行するなど、中心市街地の利便性向上と地域住民の移動手段の確保のため、利用しやすく持続可能な公共交通体系の構築に努めています。

また、現在も自動車改造費や自動車運転免許取得の助成等を実施し、さらに令和4年度より坂出市障がい者福祉タクシー助成事業を開始しています。今後とも、利用者のニーズを把握しながら、必要に応じて新たな助成制度や既存の制度の見直しや拡充を検討し、障がい者の社会参加を促進します。

<アンケート自由記述より>

- 病院受診時公共バスを利用したいと思ってもバス停が遠かったり便数が少なく利用できない事が多く地域の高齢者の方々も困ってます。
- 障がいのために車の運転ができないので交通機関等考えて欲しい。

<関係団体ヒアリング調査より>

- 移動支援を利用したくても、ヘルパーの確保が難しくできない。
- 電車やバスといった利用できる公共交通機関が少ない。障がいがあるため車の運転を断念する人たちにとって、公共交通機関が充実していないことは、QOLの低下に繋がる。

今後の具体的取り組み

①	地域における自立生活および社会参加を促進し、余暇活動等の日常生活において、障がい者が円滑に外出できるよう、移動支援事業の利用を促進するとともに、他自治体の制度も研究しつつ、助成制度など支援のあり方を検討します。【継続】（ふくし課）
②	身体障がい者の自動車改造や運転免許取得の助成、重度身体障がい者の介助者用自動車改造の助成により、身体障がい者の社会参加を支援します。【継続】（ふくし課）
③	障がい者等も気軽に低コストで移動できるよう、「坂出市循環バス」や「デマンド型乗合タクシー」等、公共交通機関の利便性向上のための取組を推進します。【継続】（政策課）
④	令和4年度より実施した坂出市障がい者福祉タクシー助成事業により、在宅の重度心身障がい者の社会活動の範囲を広めることを推進します。【継続】（ふくし課）（再掲）

取 り 組 み 指 標

指標			令和7年度 基準値	実績値			見込値	
				令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 中間値	令和14年度 目標値
a	移動支援	総利用 時間	4,430	4,879	4,629	4,430	5,060 (4,870)	5,060 (5,290)
		実人員数	65	71	65	65	73 (74)	73 (80)
b	自動車改 造助成	介助者用 改造助成 (支給者数)	0	0	0	0	1 (2)	1 (2)
		本人運転用 改造助成額 (支給者数)	1	0	0	1	2 (2)	2 (2)
c	自動車運転免許取得 費の助成(支給者数)		0	0	0	0	1 (1)	1 (2)
d	障がい者福祉タクシ ー助成(申請件数) (再掲)		274	258	299	274	300 (300)	310 (330)

※（ ）の数字は前回計画時の見込値

（３）障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

現 状 と 課 題

障がい者が、身近な地域で安心して生活していくためには、建築物、道路のバリアフリー化の促進による、住みよい生活環境づくりが重要です。

現在、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「香川県福祉のまちづくり条例」等に基づき、すべての人が快適に暮らせるまちづくりに向けた公共施設のバリアフリー化等に努めるとともに、道路等においては、障がい者のみならず、すべての人が安全に利用できる環境整備を推進しています。

令和2年5月に開庁した新庁舎本館においては、エレベーター2基、思いやり駐車場を4台分設置しています。また、市民ロビー、庁舎内の階段には点字ブロックを整備するとともに、点字案内板、庁舎内トイレへのサンタリーボックスの設置、議場へのヒアリンググループコイル設備も設置しています。

一方で当事者アンケートでは、外出時に不便を感じることは「公共交通機関の利用が不便」「介助者がいないと外出できない」、「休憩できる場所が少ない」、「障がい者用駐車場が不備、または少ない」などが多くなっています（P41・図表26参照）。法制面での整備も進み、着実に取組が進められてきていると考えられますが、なお既存施設などのさらなるバリアフリー化が課題となっています。

<アンケート自由記述より>

- スーパーや公共の場所での車椅子専用駐車場が少ない。
- 住民が安心して暮らせる街づくりをしてほしい。自分もできれば街づくりに参加したい。

<関係団体ヒアリング調査より>

- 坂出の車道と歩道が斜めになっている。
- まだまだバリアフリー化が遅れている。
- 障がい者手帳を持たない発達障がいの人にとっては、相談窓口や支援体制が希薄。手帳を持たなくても、気軽に相談できる窓口を作っていただきたい。

今後の具体的取り組み

①	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、公共施設のバリアフリー化を推進し、障がい者や高齢者が円滑かつ安全に利用できるよう、設備の改善に努めます。【継続】（ふくし課、財務課） <概要> ・ 公共施設等総合管理計画に基づいた総合管理 ・ 既存施設の適切な点検・管理
②	街路整備や歩道整備を行い、障がい者等も安全かつ快適に外出できる環境整備に努めます。【継続】（建設課、都市整備課） <概要> ・ 市道（建設課）、都市計画道路（都市整備課）の環境整備 ・ 障がい者等も含めた歩行空間等の積極的な整備推進 ・ 交通安全施設の整備・更新など ・ 円滑な交通の確保、良好な市街地の形成を目的として、街路（5路線）の整備
③	都市公園の整備については、障がい者等も安心して利用できるよう、整備・改修を図ります。【継続】（都市整備課） <概要> ・ 都市公園トイレ洋式化、多目的個室の設置

（４）防災対策の推進

現 状 と 課 題

当事者アンケートでは、災害時に自力で避難ができると回答した人は55.0%ですが、知的障がい者では53.2%ができないと回答しています。（P46・図表34参照）また、災害時に近所に助けてくれる人がいる人は21.5%で、前回調査より減少しています。（P46・図表35参照）。障がい者等に対し、地域の協力により見守りや災害時の安否確認・避難支援を実施する仕組みづくりの構築が必要です。

本市では、地域の社会福祉施設や自主防災組織に年間2回以上の防災訓練を実施していただくとともに、地域の自主防災組織等を通じて、避難行動要支援者避難支援計画の周知・啓発に努めていますが、避難支援者の高齢化、自治会加入率の減少等により、避難行動要支援者避難支援計画の作成件数は増加していません。令和5年度から個別避難計画の作成をすすめており、一定の障害者手帳を所持しかつ希望のあったかたの避難行動要支援者名簿を作成しています。また今後、要支援者の対象範囲の拡大に努めてまいります。

災害時には、情報提供の充実や避難時の対応が重要となるため、正確な情報を入手できる環境づくりを進めるとともに、日常における啓発活動や避難訓練の実施、避難時における支援体制づくりに向けた取り組みが重要です。

<アンケート自由記述より>

- 連絡がとれなかったら自分自身が困るし誰にどこに連絡すればいいのかわからない。

<関係団体ヒアリング調査より>

- 災害の時避難場所まで行けない障がい者又避難場所で生活できない障がい者の事を考えてほしい。
- 一旦避難所ではなく、直接障がい者施設にいけるようにしてほしい。

今後の具体的取り組み

①	市広報誌やホームページ等を活用し、避難所等の情報や防災知識の普及啓発を図ります。【継続】（危機管理課） <概要> ・ 広報誌「防災ははじめの一步」の連載 ・ 避難所運営マニュアルにおける要配慮者への対応
②	避難行動要支援者避難支援計画の周知・啓発を推進し、避難支援体制の確立および地域防災力の向上を図ります。【継続】（危機管理課） <概要> ・ 避難行動要支援者名簿の作成 ・ 避難行動要支援者支援計画について、自主防災組織等を通じて個別避難計画の作成
③	障がい者や高齢者にも配慮した使用しやすい防災機器等の普及に努めます。【継続】（ふくし課、危機管理課、消防本部） <概要> ・ 日常生活用具の給付 ・ 防災訓練、防災講話による啓発 ・ 障がい者等の障がい特性にも配慮した防災機器の普及 ・ 住宅用火災警報器の普及 ・ わかりやすいパンフレット等の広報資材を選定し、防災訓練などの機会に配布
④	地域や社会福祉施設等において、適切な防災訓練、防災教育が行われるよう努めます。【継続】（危機管理課、消防本部）
⑤	指定避難所での集団生活が困難な障がい者等に対しては、福祉避難所（二次避難所）を確保するとともに、社会福祉施設等との協力体制を図ります。【継続】（ふくし課、危機管理課） <概要> ・ 福祉避難所についてホームページに名称・所在地を掲載

取 り 組 み 指 標

指標	令和7年度 基準値	実績値			見込値	
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 中間値	令和14年度 目標値
a 避難行動要支援者 避難支援計画 (策定済件数(累計))	1,396	346	1,439	1,396	1,550 (59)	1,700 (450)

※（ ）の数字は前回計画時の見込値

(5) 救急・交通安全対策の推進

現 状 と 課 題

これまでも、119番登録制度や発信地表示システムにより、緊急通報時の速やかな災害要請現場の特定と緊急出場までの時間短縮を図ってきましたが、聴覚や発話に障がいがあるかたのための新しい緊急通報システムである「Net119緊急通報システム」を令和2年10月より導入し、緊急事態が発生した際の聴覚障がい者等の円滑な緊急通報手段として、緊急時には全国どこからでも119番通報を行えるようになっていきます。また、障がい者通所施設や民生委員等の協力により救急医療情報キット（きんとキット）を配布し、救急時と災害時における迅速な救急活動に役立っています。また、意思疎通の困難なかたの適切な医療情報を取得するためにマイナンバーカードやK-MIX R B A S I Cなどの医療情報ネットワークの活用方法の検討を行う必要があります。

さらに、障がい者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てるため、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた交通安全教育を推進しています。

今後の具体的取り組み

①	119番登録制度や発信地表示システム、Net119緊急通報システムなどにより、災害時や緊急時の迅速な救済活動を図ります。【継続】（消防本部）
②	障がい者や高齢者、その他健康に不安のある人の安全・安心を確保するため、救急医療情報キット（きんとキット）を配布します。【継続】（ふくし課）
③	障がい者が交通事故にあうのを防ぐため、関係機関・団体が共働し、交通ルールやマナーの啓発や交通安全・事故防止教育を推進します。【継続】（危機管理課）
④	警察等関係機関や地域、企業、各種団体、行政の連携のもと、地域安全体制の充実に努めます。【継続】（危機管理課）

取 り 組 み 指 標

指標		令和7年度 基準値	実績値			見込値	
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 中間値	令和14年度 目標値
a	きんとキット市内配布数（個）	356	562	478	356	250 (315)	250 (315)
b	Net119登録件数（累計）	29	30	32	29	37 (34)	43 (40)

7 情報提供・相談支援体制の充実

(1) 障がい特性に応じた情報提供の推進

現 状 と 課 題

本市では、令和4年度に「坂出市手話言語条例」および「坂出市障がいのある人の情報保障およびコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」を制定し、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及を推進しています。現在、目の不自由なかに市広報誌の内容をテープに録音して送付する「声の広報」や、障がい者や高齢者に配慮し、市ホームページに文字の拡大、文字色・背景色の切り替え、音声読み上げ機能を搭載するなど、情報提供におけるバリアフリー化を図っています。また、聴覚障がい者が病院等に行く際に手話通訳者や要約筆記者等を派遣し、コミュニケーションの支援に取り組んでいます。

さらに、障がい福祉に関する情報については、市広報誌や市ホームページ等への掲載に加え、窓口での手続きの際に「福祉のしおり」をお渡しするなど、サービスに関する情報提供に努めています。

当事者アンケートでは、サービスの情報を入手する際に困っていることは「どこに情報があるかわからない」が35.6%と多く、以下「情報の内容がむずかしい」、「パソコン・スマホなどの使い方がわからないため、インターネットが利用できない」、「パソコン・スマホなどを持っていないため、インターネットが利用できない」と続いています（P33・図表12参照）。また、サービスの利用について「どんなサービスがあるのかよくわからない」、「今までサービスを利用したことがない」、「どのサービスが自分に合っているのかよくわからない」といった不満が多くなっていることから、情報を得る方法のわかりづらさや制度・サービスのわかりにくさがうかがえ、障がい特性別にみると、精神障がい者において回答した割合が高くなっています（P33・図表13参照）。

障がい福祉サービスの利用支援にあたっては、サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、わかりやすさに配慮しつつ、情報提供の充実を図る必要があります。

今後の具体的取り組み

①	障がい者や高齢者を含め、誰もが利用しやすいホームページづくりに努めます。【継続】（秘書広報課）
②	手話通訳者設置事業や、手話通訳者および要約筆記奉仕員の派遣事業により、聴覚障がい者等へ必要な支援を行うとともに、聴覚障がい者等の自立および社会参加の促進を図ります。【継続】（ふくし課） <概要> ・意思疎通支援を希望する障がい者が支援を受けられる体制づくり

③	障がい者が必要なサービスを十分に活用できるよう、さまざまな媒体・ツールを使用することで、障がい者に関わる施策や事業、福祉サービス等について、わかりやすい情報提供や窓口対応に努めます。【継続】（ふくし課、けんこう課、秘書広報課） <概要> ・聴覚障がいのある人に対しては、窓口や健診時等において、コミュニケーション支援ボードや筆談を実施 ・広報誌の内容をテープに録音する「声の広報」を視覚障がい者に送付
④	相談支援事業を活用した事業所による情報提供や障がい者団体、障がい者相談員、関係機関等のネットワークを活用し、広く情報提供に努めます。【継続】（ふくし課）
⑤	学校教育における障がい児に適したＩＣＴ機器の整備に努めるとともに、学習ソフト等の活用を充実します。【継続】（教育総務課、学校教育課）（再掲）
⑥	図書館におけるデージー図書や、さわる絵本、電子図書の視覚障がい者用図書の購入等、障がい者（児）の利用への対応を充実します。【継続】（文化振興課）

取 り 組 み 指 標

指標	令和7年度 基準値	実績値			見込値	
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 中間値	令和14年度 目標値
a 手話通訳者設置事業 （設置手話通訳者） （再掲）	1	1	1	1	1 (1)	1 (1)
b 手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣 事業（回数）（再掲）	7	7	8	7	10 (18)	10 (18)
c 相談支援事業 （事業所数）	10	11	10	10	10 (11)	10 (11)
d 障がい者相談員による 相談（延相談件数）	288	320	213	288	320 (300)	320 (400)

※（ ）の数字は前回計画時の見込値

(2) 相談支援体制の整備

現 状 と 課 題

本市では、各種相談支援委託事業を実施しており、令和元年度からは、発達障がいに関する相談日を設けてきめ細かな相談体制を整備しています。また、民生児童委員、障がい者相談員など、各地域の中で身近に相談できる体制があります。

その一方で、当事者アンケートでは、相談時に困ることは「どこに相談したらいいかわからない」が最も多く、以下「相談相手が少ない・いない」、「相談したいが、苦手でできない」、「日時を気にせず連絡できるところがない」などとなっています（P 4 1・図表2 5参照）。

またヤングケアラーについて行政や地域が行うべき支援として身体障がい者、知的障がい者では「家事や介護の代行サービス」（身体：42.8%、知的：53.2%）、精神障がい者では「家事や介護のサービス」、「経済的支援」（46.7%）が最も多く（P 5 2・図表4 4参照）、ヤングケアラーに対する適切な支援も必要となっています。一般市民アンケートにおいては「家事や介護の代行サービス」（64.6%）、「相談窓口の充実」（60.8%）、「経済的支援」（56.5%）が支援として必要であると回答しています（P 5 6・図表5 1参照）。

障がい者やヤングケアラーが必要なときに気軽に相談できるようにするためには、身近な地域での相談窓口の充実を図るとともに、専門的な支援へとつなげることができる体制の確保が重要であり、相談先の情報提供や身近な相談の場の充実等が求められていることから、地域自立支援協議会においても、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の必要性などについて議論を続けています。また、ケース会議では関連各課で利用できる制度を横断的に検討し、相談者の課題解決に向け検討を行っています。

<アンケート自由記述より>

- どの様なサービスを受けられるのか相談窓口はどこかなど、良く分からない事が多く、また、相談する事が苦手なので情報発信をもっとしてほしいです。
- 市役所窓口では丁寧な対応をしてくれるが困った時にどこでどんな相談をしたらよいかわからないのが現状です。

<関係団体ヒアリング調査より>

- 障がい者手帳を持たない発達障がいの人にとっては、相談窓口や支援体制が希薄。

今後の具体的取り組み

①	障がい者やその家族が、不安を解消し、さまざまな施策・サービスを円滑に利用し、安心して生活できるよう、窓口だけでなく、電話やメール等、利用しやすいきめ細かな相談体制の充実を図ります。【継続】（ふくし課）
---	--

	<概要> ・相談支援事業（委託）
②	ケース会議を実施し、一人ひとりの状況に応じた適切な対応に努めるとともに、個別事例から明らかになった課題等については、関係機関と連携して解決に向けて取り組みます。【継続】（ふくし課）
③	地域における障がい福祉に関する関係者による連携および支援の体制に関する協議の場である「中讃東圏域地域自立支援協議会」を中心に、相談支援事業の中から出てきた地域の課題に対し、関係機関等の相互の調整を図りながら、その解決に向けた協議を行います。【継続】（ふくし課）
④	地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」に関して、設置の必要性やあり方について、中讃東圏域地域自立支援協議会などで協議を行い、検討を進めます。【継続】（ふくし課）
⑤	発達障がい者（児）や高次脳機能障がい者、難病患者等、障害者手帳を持たない障がい者（児）の相談支援を関係機関と連携して行います。【継続】（ふくし課）
⑥	身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員による活動を推進するとともに、専門機関や民生児童委員と連携しながら地域の相談体制を強化します。【継続】（ふくし課）
⑦	医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざし、関係者による協議を継続して行います。【継続】（ふくし課、けんこう課、かいご課）（再掲）
⑧	重層部内連絡会議により、横断的に支援体制の充実を図ります。【継続】（ふくし課、けんこう課、こども課、かいご課）（再掲）

取 り 組 み 指 標

指標		令和7年度 基準値	実績値			見込値	
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 中間値	令和14年度 目標値
a	障がい者相談員による相談（延相談件数）（再掲）	288	320	213	288	320 (300)	320 (400)
b	相談支援事業（事業所数）（再掲）	10	11	10	10	10 (11)	10 (11)
c	基幹相談支援センター機能強化事業（事業の有無）	無	無	無	無	有 (有)	有 (有)
d	重層部内連絡会議（開催回数）（再掲）	8	12	12	8	8 (12)	8 (12)

※（ ）の数字は前回計画時の見込値

8 差別の解消および権利擁護の推進

(1) 差別解消の推進と合理的配慮の普及

現 状 と 課 題

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とする「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行されました。また、令和6年度より合理的配慮が事業者にも拡大適用されました。

アンケートでは、「障害者差別解消法」の認知状況を伺ったところ、「名称も内容も知っている」(当事者:5.2%、一般市民:5.5%)、「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」(当事者:17.1%、一般市民:24.3%)、「名称も内容も知らない」(当事者:69.4%、一般市民:67.1%)であり(P42・図表27、P53・図表46参照)、障害者差別解消法で求められる「合理的配慮」についても同様に低い認知度であることから、差別を差別と認識していないかたもいるのではないかと危惧されるところです(P42・図表28、P54・図表47参照)。また、差別を受けた経験がある方は知的・精神障がい者で割合が高く(P43・図表29参照)、外出先、学校・仕事場、仕事を探す時など、あらゆる場面で差別を受けた経験のある方がいるのが現状です(P43・図表30参照)。

当事者も含め、障がいに関する理解を深めるためには福祉教育や人権啓発の充実とともに、障がい者自身も地域社会を構成する一人であることを認識することが重要です。そのために障がいの有無にかかわらず、互いに理解し合い、交流できる機会や場を拡充することや、障がい者自身が地域における活動等に積極的に参加しやすい環境をつくることが重要です。

<アンケート自由記述より>

- 障がい者への偏見や差別はそのものへの無知や無理解から来ているものが多いと思うので、まずはきっかけとして興味を持つ機会を増やしたりする取組から少しずつやっていけばよいと思う。
- 精神障がい者は見て判断できないので、自分のことを分かって受け入れてくれる環境作りを望みます。
- 障がいは家族でも理解してもらえない事もあるから社会では生きにくく、差別もあるので少しでも優しい社会になって欲しい。

<関係団体ヒアリング調査より>

- 前に比べると差別、差別発言等は格段に減少していると思うが、障がい者側からは何も言えないと思う。
- 差別解消法があっても罰則が無いため健常者は無意識に差別している。

今後の具体的取り組み

①	障がいを理由とする差別をなくすため、障がいや障がい者に対する理解を深めるための啓発、また「障がい者福祉計画」および「障がい福祉計画」や「障害者週間（12月3日～9日）」などの周知を図り、障がい者の自立と社会参加を推進します。【継続】（ふくし課）
②	障害者差別解消法などの考え方を市民にわかりやすく普及啓発を行い、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮に関して、「坂出市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、適切な対応・指導を行っていくとともに、すべての市職員が適切に対応するための必要な研修も行っていきます。【継続】（ふくし課） <概要> ・差別解消法の周知・啓発
③	中讃東圏域地域自立支援協議会において、差別や虐待情報の共有を図るとともに、事例分析検討会を行い、適切な対応に努めます。【継続】（ふくし課）
④	「坂出市人権尊重のまちづくり条例」により、すべての人が、人間らしく幸せに生きるための人権尊重の社会の実現をめざし、人権啓発を推進します。【継続】（人権課）
⑤	人権擁護委員による人権相談を継続して行います。【継続】（人権課）
⑥	選挙権を障がいのある人が行使できるよう、不在者投票の周知や投票所におけるバリアフリー化などの必要な措置を講じます。【継続】（選挙管理委員会事務局）
⑦	幼児教育や学校教育の中で発達段階に応じた人権教育を推進するとともに、総合的な学習の時間を利用した福祉体験、ボランティア活動への参加により、障がい者（児）や障がいに対する理解を深め、「心のバリアフリー」の理解を推進します。【継続】（こども課、学校教育課）（再掲）
⑧	小中学校へへの出前講座（坂出市障がい者等理解促進研修）を実施し幼少期からの理解啓発に努めます。【継続】（ふくし課）

取 り 組 み 指 標

指標	令和7年度 基準値	実績値			見込値	
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 中間値	令和14年度 目標値
a 障害者差別解消法に関し、内容まで知っているかたの割合（%）	5.4	-	-	5.4	10.0 (7.8)	15.0 (15.0)
b 中讃東圏域障害者差別解消支援地域協議会の開催（回）	1	1	1	1	1 (1)	1 (1)

※（ ）の数字は前回計画時の見込値

(2) 虐待の防止

現 状 と 課 題

平成24年10月1日に坂出市障がい者虐待防止センターをふくし課障がい福祉係に設置するとともに、厚生労働省および香川県の「障害者虐待の防止と対応」に基づき、坂出市における障害者虐待防止対応マニュアルを作成し、関係機関等と連携し、障がい者虐待の予防・早期発見と、虐待を受けた障がい者・養護者への迅速な対応にあたっています。

また、虐待が認められるケースで緊急的な対応が必要な場合、短期入所を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保するとともに、地域生活支援拠点等事業の中で、緊急時の一時受け入れ後に必要な対応へつなげていく仕組みを設けています。

しかし、虐待に至る過程には広範かつ複雑なものもあり、対応に苦慮しているのが実情です。適切な対応のためには、対応に携わる職員の資質の向上を図るとともに、障害者虐待防止法の周知・啓発も重要な取組になると考えられます。

【坂出市障がい者虐待防止センター(ふくし課)への虐待通報および認定件数】(虐待者別)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
養護者	通報等件数	1	3	1
	虐待認定	1	1	0
施設従事者等	通報等件数	4	2	3
	虐待認定	2	1	0
使用者	通報等件数	0	0	0
	虐待認定	0	0	0
計	通報等件数	5	5	4
	虐待認定	3	2	0

今後の具体的取り組み

①	施設従事者や家族などによる障がい者に対する虐待を防止するため、窓口である「坂出市障がい者虐待防止センター（ふくし課障がい福祉係）」を中心に、関係機関と連携し、虐待通報の受理、虐待予防や早期発見、虐待を受けた障がい者の保護と自立のための支援を行います。【継続】（ふくし課）
②	障害者虐待防止法の内容について、市民に周知・啓発を行います。【継続】（ふくし課） ＜概要＞ ・広報さかいで12月号で「障害者週間（12月3日～9日）」の記事を掲載し、障がいや障がい者に対する正しい知識の普及・啓発
③	障がい者虐待の防止のため、「坂出市障害者虐待防止対策協議会」等を定期的開催します。【継続】（ふくし課）
④	中讃東圏域地域自立支援協議会において、差別や虐待情報の共有を図るとともに、事例分析検討会を行い、適切な対応に努めます。【継続】（ふくし課）（再掲）

取 り 組 み 指 標

指標	令和7年度 基準値	実績値			見込値	
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 中間値	令和14年度 目標値
a 坂出市障害者虐待防止対策協議会の開催 （回数）	0	0	0	0	1 （1）	1 （1）

※（ ）の数字は前回計画時の見込値

(3) 権利擁護の推進

現 状 と 課 題

当事者アンケートで成年後見制度の認知度を伺うと、前回調査より「名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」人が増加していますが、利用している人はごくわずかです（P45・図表32参照）。また、後見人に財産管理を「任せてもよい」、「一部なら任せてもよい」を合わせた人は前回調査より増加しており、制度の潜在的なニーズは低くありません（P45・図表33参照）。当事者や親族の高齢化に伴い、成年後見制度の必要性は今後も高まっていくと考えられます。

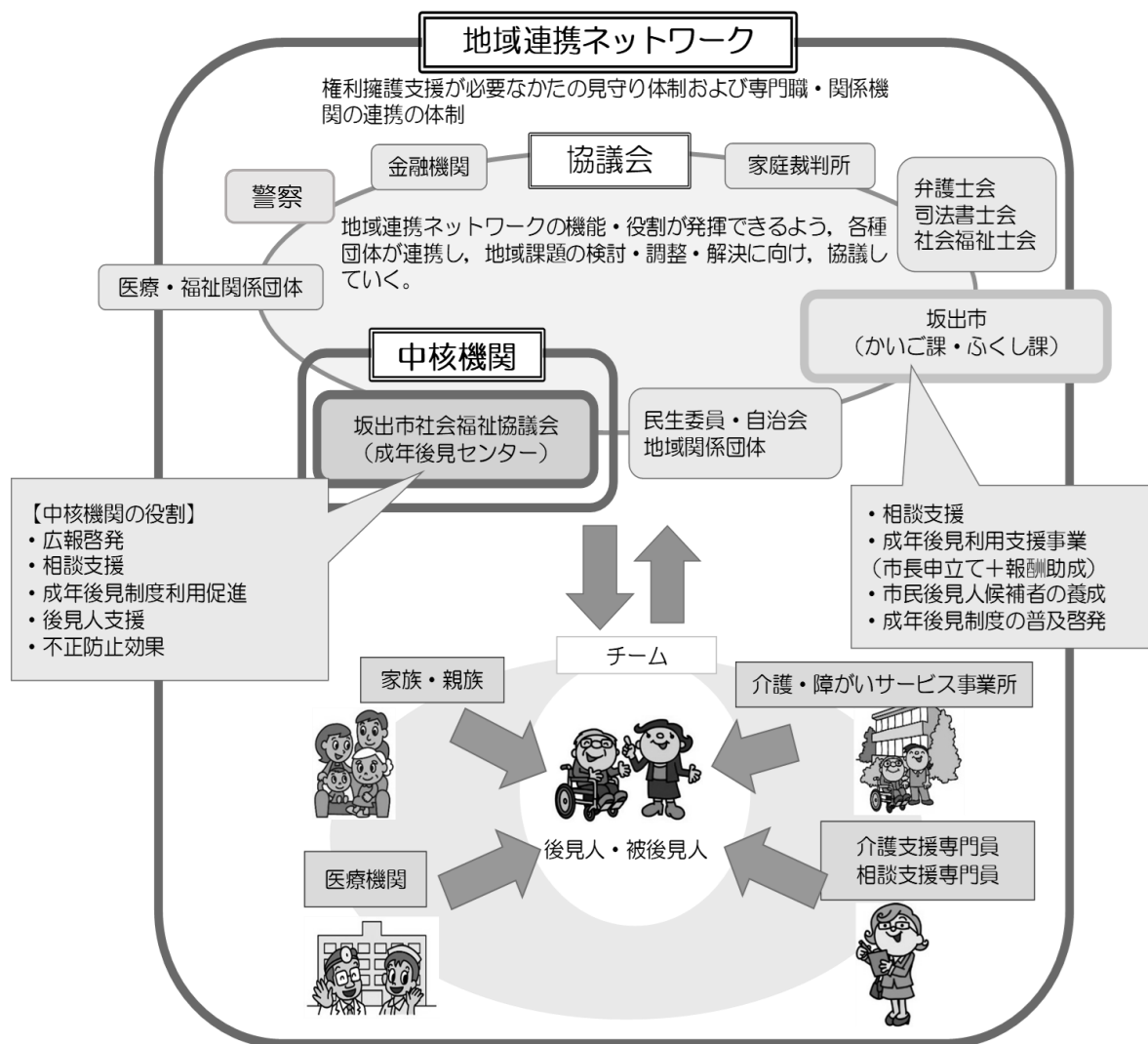
判断能力が十分ではない人を支える重要な手段であるにもかかわらず、成年後見制度が十分に活用されていない実態に鑑み、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月には成年後見制度利用促進基本計画、令和4年3月には第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」という。）が閣議決定されました。

第二期計画では、「地域共生社会」の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととされています。本市では、令和2年度より坂出市社会福祉協議会へ委託し、「成年後見制度利用促進体制整備事業」をスタートさせました。「坂出市成年後見センター（坂出市社会福祉協議会）」を中核機関とし、本市や成年後見制度とかかわりのある専門職や関係機関等と連携し、制度の周知・啓発や相談支援、利用促進、そして成年被後見人や成年後見人への支援を行う「地域連携ネットワーク」を構築していき、令和4年度より警察も新たに参加しています。

今後の具体的取り組み

①	判断能力が低下しても安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度利用支援事業を活用し、成年後見制度の利用が必要な人が適切に利用できるようにするための支援を実施します。【継続】（ふくし課）
②	国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、「坂出市成年後見センター（坂出市社会福祉協議会）」を中核機関とし、本市や成年後見制度とかかわりのある専門職や関係機関等と連携し、制度の周知・啓発や相談支援、利用促進、そして成年被後見人や成年後見人への支援を行う「地域連携ネットワーク」を構築していきます。【継続】（ふくし課）

【成年後見制度利用促進体制整備事業のイメージ図】



第5章 第8期障がい福祉計画

1 令和 11 年度の成果目標

本計画の成果目標として、国の基本指針等に基づき、令和 11 年度における成果目標を次のとおり設定します。

(１) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

○施設入所者の地域生活への移行：令和 7 年度末施設入所者数の 6 %以上

○施設入所者の削減：令和 7 年度末の 5 %以上削減

- 本市の令和 7 年度末時点の施設入所者数は 6 5 人であり、国の基本指針に即して、令和 1 1 年度末までに 6 1 人として、4 人削減することをめざします。また、令和 1 1 年度までに 4 人が施設入所から地域生活へ移行することをめざします。
- 目標値の達成に向けて、住まいの場や日中活動の場など地域生活基盤の充実に努めるとともに、施設入所者や関係者の意見を聴き、情報収集する中で一人ひとりの状況に応じて地域生活への移行を支援します。

項目	数値	備考
令和 7 年度末現在の施設入所者数（A）	65 人	
【目標値】地域生活への移行者数	4 人	（A）のうち、令和 11 年度末までに地域生活へ移行する人の目標値
	6.0%	国の基本指針： 6 %以上
令和 11 年度末現在の施設入所者数（B）	61 人	
【目標値】施設入所者数の削減	4 人	（A）－（B）
	6.2%	国の基本指針： 5 %以上

(参考)施設入所から地域生活への移行者数および施設入所者数の推移

項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設入所から地域生活への移行者数	年間実績	0人	0人	1人
施設入所者数	年度末現在	64人	67人	65人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

○精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における

平均生活日数:319.3日以上

○精神病床における1年以上入院患者数

○精神病床への30日以上再入院率:退院後90日時点10.3%以下、

○退院後180日時点17.4%以下、退院後365日時点25.7%以下

○心のサポーター数:令和15年度末までに100万人以上

○K6により住民のこころの状態を把握

- 精神病床にかかわる項目については、本市にて入院者や入院日数等の把握が困難であることから、数値目標は設定せず、圏域の保健・医療・福祉関係者が参加して、地域包括ケアシステム構築を推進していきます。
- 心のサポーターについては、現在本市に指導者がいないことから、指導者の養成に取り組んでいきます。
- K6による住民のこころの状態把握についても、関係部署と連携し目標値をめざします。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

- 一般就労への移行者数:令和6年度実績の1.31倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上
- 就労定着支援事業の利用者数:令和6年度末実績の1.47倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上
- 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上

- 令和6年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数は2人であり、国の基本指針に即して、令和11年度中に6人とすることをめざします。
- 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置については、関係機関と協力して圏域に設置していくことをめざします。
- 就労移行支援、就労継続支援A型およびB型、就労定着支援の利用促進を図るとともに、本市の就労支援制度の活用や関係機関と連携して雇用・就労の推進に努めます。
- 職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境などの要因で退職する人も少なくないことから、多様な雇用の場の創出や職場定着支援の充実とともに、就業面だけでなく生活面における支援も総合的に行われるよう、さまざまな関係機関と連携を図ります。
- 多様な働き方が増加している現状で、当事者の希望や特性などに配慮した支援を推進します。

項目	数値	備考
令和6年度の福祉施設から一般就労への移行者数（A）	2人	
令和6年度の就労移行支援の一般就労への移行実績（B）	1人	
令和6年度の就労継続支援A型の一般就労への移行実績（C）	0人	
令和6年度の就労継続支援B型の一般就労への移行実績（D）	1人	
【目標値】令和11年度の福祉施設から一般就労への移行者数（E）	6人	
	3.0倍	(E) / (A) 国の基本指針：1.31倍以上
就労移行支援から一般就労への移行者数（F）	3人	
	3.0倍	(F) / (B) 国の基本指針：1.14倍以上
就労継続支援A型から一般就労への移行者数（G）	1人	
	一倍	(G) / (C) 国の基本指針：1.52倍以上
就労継続支援B型から一般就労への移行者数（H）	2人	
	2.0倍	(H) / (D) 国の基本指針：1.67倍以上
令和6年度の就労定着支援の利用者数	1人	
【目標値】令和11年度就労定着支援の利用者数	5人	
	5.0倍	国の基本指針：1.47倍以上

（参考）福祉施設から一般就労への移行者数および就労系サービス利用者数の推移

項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度
福祉施設から一般就労への移行者数	年間実績	5人	2人	8人
就労移行支援の利用者数	3月実績	2人	5人	4人
就労継続支援A型の利用者数	3月実績	18人	25人	24人
就労継続支援B型の利用者数	3月実績	170人	166人	175人
就労定着支援の利用者数	3月実績	2人	1人	2人

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- 4つの中核機能を確保：インクルージョン推進のための協議の場の設置
- 主として重症心身障がい児を支援する事業所又は重症心身障がい児を受け入れる体制を整備した事業所の確保
- 医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置
- 障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保

- 障がい児が必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に取り組みます。
- 医療的ケア児支援の協議については、地域自立支援協議会において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携・情報共有・協議を行います。また、医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーターを2名配置しており、引き続き医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう体制を維持します。
- 中核機能の確保（インクルージョン推進のための協議の場の設置）については、関係機関と連携し児童発達支援センター設置に取り組みます。
- 障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保についても、関係機関と連携し体制の確保に努めます。

(参考)障がい児支援の提供体制の整備状況

項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	事業所数	1か所	1か所	1か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	事業所数	1か所	1か所	1か所
医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置数	1か所	1か所	1か所
インクルージョン推進のための協議の場の設置	設置の有無	-	-	-
児童発達支援センターの設置	設置数	0か所	0か所	0か所

(5) 地域生活支援の充実

① 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針】

○各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと

② 強度行動障がい者への支援体制の充実

【国の基本指針】

○強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

- 地域生活支援拠点等事業とは、障がい者（児）の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて、地域で安心した生活が送れるようにさまざまな機関が協力し合い、障がい者（児）を切れ目なく地域で支え合える体制づくりをいいます。
- 平成29年10月に中讃東圏域の1市2町が共同して設置した地域生活支援拠点等（1か所）の充実を図るとともに、地域自立支援協議会において、年1回運用状況の評価・検証を行います。また、多様な就労の場の創出、グループホームをはじめとする居住サービスの整備、医療との連携の強化などに向け、市内のさまざまな機関との連携をさらに推進し新たな課題にも対応します。
- 強度行動障がい者への支援体制の整備についても、自立支援協議会において協議を進めます。

（参考）地域生活支援体制の整備状況

項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	設置数	1か所	1か所	1か所
地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた検証および検討の実施回数	実施回数	1回	1回	1回

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- 相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする

- 基幹相談支援センターの設置に向けての協議を行うとともに、設置までの間においても、地域の相談支援体制の強化に努めます。圏域内の相談支援専門員による事例検討会、研修会を行い、地域の相談支援体制の強化を進めます。また、各専門部会の課題について情報共有を図ります。
- のぞまないセルフプランの作成防止のため、関係機関と連携し適切な支援体制を構築します。

(参考) 相談支援体制の整備状況

項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度
基幹相談支援センターの設置	設置数	0か所	0か所	0か所
のぞまないセルフプラン数	件数	0件	0件	0件

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

○各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

●障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うため、市職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行います。

2 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）

障がい福祉サービス等の見込量については、過去の実績や障がい者の利用ニーズ、サービス事業所の整備意向、国の基本指針等を勘案して設定しています。

（１）訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■事業の見込量（１か月当たり）

サービス名	単位	実績値	第8期計画値			
		令和8年度 (見込み)	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、重度障 がい者等包括支援)	総利用時間数 (時間)	2,055	2,055	2,205	2,205	
	実利用者数 (人)	104	104	105	105	
居宅介護	総利用時間数 (時間)	1,426	1,426	1,426	1,426	
	実利用者数 (人)	81	81	81	81	
重度訪問介護	総利用時間数 (時間)	248	248	248	248	
	実利用者数 (人)	2	2	2	2	
同行援護	総利用時間数 (時間)	280	280	280	280	
	実利用者数 (人)	17	17	17	17	
行動援護	総利用時間数 (時間)	101	101	101	101	
	実利用者数 (人)	4	4	4	4	
重度障がい者等包括支 援	総利用時間数 (時間)	0	0	150	150	
	実利用者数 (人)	0	0	1	1	

■見込量確保のための方策

機会を捉えてサービスの内容等の情報を周知するとともに、障がい者やその家族の意向を聴き取り、今後とも必要なサービスの提供に努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練／生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 [A型(雇用型)／B型(非雇用型)]	一般就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、一定期間、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
短期入所 (福祉型／医療型)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■事業の見込量（1か月当たり）

サービス名	単位	実績値	第8期計画値		
		令和8年度 (見込み)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
生活介護	延利用日数 (日)	2,608	2,627	2,646	2,665
	延利用者数 (人)	134	135	136	137
自立訓練(機能訓練)	延利用日数 (日)	0	20	20	20
	延利用者数 (人)	0	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	延利用日数 (日)	22	22	22	22
	延利用者数 (人)	2	2	2	2

サービス名	単位	実績値	第8期計画値		
		令和8年度 (見込み)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就労選択支援	延利用者数 (人)	34	34	34	34
就労移行支援	延利用日数 (人日)	55	60	66	72
	延利用者数 (人)	4	5	5	6
就労継続支援A型	延利用日数 (人日)	469	489	509	529
	延利用者数 (人)	24	25	26	27
就労継続支援B型	延利用日数 (人日)	2,804	2,948	3,092	3,236
	延利用者数 (人)	175	184	193	202
就労定着支援	延利用者数 (人)	2	3	4	5
療養介護	延利用者数 (人)	17	17	17	17
短期入所(福祉型)	延利用日数 (人日)	176	176	176	176
	延利用者数 (人)	34	34	34	34
短期入所(医療型)	延利用日数 (人日)	0	3	3	3
	延利用者数 (人)	0	1	1	1

■見込量確保のための方策

障がい者が、障がいの状態や希望に合わせてサービスを選択できるよう必要量を見込み、日中活動の場の整備に取り組みます。

就労移行支援や就労継続支援については、関係機関等と連携しながら雇用促進に努めるとともに、障害者優先調達推進法に基づいて定めた本市の調達方針に則り、特に市内事業所からの物品等の調達を推進し、工賃水準の引き上げや活動・訓練の場の確保を図ります。

短期入所については、利用希望者を把握するとともに、身近な地域で利用できるよう、事業所情報を提供していきます。

(3) 居住系サービス

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

■事業の見込量（1か月当たり）

サービス名	単位	実績値	第8期計画値		
		令和8年度 (見込み)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人)	125	130	135	140
施設入所支援	利用者数 (人)	64	63	62	61
自立生活援助	利用者数 (人)	0	1	2	3

■見込量確保のための方策

障がいのある人の障がいの状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、グループホームおよび入所施設の必要量を見込みます。

グループホームに関しては、必要な情報を提供することで、施設拡充の促進を図ります。自立生活援助については、制度の浸透を図り、事業所拡充に取り組みます。

(4) 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業所との連絡調整等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■事業の見込量（1か月当たり）

サービス名	単位	実績値	第8期計画値		
		令和8年度 (見込み)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	利用者数 (人)	497	502	507	512
地域移行支援	利用者数 (人)	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数 (人)	0	1	1	1

■見込量確保のための方策

サービス等利用計画の作成を一層促進するため、必要な情報を提供することで、施設拡充の促進を図っていき、また相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。また、相談支援事業所と連携しながら、計画相談支援等の推進に努めます。

(5) 障がい児通所支援

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。また理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援についても行います。
放課後等デイサービス	学齢期の障がいのある子どもに対し、授業の終了後や夏休みなどの長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進などを継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら放課後の居場所づくりを推進します。
障がい児相談支援	障がい児が障がい児通所支援の申請前の相談や申請をするときの支援、障がい児支援利用計画の作成、サービス事業所との連絡調整等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーター	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターの配置を促進します。

■事業の見込量（1か月当たり）

サービス名	単位	実績値	第8期計画値		
		令和8年度 (見込み)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援	延利用日数 (人日)	568	632	696	760
	延利用者数 (人)	69	78	87	96
放課後等デイサービス	延利用日数 (人日)	1,020	1,040	1,060	1,080
	延利用者数 (人)	97	99	101	103
障がい児相談支援	利用者数 (人)	187	197	207	217
保育所等訪問支援	延利用日数 (人日)	1	1	1	1
	延利用者数 (人)	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	延利用日数 (人日)	0	0	4	8
	延利用者数 (人)	0	0	1	2
医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーター	配置人数 (人)	1	2	2	2

■見込量確保のための方策

障がい児通所支援の内容について、必要な情報提供に努めるとともに、家族の意向に応じた必要なサービス提供につなげていきます。また、今後とも利用の増加が見込まれる分野であり動向を注視するとともに、関係機関と連携しながら支援します。

3 地域生活支援事業の見込量（活動指標）

地域生活支援事業は、障がい者（児）がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施するものです。

（1）必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等や障がい特性等に関する地域住民の理解を深めるための、または「心のバリアフリー」の推進を図るための研修および啓発活動を実施することにより、社会的障壁の除去および共生社会の実現を図ります。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第8期計画値		
		令和8年度 (見込み)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
理解促進研修・啓発事業	事業数 (件)	3	3	3	3

② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第8期計画値		
		令和8年度 (見込み)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自発的活動支援事業	委託等事業所数 (事業数)	3	3	3	3

③ 相談支援事業

ア 障がい者相談支援事業

障がい者本人や障がい児の保護者、あるいは障がい者等の介護者からの相談に応じ、情報の提供および助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整等、権利擁護のために必要な援助を行います。

今後も引き続き、地域自立支援協議会等と連携しながら、事業の推進を図っていきます。

イ 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を「基幹相談支援センター」等に配置することや、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

基幹相談支援センターに関しては、設置の必要性やあり方について、引き続き地域自立支援協議会などで協議を行い、検討を進めます。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第8期計画値		
		令和8年度 (見込み)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者相談支援事業	委託事業所数 (か所)	9	9	9	10
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	無	有	有	有
協議会の実施回数	実施回数 (回)	6	6	6	6
協議会の専門部会設置数	部会数 (部会)	5	5	5	5
協議会における個別事例 の検討実施回数	実施回数 (回)	3	3	3	3
協議会における個別事例 の参加機関数	機関数 (機関)	29	29	29	29

④ 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービス利用の観点から、成年後見制度利用が有効と認められるかたに対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ります。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第8期計画値		
		令和8年度 (見込み)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
成年後見制度利用支援事業	利用件数 (件)	2	2	2	2

⑤ 意思疎通支援事業

ア 手話通訳者、要約筆記者の派遣

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。

イ 手話通訳者設置事業

手話通訳者を市役所に設置し、庁舎内の各種業務において、聴覚障がい者等とのコミュニケーションが必要な場合に手話を用いてその仲介を行います。

手話通訳者をふくし課窓口に継続して設置し、制度の周知や情報提供を行います。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第8期計画値		
		令和8年度 (見込み)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話通訳者、要約筆記者の派遣	利用件数 (件)	10	10	10	10
手話通訳者設置事業	配置人数 (人)	1	1	1	1

⑥ 日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対して、身体介護を支援する介護・訓練支援用具、入浴・食事等の自立生活を支援する自立生活支援用具、ストマ用装具等の排泄管理を支援する排泄管理支援用具等の快適な日常生活を支援するための用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

相談支援事業所等の関係機関と連携しながら、制度の周知に努めます。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第8期計画値		
		令和8年度 (見込み)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
介護・訓練支援用具	利用件数 (件)	2	2	2	2
自立生活支援用具	利用件数 (件)	4	4	4	4
在宅療養等支援用具	利用件数 (件)	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件)	18	18	18	18
排泄管理支援用具	利用件数 (件)	1,197	1,197	1,197	1,197
住宅改修費	利用件数 (件)	1	1	1	1

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員を養成することにより、聴覚障がい者等の福祉の増進および社会参加の促進を図ります。

今後も、支援者の継続的な確保に向けた取組を推進します。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第8期計画値		
		令和8年度 (見込み)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話奉仕員養成研修事業	利用件数 (件)	9	9	9	9

⑧ 移動支援事業

円滑に外出できるよう移動を支援し、地域における自立した生活や余暇活動等への社会参加を促進します。

相談支援事業所等の関係機関と連携しながら、制度の周知に努めます。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第8期計画値		
		令和8年度 (見込み)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
移動支援事業	総利用時間数 (時間)	4,646	4,784	4,922	5,060
	実人員数 (人)	67	69	71	73

⑨ 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者の日中活動の場として、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障がい者の地域生活支援の促進を図ります。

利用希望者に対して、市内外問わず、一定の日中活動の場の提供につながっています。今後とも機能強化事業を継続し、安定的な運営と活動の場の確保に努めます。

種類	内容
地域活動支援センターⅠ型	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、地域で生活する精神障がい者等の日中活動の場を提供するとともに、障がいに対する普及啓発等の事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する身体障がい者等に機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供します。
地域活動支援センターⅢ型	地域の障がい者団体等が通所による援護事業を実施します。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第8期計画値		
		令和8年度 (見込み)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域活動支援センター機能強化事業	1日当たりの延利用者数(人)	32	32	32	32
	実人員数(人)	68	68	68	68
	Ⅰ型	1日当たりの延利用者数(人)	23	23	23
		実人員数(人)	39	39	39
		施設数	4	4	4
	Ⅱ型	1日当たりの延利用者数(人)	8	8	8
		実人員数(人)	26	26	26
		施設数	3	3	3
	Ⅲ型	1日当たりの延利用者数(人)	1	1	1
		実人員数(人)	3	3	3
		施設数	1	1	1

(2) 任意事業

① 福祉ホーム

住居を求めている障がい者に対して、居室その他の設備を提供します。

■事業の見込量（1か月当たり）

サービス名	単位	実績値	第8期計画値		
		令和8年度 (見込み)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉ホーム	実 人 員 数 (人)	3	3	3	3

② 訪問入浴サービス

入浴が困難な在宅で生活する障がい者に対して、組立式の浴槽を積んだ入浴車が家庭を訪問し、入浴サービスを行います。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第8期計画値		
		令和8年度 (見込み)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問入浴サービス	延 利 用 回 数 (回)	302	302	302	302
	実 人 員 数 (人)	3	3	3	3

③ 日中一時支援

日中において監護する者がいないとき、事業所等において一時的に見守りを実施します。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第8期計画値		
		令和8年度 (見込み)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
日中一時支援	延 利 用 日 数 (人日)	483	503	523	543
	実 人 員 数 (人)	24	25	26	27

4 その他の対応

(1) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築（活動指標）

精神障がい者や精神保健に課題を抱えているかたが、地域の一員として安心して自分らしく生活できるようにするため、関係機関と協力し支援強化を図ります。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第8期計画値			
		令和8年度 (見込み)	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催	回数 (回)	6	6	6	6	
保健、医療、福祉関係者による協議の場への参加者数	人数 (人)	14	14	14	14	
保健、医療、福祉関係者による協議の場の評価の実施	回数 (回)	1	1	1	1	
心のサポーターの指導者数	人数 (人)	0	0	0	1	
精神保健福祉相談員講習会等の参加人数	人数 (人)	1	1	1	1	
精神障がい者の地域移行支援利用者数	人数 (人)	0	1	1	1	
精神障がい者の地域定着支援利用者数	人数 (人)	0	1	1	1	
精神障がい者の共同生活援助利用者数	人数 (人)	81	84	87	90	
精神障がい者の自立生活援助利用者数	人数 (人)	0	1	2	3	
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数	人数 (人)	2	3	4	5	
精神障がい者の短期入所利用者数	人数 (人)	5	5	5	5	

(2) 相談支援体制の充実・強化等（活動指標）

基幹相談支援センターの設置に向けて取り組み、当該センターと地域生活支援拠点等および自立支援協議会との連携に努めます。

自立支援協議会における個別事案の検討を通じた地域における課題解決に向けて取り組みます。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第8期計画値		
		令和8年度 (見込み)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	無	有	有	有
協議会の実施回数	回数 (回)	6	6	6	6
協議会の専門部会設置数	部会数 (部会)	5	5	5	5
協議会における個別事例の検討実施回数	実施回数 (回)	3	3	3	3
協議会における個別事例の参加機関数	機関数 (機関)	29	29	29	29

(3) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（活動指標）

職員の積極的な研修への参加を促し職員の資質を高めることにより、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第8期計画値		
		令和8年度 (見込み)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加人数	人数 (人)	8	8	8	8

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 市民・地域・行政等の基本的役割

「地域共生社会」を実現させていくためには、行政だけでの取り組みでは不十分であり、地域住民との共働が必要となります。また、地域にはさまざまな課題があり、地域の中で活動するボランティア、民生児童委員、社会福祉協議会、社会福祉事業者、自治会等が地域福祉の重要な担い手となります。

本計画の推進にあたっては、地域福祉を担うさまざまな主体が互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら共働して計画を推進していくことが重要となります。

① 市民・当事者の役割

地域福祉推進の主役である市民には、福祉サービスの受け手としてだけではなく、担い手であるという認識を持ち、地域社会を構成する一員として積極的に地域活動に参加し、支え合う地域社会づくりを推進する役割が期待されています。また、令和6年度より合理的配慮の提供の義務化に伴い、障がいのある人から社会的障壁を取り除くよう求められた場合には、過度の負担にならない範囲での対応をしなければなりません。

当事者およびその家族による関係団体等では、障がい者自身が悩みや心配ごとなどを分かち合い、支え合って社会の偏見や差別をなくすために活動しています。さらに、地域活動支援センターでは、地域で生活する精神障がい者等の日中活動の場を提供するとともに、障がいに対する普及啓発活動や障がい者どうしの交流、利用者が企画するイベント、利用者どうしで悩みを共有・相談し合うピアサポート活動も行っており、障がいをはじめとするさまざまな困難を抱える「当事者」の経験が地域の人びとが互いに支え合う体制づくりの一助となると期待されます。

② 民生児童委員の役割

民生児童委員は、地域の人びとが自立して暮らすためのさまざまな支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを進める役割を果たしています。民生児童委員には「社会福祉に関する活動を行うもの」として、地域福祉の推進に努めることが求められています。また、生活上の課題がありながら福祉サービスの対象とならない人や利用をためらう人への対応、不安や孤独等の心の問題を抱えている人の発見と、それらの人びとを必要なサービス等へつなぐ相談・支援の役割が期待されています。

③ 社会福祉協議会の役割

坂出市社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられており、行政と共働して、住民や各種団体等との調整役として大きな役割を果たすことが求められています。

また、地域の重要な課題について、地域住民、その他の団体を交えて意見交換等を行い、障がい者福祉施策をはじめとする地域福祉推進を先導していくことが期待されています。

④ 社会福祉事業者の役割

障がい福祉サービス等の提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められています。

また、多様化する福祉ニーズに対応するため、既存のサービスの充実や新しいサービスの創出を図るとともに、地域住民との交流により、相互の理解を深めることで地域の社会資源として専門性を活かした地域貢献を行うことが期待されています。

⑤ 保健・医療の役割

障がいの種類には、疾病を原因とするものがあり、健診の受診を促進することで予防できる可能性が高くなるため、早期発見・早期治療を推進することが求められています。

また、障がい児の特性に応じて相談する初めての窓口となる機会が多く、今後のサービスへ繋げる重要な機関となっています。相談者の不安を緩和するとともに、ライフステージに応じた対応が期待されています。

⑥ 行政の役割

本市の障がい者福祉施策の推進にあたっては、地域住民や関係団体等の自発的な取り組みも重要です。行政は、市民の福祉向上のため、福祉施策を総合的に推進する役割を担っており、地域住民や関係団体等の自発的な取り組みを促進するため、地域の各種団体の役割を踏まえつつ、相互に連携・協力を図りながら計画的かつ効果的な支援を行っていきます。

また、近年、障がい福祉の施策においては制度改正が多く、利用者が内容を把握しきれない状況があります。今後、利用者の意思でサービスを選択していくためには制度や新規サービスの内容理解を深めていくことが重要であり、市広報誌や各種パンフレット、ホームページなどさまざまな広報媒体の活用による制度の周知を行い、障がいに応じた適切な情報提供と円滑なサービス提供を行います。

（2）庁内関係各課との連携

障がい者に対する施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、介護、教育、住宅、交通、情報等、広範な分野にわたるため、ふくし課が中心となり、庁内関係各課との相互連携を図りながら、計画を推進します。

（3）関係機関との連携

計画の実施にあたっては、ハローワークや特別支援学校、国や県の関係機関、大学等の研究機関、また、障がい者団体、医師会、歯科医師会、自治会、民生児童委員、婦人会、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携するとともに、施設の広域利用等、近隣市町とも連携を図りながら、円滑な事業の実施に努めます。

また、中讃東圏域地域自立支援協議会による地域の関係機関とのネットワークを活用し、計画の実現に向けた協議等を行います。

2 計画の点検・評価および改善

本計画については、PDCAサイクルのプロセスに従い、成果目標の達成状況等について、点検・評価を行います。計画の見直し等については、必要に応じて「坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会」を設置し、全体の総合調整を行います。

点検・評価および改善にあたっては、県、近隣市町等との連携を図るとともに、中讃東圏域地域自立支援協議会等を活用することにより、関係者の意見を聞く中で検討を行っていきます。

資料編

1 坂出市障がい者福祉計画および第8期障がい福祉計画策定経過

年月日	内 容
令和8年 2月 5日	第1回坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会の開催
3月9日～3月31日	アンケート調査の実施
4月1日～4月24日	事業所ヒアリング調査の実施
4月17日～4月30日	庁内ヒアリング調査の実施
4月1日～5月24日	関係団体ヒアリング調査の実施
6月25日	第2回坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会の開催
9月17日	第3回坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会の開催
10月22日	第4回坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会の開催
令和8年 〇月 〇日～〇月 〇日	坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画（案）についてのパブリックコメント（意見公募）を実施

2 坂出市障がい者福祉計画および第8期障がい福祉計画について（提言）

令和〇年〇月〇日

坂出市長 有福 哲二 殿

坂出市障がい者福祉計画および
障がい福祉計画策定協議会

策定協議
定について
ここに、
す。

最新データに差し替え予定

美

計画の策
いたしま

1. 障がいの有無にかかわらず、基本的人権により誰もが個人として尊重されなければならない。本市の基本理念「健やかで心豊かに暮らせる坂出」と、4つの基本目標の実現のため常に現状を把握し、防災対策などをはじめ重要な課題を解決するため関係機関、関係団体等と連携を図ること。
2. 障がい者自らが選択し、地域で自立した生活を送るためには、市民一人ひとりが障がいや障がい者に対する理解を深めていくことが重要である。行政は特性に応じた障がいや障がい者に対する理解の促進を図るため、障がいのある人と地域、障がい者団体どうしの橋渡しをすべきである。その実現のために関係団体等とも連携しながら障害者差別解消法を遵守し、合理的配慮に取り組み、障がい者差別の解消に向けた広報活動も推進すること。
3. 計画の目標を達成していくために、総合的かつ計画的に施策を推進するとともに、定期的な点検・評価を行い、当事者の社会参加に貢献しなければならない。その実現のために、当事者の課題や問題にきめ細やかな対応や庁内関係各課やさまざまな関係機関等と相互連携を行い、支援体制の充実を図ること。

3 坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、坂出市障がい者福祉計画を見直し、および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、第8期障がい福祉計画の策定業務を行うため、坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 坂出市障がい者福祉計画および第8期障がい福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、関係団体および関係機関代表者、公募により選出された者、関係行政機関の職員等をもって構成し、市長が委嘱し、または任命する。
- 3 前項の公募の手続は、市長が別に定める。
- 4 委員が欠けたときは、後任の委員を補充することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第1条に定める目的が達成されたときまでとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により、これを定める。

- 2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会において必要があると認めたときは、関係者に対し、会議への出席を求め、意見または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所ふくし課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年9月20日から施行する。

(最初の協議会の招集)

- 2 この要綱による最初の協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、協議会の目的が達成されたときに、その効力を失う。

4 坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会委員名簿

番号	区 分	所属団体	氏 名
1	学識経験者	四国学院大学	浜 田 知 美
2	//	坂出市医師会	淡 河 洋 一
3	//	坂出市歯科医師会	藤 澤 重 樹
4	//	香川県防災士会	本 多 秀 司
5	関係団体	坂出市連合自治会	小 坂 雅 洋
6	//	坂出市婦人団体連絡協議会	津 山 京 子
7	//	坂出市民生児童委員協議会連合会	吉 林 照 美
8	//	坂出市社会福祉協議会	松 原 秀 和
9	//	坂出市身体障がい者団体連合会	別 府 健 二
10	//	坂出市手をつなぐ育成会	岩 田 美 郁
11	//	坂出市精神障害者家族会	馬 場 一 起
12	関係機関	障害者生活支援センターピア（身体）	川 田 恵 子
13	//	香川県ふじみ園相談支援センター（知的）	大 坪 淳 子
14	//	相談支援事業所わかたけ（精神）	森 亮 治
15	//	香川県中讃保健福祉事務所	萬 藤 愛
16	//	坂出公共職業安定所	山 口 晃 美
17	公募委員	市民代表	土 生 奈 加
18	//	//	吉 田 典 子

5 用語解説

あ

医療的ケア児

医学の進歩等を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な状態にある障害児や重症心身障害児（者）のこと。

インクルーシブ教育

障がいの有無にかかわらず共に学ぶことを通して、共生社会の実現に貢献しようという考え方であり、平成18年12月の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」で示されたもの。日本においても同条約の批准に向けて平成23年8月に障害者基本法が改正され、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮」（16条）を行うことが示された。障がいなどの特性に応じたきめ細かな教育により、障がい児の能力を可能な限り伸ばすことが求められている。

か

K-MIX R BASIC

香川県医師会に設置された、かがわ医療情報ネットワーク（K-MIX R）協議会が運営するシステム。香川県内の医療関連施設（病院・診療所・調剤薬局・企業等）を情報ネットワークで繋ぎ、医療情報を相互に共有することで、質の高い医療サービスを実現する仕組み。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の権利やニーズ表明を支援し代弁すること。

高次脳機能障がい

頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等の認知障がいが生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難になる障がい。

合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で行われる、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。障がい者一人ひとりの特徴やニーズ、その場の状況に応じた変更や調整など、それぞれ個別の対応となる。なお、障害者差別解消法が令和6年度より改正され事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。

さ

児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、かつ心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。昭和22年12月12日公布。障がい児を対象としたサービスは、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編された。

重層的支援体制整備事業

市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するもの。

手話奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、言語・聴覚障がいのある人のために手話通訳を行う人。

障害者基本法

障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和45年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成5年に「障害者基本法」として全面的に改正された。この際、障がい者とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者と定義された。

障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。施行日は、平成28年4月1日。

障害者週間

従来、国際障害者年を記念し、障がい者問題について国民の理解と認識をさらに深め、障がい者福祉の増進を図るため12月9日を「障害者の日」として定めていたが、平成16年の「障害者基本法」改正により毎年12月3日から9日までの1週間が「障害者週間」と定められた。

障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために、就業に伴う日常生活または社会生活上の支援が必要な障がい者に対し、福祉部門と雇用部門との連携をとりつつ、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行う機関のこと。

障害者総合支援法

「障害者自立支援法」（平成１７年法律第１２３号）の一部が改正され、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」（通称「障害者総合支援法」）に改題されたもの。

障害者の権利に関する条約

国連総会において平成１８年１２月に採択され、障がいのある人の固有の尊厳、個人の自律および自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がいのある人に保障されるべき個々の人権および基本的自由について定めた上で、この人権および基本的自由を確保し、促進するための措置を締約国がとること等を定めている。

自立支援医療

心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療で、具体的には、育成医療、更生医療、精神通院医療で構成されている。

身体障がい

先天的あるいは後天的な理由（疾病や事故等）で身体の一部が機能しない状態のこと。視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、脳性麻痺、内部障がい等がある。

スクールカウンセラー

児童生徒の不登校や校内での問題行動などの対応に当たり、専門的な心理学知識や心理援助知識が求められることがあり、各教育機関において、そのような高度な専門的知識を有し、心理相談業務に従事する心理職専門家のことを指す。

スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、課題を抱えた児童生徒に対し、その児童生徒がおかれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材のこと。

精神障がい

意識、知能、記憶、感情、思考、行動といった機能障がいにより、社会生活に支障が出ている状態。統合失調症、気分障がい、てんかん、精神薬物による中毒・依存等がある。

精神保健福祉士

精神保健福祉士法で位置づけられた、精神障がい者に対する相談援助などの業務に携わる専門職。また、精神保健に関する課題は、自殺、ひきこもり、虐待等、複雑・多様化している。精神障がいとは診断されていないかたについても、令和6年4月の精神保健福祉士法の改正により、精神保健に課題を抱える者として、相談の対象者として拡充されました。

成年後見制度

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等を法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。

相談支援専門員

障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援など、障がい者（児）の全般的な相談支援を行う専門職。相談支援従事者初任者研修の受講、相談支援業務や介護業務での実務経験を満たすことが資格要件とされている（厚生労働省令）。なお、資格は更新制で、5年に一度、相談支援従事者現任研修を受ける必要がある。

た

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域自立支援協議会

障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、障がいのある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関等、地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向けて協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。なお、坂出市、宇多津町および綾川町に住所を有する障がい者等への自立のための相談支援事業をはじめとする地域における支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす協議の場とするため、平成18年10月より1市2町で「中讃東圏域地域自立支援協議会」を共同設置している。

地域生活支援事業

「障害者総合支援法」に基づく事業で、介護給付や訓練等給付等によるサービスとは別に、地域での生活を支えるために市町村および都道府県が主体となって取り組むさまざまな事業の総称。

知的障がい

知的機能の障がいが発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもの。

デイジー（図書）（DAISY: Digital Accessible Information System）

視覚障がいなどで活字の読みが困難なかたのために製作されるデジタル図書の国際標準規格のこと。

特別支援学級

知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい等の障がいのある児童生徒のために、小中学校に設置された学級。

特別支援学校

従来のもう・ろう・養護学校といった障がい種別を超えた学校制度。対象とする障がいは、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障がいの程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠如多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

特別支援教育コーディネーター

特別支援学校や小中学校において、特別支援教育を推進する役割を中心的に担う教諭。発達障がい児に関する教育相談、福祉・医療等の関連諸機関との連携調整役となる。

な

難病

昭和47年に厚生省の定めた「難病対策要綱」によれば、①原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず著しく介護等を要するため家庭の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病、とされている。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

は

発達障がい

自閉症スペクトラム、学習障がい（LD）、注意欠如多動性障がい（ADHD）、発達性協調運動症（DCD）、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。

PDCAサイクル

Plan-Do として効果的な計画の策定・実施、Check として計画の成果の客観的な検証、Action として検証結果を踏まえた施策の見直しや計画の改訂という一連のプロセス。

福祉避難所

災害時に高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来す人を受け入れてケアする避難所。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がい者雇用の割合。

ま

マイナンバーカード

国民全員に指定されている 12 桁の個人番号であるマイナンバーが記載され、本人確認を 1 枚で行うことができるカード。

民生児童委員（民生委員・児童委員）

民生委員は、「民生委員法」に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が、市町村・都道府県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。任期は 3 年で、職務は、①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力等である。また、「児童福祉法」による児童委員も兼ねている。

や

ヤングケアラー

家族に障がいや病気、要介護状態、精神疾患などがあることにより、本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護、きょうだいの世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。

ら

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のあるかた等を対象として、障がいの早期発見・早期治療または訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

6 相談・支援窓口一覧

関 係	所 属	電話番号	内 容
市	坂出市ふくし課	0877-44-5007	市の障がい福祉担当課 障がい者虐待防止センター
社会福祉 協議会	坂出市社会福祉協議会	0877-46-5078	福祉全般に関する相談
	坂出市成年後見センター	0877-46-5038	成年後見制度等に関する 相談
相談支援 事業者 (委託)	障害者生活支援センターピア	0877-56-3070	主に身体障がい相談
	香川県ふじみ園相談支援センター	0877-98-3163	主に知的障がい相談
	中讃地域生活支援センター	0877-56-3200	主に精神障がい相談
	相談支援事業所わかたけ	0877-59-0582	主に精神障がい相談
	相談支援センターfine (ファイン)	0877-48-3400	主に精神障がい相談
	坂出市医師会在宅医療介護連携 支援センター	0877-46-2602	主に在宅医療・介護連携に 関する相談
国・県 (委託含む。)	香川県障害福祉課	087-832-3291	県の障がい福祉担当課
	香川県障害福祉相談所	087-867-2696	障がいに関する相談 発達障がい相談 障害者権利擁護センター
	香川県視覚障害者福祉センター	087-812-5563	視覚障がい相談
	香川県聴覚障害者福祉センター	087-868-9200	聴覚障がい相談
	香川県中讃保健福祉事務所 (中讃保健所)	0877-24-9963	こころの健康相談 子育て相談
	香川県精神保健福祉センター	087-833-5560	精神保健福祉相談 こころの電話相談
	香川県ひきこもり地域支援 センター「アンダンテ」	087-804-5115	ひきこもり相談
	香川障害者職業センター	087-861-6868	就職・雇用相談
	ハローワーク (坂出公共職業安定所)	0877-46-5545	就職相談
	障害者就業・生活支援センター くばら	0877-64-6010	就業相談
	香川県発達障害者支援センター 「アルプスカガわ」	087-866-6001	発達障がい相談
	かがわ総合リハビリテーション センター	087-867-7686	高次脳機能障がい相談
	香川県子ども女性相談センター	087-862-8861	女性相談
	香川県西部子ども相談センター	0877-24-3173	子育て相談

坂出市障がい者福祉計画および第8期障がい福祉計画

発行日：令和9年3月

発行者：坂出市ふくし課 障がい福祉係

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号

T E L : 0877-44-5007

F A X : 0877-45-7270

E-mail: fukusi@city.sakaide.lg.jp